

各府省におけるRIAの実施状況(個表)

表 RIA-1 公正取引委員会におけるRIAの実施状況(3件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
1	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 総務課 企画室	独占禁止法違反行為に対する課徴金賦課(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	平成17年3月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年5月	【目的】 現在、我が国においては、市場原理・自己責任原則に立脚した経済社会の実現のために抜本的な経済構造改革を推進することが喫緊の課題となっている。また、そのためには、カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為に対する執行力・抑止力を十分なものにしていく必要がある。また、従来みられた価格カルテル行為に加えて、供給量、市場占有率、取引先等を制限するカルテル行為等がみられるなど違反行為の態様も多様化してきている。特定の有力な事業者が他の事業者に対価・供給量・供給先等を指示するなどその事業活動を支配して、市場全体の価格・供給量のコントロールを図る私的独占については、他の事業者の事業活動の排除を併せて行っている場合も含めて、経済実態として価格カルテル等と変わらないと評価できる。 カルテル禁止規定等の実効性を確保することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという独占禁止法の目的に資する。 【内容】 上記措置を導入するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に所要の改正を行う。	過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5%(約9割の事案で8%以上)の不当利得があるとみられるため、課徴金算定率を6%から10%に引き上げる(違反行為を繰返した場合は、15%)ことにより、独占禁止法違反行為が抑止される。 購入カルテルについては、価格カルテルと同様、経済的利得を得ているとみられ、課徴金の対象とすることで違反行為の抑止が図られる。 対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するため、課徴金の対象とすることで、違反行為の抑止が図られる。	購入カルテル及び対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占事案における課徴金を算定するために要するコスト。(行政コスト) 課徴金対象行為の違反事業者については、課徴金の負担の増加が見込まれる。 また、購入カルテル、対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占を行った事業者については、新たに課徴金の負担が生じる。 ただし、課徴金制度は、独占禁止法違反行為を行った事業者に対し、課されるものであり、違反行為を行っていない事業者に対して、新たな負担を強いるものではない。(遵守コスト)	代替手段としては、現状維持があるが、その場合、過去のカルテル・入札談合を分析・推計すると、平均16.5%(約9割の事案で8%以上)の不当利得があるとみられながら、現行制度で対応するとすれば、違反行為を繰返す事業者が跡を絶たない状況が改善されない。 また、対価、供給量、市場占拠率又は取引先を制限する私的独占については、違反事業者が他の事業者を支配しているだけで、価格カルテルと同様の経済実態が存在するにもかかわらず、課徴金の適用対象外であれば、違反行為の抑止が働かない。購入カルテルについても同様である。 さらに、独占禁止法違反行為による価格の上昇・硬直化等に伴う経済厚生低下が生じる。	「独占禁止法研究会報告書」(平成15年10月公表)の提言事項 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月20日、独占禁止法改正法案成立 平成18年1月4日、施行	改正法施行後5年以内に行う。
2	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 総務課 企画室	課徴金減免制度(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	平成17年3月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年5月	【目的】 カルテル・入札談合は、密室の行為であり、発見・解明が困難であることを踏まえ、違反行為の摘発により、事案の真相究明、違法状態の解消及び違反行為の防止を十分に図るためには、違反行為を自ら報告してきた事業者に対して、措置を減免する制度を導入することが適当であるとの認識から、欧米やアジアの各国におい	課徴金減免制度を導入することにより、密室の行為であるカルテル・入札談合の発見・解明に資する。 また、違反行為から離脱するインセンティブを与え、企業の法令遵守の取組を後押しすることに資する。	減免申請の窓口等の体制整備。(行政コスト) 課徴金減免制度は、違反事業者に対して課される課徴金を減免するものであり、事業者に対して、新たな負担を強いるものではない。(遵守コスト)	代替手段としては、現状維持があるが、その場合、カルテル・入札談合は、密室の行為であることから、発見・解明が困難であり、違法状態の解消及び違反行為の防止を十分に図ることができない。また、独占禁止法違反行為が排除されないこと等による価格の上昇・硬直化等に伴う経済厚生低下が生じる。 カルテル・入札談合は、密室の行為であ	「独占禁止法研究会報告書」(平成15年10月公表)の提言事項 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月20日、独占禁止法	改正法施行後5年以内に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				て、いわゆるリニエンシー制度が導入されている。同制度は、多くの国際カルテル事件等の調査において有効に機能しており、OECDも同制度が違反行為の摘発、抑止に大きな成果をあげているとして、加盟国政府に同制度の導入を推奨している。 【内容】 上記措置を導入するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に所要の改正を行う。			り、課徴金減免制度を導入することにより、違反行為の発見・解明に資するため、現状が改善される効果があるものと思料される。	改正法案成立 平成18年1月4日、施行	
3	公正取引委員会 事務総局 経済取引局 総務課 企画室	価格の同調的引き上げに関する報告の徴収制度(規制の廃止) 【RIAの対象とした法令】 ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	平成17年3月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年5月	【目的】 年間国内総供給価額が600億円超で、かつ、上位3社の市場占拠率の合計が70%超という市場構造要件を満たす同種の商品又は役務につき、首位事業者を含む2以上の主要事業者(市場占拠率が5%以上であって、上位5位以内である者をいう。)が取引の基準として用いる価格について、3か月以内に、同一又は近似の額又は率の引き上げをしたときは、公正取引委員会は、当該主要事業者に対し、当該価格の引き上げ理由について報告を求めることができる。 意思の連絡なく価格を一斉に引き上げる行為に対してはカルテル規制では捕捉できないことから、価格の同調的引き上げが行われた場合に値上げ理由の報告を求め、国会への年次報告でその概要を示すこととすることにより、企業の価格決定が慎重になり、公正かつ自由な競争の促進に資することになることを期待して設けられたもの。 【内容】 上記規制を廃止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に所要の改正を行う。	事前に限定的な業種かつ価格の引き上げにのみ規制の網をかけておくのではなく、競争政策上望ましくないと考えられる同調的行為があれば、個別に理由を求めるなどの調査をすることにより、効果的に摘発に力を注ぐことができる。	—	代替手段としては、報告の徴収制度の維持があるが、報告の徴収制度は、導入当初期待されていた価格の同調的引き上げ行為に対して十分に抑止力を発揮しているとはいえない。また、監視対象品目及び周辺の品目について、監視対象に該当するか否かの視点から市場規模やシェアの調査を継続的に行い、これを踏まえて監視対象リストの改定を定期的に行うこととなるとともに、企業は、ビジネス上正当な行為を行っている場合であっても、価格引き上げの理由について報告書を提出する作業が生じる。 価格の同調的引き上げは、①巧妙に意思の連絡を明らかにせず、意思の連絡がないかのようにみえるカルテル行為、②実際にも意思の連絡の一切ない同調行為に理論上区別できるが、運用状況や企業の意識の変化、運用改善等による対応についての検討を踏まえれば、政策的には、独占禁止法上は理由の報告等の特別の対応を行うよりも、上記①に向けたカルテルの効果的な摘発に力を注ぎ、同②のために用いているリソースを振り向けていくことが適当であると思料される。	独占禁止法研究会報告書(平成15年10月公表)の提言事項 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月20日、独占禁止法改正法案成立 平成17年5月27日、同制度の廃止	—

表 RIA-2 国家公安委員会・警察庁におけるRIAの実施状況(13件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
4	警察庁 生活安全 局生活環 境課	デリバリーヘルス 営業関係 ・ デリバリーヘ ルス営業に係る 受付所及び待機 所を届出対象に 追加 ・ 受付所に対す る店舗型ファッ ションヘルスと同 様の営業禁止区 域等の規制の適 用 ・ 警察職員によ る立入りの対象 施設にデリバリー ヘルス営業に係 る事務所、受付 所及び待機所を 追加 (規制の追加、強 化、拡充) 【RIAの対象とし た法令】 ・風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する 法律第31条の 2第1項、第31条 の3第2項、第37 条第2項	平成17年2月 (当該法律案の 国会提出時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 -	【目的】 デリバリーヘルスの営業について、店舗 型ファッションヘルスの営業所類似の受 付所が多数出現し、善良の風俗と清浄な 風俗環境を害しているほか、同営業にお いては、年少者使用が後を絶たず、また、 人身取引の被害者が接客業務に従事し ている可能性もある。 したがって、当該営業に係る受付所及び 派遣従業者の待機所を届出事項に追加 するとともに、受付所については、店舗型 ファッションヘルスに対する規制を適用 し、その設置地域、営業時間、客引き行 為等を規制し、また、各種規制の遵守状 況を確認するため、デリバリーヘルス営業 の本拠となる事務所、受付所及び待機所 を警察職員の立入対象とすることにより、 善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等 に資する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に関する法律 に所要の改正を行う。	受付所や待機所を立入りの対象とすること により、デリバリーヘルス営業による年少 者使用、年少者を受付所に客として立ち 入らせること等の各種違法行為が防止さ れるほか、受付所の設置を抑制すること により、脱法的な店舗型ファッションヘル スを抑制するなど、善良の風俗、清浄な 風俗環境の保持、少年の健全育成に資 する。(社会的便益)	届出事項の追加による営業管理システム の整備に要する費用及び立入事務の増 加。(行政コスト) 届出書の記載事項及び添付書類の増加 に伴い負担が増加する。立入りについて は、恒常的なものではなく、必要な限度に おいてのみ行われるものであるから、負担 は少ない。(遵守コスト)	代替手段としては、現状維持が考えられ るが、その場合、受付所及び待機所にお ける各種違法行為を防止することが困難 となり、取締り等に要する負担が増加す る。また、受付所が無制限に設置されるこ とにより、善良の風俗、清浄な風俗環境を 害し、少年の健全育成に悪影響を及ぼ す。	有識者で構成さ れる風俗行政研 究会において、 効果が期待でき る対策とされた。 【RIA結果の活 用状況】 規制制定過程に おける客観性と 透明性の向上を 図るため公表。 平成17年2月25 日、第162回国 会に改正法律案 提出	平成23 年2月 頃まで
5	警察庁 生活安全 局生活環 境課	広告規制関係 ・ 性風俗関連特 殊営業を営む者 による人の住居 へのビラ等の頒 布、広告制限区 域等における広 告物の表示等の 直罰化及び無届 業者の広告宣伝 等の禁止 (規制の追加、強	平成17年2月 (当該法律案の 国会提出時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 -	【目的】 性風俗関連特殊営業については、一般 家庭の郵便受け等にビラを投げ込んだ り、広告制限区域等において広告物を表 示することが禁止されており、これらの違 反行為は行政処分の対象とされている が、行政処分のみでは状況が改善されな かった。 したがって、これらの違反行為を直罰化 する。また、一般家庭の郵便受け等に投 げ込まれたビラや新聞、雑誌等に掲載さ れている店舗型、無店舗型の性風俗特殊	性風俗関連特殊営業に係るビラ等のはん 濫が防止され、善良の風俗と清浄な風俗 環境の保持、青少年の健全育成に資す る。(社会的便益) 法の規定に従って届出をしている業者に とっては、競争関係にある無届業者が排 除される利益がある。(関連業界への便 益) 客となる意思のない者の住居に性風俗関 連特殊営業に係るビラ等が投げ込まれる ことを防止でき、住居の平穏が守られる。 (国民への便益)	取締りの負担は増加するが、従来に比べ て効率的な取締りが可能となる。(行政コ スト)	代替手段としては、現状維持が考えられ るが、その場合、性風俗関連特殊営業に 係るビラ等のはん濫を十分に抑止できな い現状が改善されない。	有識者で構成さ れる風俗行政研 究会において、 効果が期待でき る対策とされた。 【RIA結果の活 用状況】 規制制定過程に おける客観性と 透明性の向上を 図るため公表。	平成23 年2月 頃まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条の2、第28条第5項、第31条の2の2等		営業に係る広告宣伝の多くが無届営業によるものであることから、無届業者による広告宣伝を禁止することにより、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等に資する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。				平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	
6	警察庁生活安全局生活環境課	客引き規制関係 ・客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条、第28条第12項、第31条の3第2項等	平成17年2月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 最近、風俗営業等を営む者が、客引きの規制から逃れるため、店の名前や具体的な文言を言わないまま、相手の前に立ちふさがったり、相手につきまといたりしながら声を掛け、相手に関心を示してから客引きに移行する形態が増加している。これらの行為は、外形上は客引きに類似し、客引き行為と同様に善良の風俗と清浄な風俗環境を害している。 したがって、これらの「立ちふさがり」や「つきまとい」行為を禁止することにより、善良の風俗と清浄な風俗環境の保持等に資する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	善良の風俗と清浄な風俗環境の保持が図られる。(社会的便益) 風俗営業等の客となる意思のない一般の通行人に対する「立ちふさがり」や「つきまとい」行為が防止でき、一般の通行人が不快な思いをしなくなる。(国民への便益)	従来の客引きの取締りの延長で行うことができる事務であり、特に取締りの負担は増加しない。(行政コスト)	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、客引き類似の「立ちふさがり」、「つきまとい」行為が取り締まれないことにより、善良の風俗と清浄な風俗環境が害される現状が改善されない。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	平成23年2月頃まで
7	警察庁生活安全局生活環境課	風俗営業許可の欠格事由等関係 ・風俗営業の許可の欠格事由等の追加(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第1項、第30条第1項等	平成17年2月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 人身取引の被害者が風俗営業、性風俗関連特殊営業において稼働している実態がある。 したがって、刑法に新設される人身売買に関する罪等を、風俗営業の許可の欠格事由及び性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の事由に追加することにより、これらの営業が人身取引の温床となることを防止する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に所要の改正を行う。	人身売買に関する罪を犯したブローカー等が風俗営業及び性風俗関連特殊営業から排除され、人身取引の防止が図られる。(社会的便益)	風俗営業の許可や性風俗関連特殊営業の営業停止等命令の制度は、従来からあり、行政の負担が増加するものではない。(行政コスト)	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、①人身売買の罪等を犯した者であっても、風俗営業や性風俗関連特殊営業を営むことが可能となるが、このような者による営業を認めることに社会的利益はない、また、②人身取引のブローカー等が風俗営業及び性風俗関連特殊営業を営むことが可能となり、これらの営業が人身取引の温床となるおそれが高まる。	有識者で構成される風俗行政研究会において、効果が期待できる対策とされた。 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	平成23年2月頃まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
8	警察庁 生活安全 局生活環 境課	接客従業者の在 留資格関係 ・ 風俗営業者等 に対する接客従 業者の在留資格 等の確認の義務 付け (規制の追加、強 化、拡充) 【RIAの対象とし た法令】 ・風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する法律第36条の2	平成17年2月 (当該法律案の 国会提出時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 －	【目的】 風俗営業等に不法就労する外国人(特に 女性)が後を絶たず、人身取引及び売春 等の違法行為の温床となっている。 したがって、接待飲食等営業、店舗型性 風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営 業及び夜間における酒類提供飲食店営 業を営む者は、その営業に関し客に接す る業務に従事する者の在留資格、在留期 間等を確認し、確認の記録を作成・保存 しなければならないこととすることにより、 風俗営業等に係る不法就労の防止対策 を強化し、風俗営業等に関する外国人に 係る人身取引及び売春等の違法行為を 防止する。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に関する法律 に所要の改正を行う。	人身取引の被害者が風俗営業等に不法 に就労することが防止され、人身取引の 防止が図られる。(社会的便益)	特別な負担は増加しない。(行政コスト) 就労資格の確認記録の作成及び保存の 負担が増加する。ただし、現行法におい ても、従業者名簿(労働者名簿)の作成・ 保存が義務付けられていることから、実際 の負担は、それほど増加しないと見込ま れる。(遵守コスト)	代替手段としては、現状維持が考えられ るが、その場合、風俗営業及び性風俗関 連特殊営業が外国人の不法就労、人身 取引の温床となり、各種違法行為や人権 侵害が行われやすくなる。	有識者で構成さ れる風俗行政研 究会において、 効果が期待でき る対策とされた。 【RIA結果の活 用状況】 規制制定過程に おける客観性と 透明性の向上を 図るため公表。 平成17年2月25 日、第162回国 会に改正法律案 提出	平成23 年2月 頃まで
9	警察庁 生活安全 局生活環 境課	届出受理書関係 ・ 性風俗関連特 殊営業を営む者 に対する届出受 理書の備付け及 び提示義務 (規制の追加、強 化、拡充) 【RIAの対象とし た法令】 ・風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に関する法律第27条第4項・第5項、第31条の2第4項・第5項等	平成17年2月 (当該法律案の 国会提出時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 －	【目的】 各種犯罪の温床となっている無届の性風 俗関連特殊営業を排除するためには、届 出書を提出した業者であるか否かを外形 的に判別することができる仕組みを構築 する必要性が高い。 したがって、公安委員会は、性風俗関連 特殊営業を営もうとする者から届出書の 提出があったときは、当該届出書の提出 者に届出受理書を交付することとし、性風 俗関連特殊営業を営む者は、当該届出 受理書を、その営業所等に備え付けると ともに、関係者から請求があったときは提 示しなければならないこととすることによ り、無届の性風俗関連特殊営業を排除す る。 【内容】 上記措置を実施するため、風俗営業等の 規制及び業務の適正化等に関する法律 に所要の改正を行う。	無届業者が排除され、無届業者による年 少者使用、ピラ頒布、売春の周旋等の各 種違法行為が防止される。(社会的便益) 法の規定に従って届出をしている業者に っては、競争関係にある無届業者が排 除される利益がある。(関連業界への便 益) 客又は従業者となろうとする者、広告宣 伝業者、営業所等の場所を提供している者 等が、無届業者による違法行為に巻き込 まれたり、無届営業を助長することが防止 される。(国民への便益)	届出受理書を交付する事務が増加する。 ただし、届出の受理は従来から行ってお り、事務量の増加はそれほど大きくないと 見込まれる。(行政コスト) 関係者から請求があったときは、届出受 理書を提示しなければならない。(遵守コ スト)	代替手段としては、「公安委員会が届出 書を提出した業者の一覧表を作成し、公 表する」ことが考えられるが、その場合、届 出受理書の交付と同様に、届出書を提出 した業者であるか否かを外形的に判断で きるが、関係者にとって、公安委員会に赴 いて一覧表を閲覧することやホームペー ジ上で届出書を提出した業者を検索する ことは、性風俗関連特殊営業を営む者に 届出受理書の提示を求めることに比べて 負担が重く、また、ホームページの更新等 の行政コストも届出受理書の交付に比べ て大きい。	有識者で構成さ れる風俗行政研 究会において、 効果が期待でき る対策とされた。 【RIA結果の活 用状況】 規制制定過程に おける客観性と 透明性の向上を 図るため公表。 平成17年2月25 日、第162回国 会に改正法律案 提出	平成23 年2月 頃まで
10	警察庁 交通局交 通企画課	中型自動車によ る違反行為に対 する使用制限命 令の期間を3月と する (規制の新設) 【RIAの対象とし	平成17年3月 (パブリック・コメ ント実施時期) 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】	【目的】 大型化が進展した貨物自動車による交通 事故を防止するため、平成16年の道路 交通法改正により、新たに自動車の種類 として中型自動車(車両総重量5トン以上 11トン未満)が設けられた。 上記の趣旨に照らすと、中型自動車によ る違反行為が、交通の危険を生じさせ又	中型自動車の使用者に対する使用制限 命令の感銘力が高められ、常習的な違反 行為が抑止され、交通の危険を生じさせ 又は交通の妨害となるおそれが少なくな る。(社会的便益)	特別な負担の増加は生じない。(行政コス ト、遵守コスト、社会的コスト)	代替手段としては、「中型自動車の運転 者が違反行為をした場合における使用制 限命令の期間を大型自動車に係るものよ りも短縮する」ことが考えられるが、その場 合、中型自動車による違反行為が、交通 の危険を生じさせ又は交通の妨害となる おそれは、大型自動車による違反行為と 同様であるにもかかわらず、常習的な違	－ 【RIA結果の活 用状況】 規制制定過程に おける客観性と 透明性の向上を 図るため公表。	平成24 年6月 頃

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		た法令】 ・道路交通法施行令第26条の7、第26条の8	平成17年4月	は交通の妨害となるおそれは、大型自動車による違反行為と同様であることから、中型自動車の運転者が常習的に違反行為をした場合における使用制限命令の期間を大型自動車と同じ3月とすることにより、これを抑止する。 【内容】 上記措置を実施するため、道路交通法施行令に所要の改正を行う。			反行為の抑止が不十分となる。	平成17年5月27日,政令改正	
11	警察庁 交通局運転免許課	中型免許を受けた者に対する運転制限 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・道路交通法施行令第32条の3	平成17年3月 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成17年4月	【目的】 平成16年の道路交通法改正により、中型免許を受けた者で、21歳未満のもの又は中型免許等を受けていた期間が3年未満のものは、政令で定める中型自動車(車両総重量5トン以上11トン未満)を運転することができないこととされた。 緊急自動車については、公益性の高い緊急用務のために道路を迅速に通行する必要性が高いことにかんがみ、通行区分等の特例が認められており、このような自動車を安全に運転するためには、通常の自動車の運転に比べてより高度な技能及び知識が必要とされることから、この政令で定める中型自動車を緊急自動車(公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)とすることにより、緊急自動車である中型自動車の交通事故の防止を図る。 【内容】 上記措置を実施するため、道路交通法施行令に所要の改正を行う。	緊急自動車である中型自動車の交通事故の防止が図られる。(社会的便益)	審査事務が増加する。ただし、平成16年改正前も同様の運転制限があり、審査に関する規定も設けられていたことから、実際の事務量が増加することはないと見込まれる。(行政コスト) 中型免許を受けてから一定の条件を満たすまでは、公安委員会が行う審査を受けなければ緊急自動車を運転することができなくなる。(遵守コスト)	代替手段としては、「中型免許を受けた者が運転することができない自動車として、緊急自動車を定めない」ことが考えられるが、その場合、緊急自動車である中型自動車の事故防止を図ることができない。	— 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年5月27日,政令改正	平成24年6月頃
12	警察庁 生活安全局生活安全企画課	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手続 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 警備業法施行令第1条第1項、第2項	平成17年6月 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成17年6月	【目的】 電磁的方法を用いる場合には、あらかじめ、一定の手続を経て依頼者の承諾を得ることを条件とするなどにより依頼者の保護を図る。 【内容】 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)により、警備業務の契約を締結する際に、依頼者に対して一定の事項を記載した書面を交付することが警備業者に義務付けられるとともに、書面の交付に代えて、依頼者の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法を用いて書面に記載すべき事項を提供することができることとされた。	依頼者の希望する方法により、一定の事項の通知を受けることができる。(国民への便益)	特別な負担の増加は生じない。(行政コスト) 警備業者は、あらかじめ、書面又は電磁的方法による依頼者の承諾を得なければ、書面の交付に代えて、電磁的方法を利用することができない。(事業者コスト) 特別な負担の増加は生じない。(社会的コスト)	代替手段としては、「警備業者は、あらかじめ、書面又は電磁的方法によらない口頭等による承諾さえ得られれば、書面の交付に代えて、電磁的方法を利用することができることとする」が想定されるが、その場合、より迅速な契約締結手続を図ることができる一方、承諾が本人の確定した意思に基づくものであることを担保できなくなるため、警備業者と依頼者の間で後日のトラブルが生じるおそれがある。	— 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年7月15日,政令改正	平成22年11月ごろ

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				この場合には、警備業者は、あらかじめ、依頼者に対し、その用いる情報通信技術を利用する方法(電磁的方法)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないこととする。また、依頼者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、依頼者に対し、電磁的方法を用いてはならないこととする。					
13	警察庁 生活安全局生活安全企画課	登録講習機関の登録の有効期間を3年とする(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 警備業法施行令第2条	平成17年6月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月	【目的】 登録講習機関が登録基準に適合しているかを確認し、登録講習機関の公正性及び講習会の水準を確保する。 【内容】 警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)により、国家公安委員会の登録を受けた登録講習機関が行う講習会の課程を修了した者については、警備員等の検定の試験を免除することとされたところであるが、その登録の有効期間を3年とする。	登録講習機関の公正性及び講習会の水準を確保することにより、警備員等の検定に合格した者の知識及び能力の水準を確保する。(社会的便益)	登録講習機関の登録の更新申請を3年ごとに審査する事務が発生する。(行政コスト) 登録講習機関は、3年ごとに登録の更新を受ける必要がある。(事業者コスト) 特別な負担の増加は生じない。(社会的コスト)	代替手段としては、「登録講習機関の登録の有効期間を10年とする」が想定されるが、その場合、登録講習機関の登録の更新のための事務量が軽減されるとともに、行政の審査事務も軽減される一方、登録講習機関の登録基準への適合性が10年に1度しか確認できないため、結果的に登録基準に適合しない登録講習機関を長期間にわたって放置し、登録講習機関の公正性及び講習会の水準を確保できなくなるおそれがある。	— 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年7月15日,政令改正	平成22年11月ごろ
14	警察庁 生活安全局生活環境課	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第15条の2	平成17年11月7日(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年11月	【目的】【内容】 接客業務受託営業に関して行われる人身取引事犯や年少者使用事犯等の防止を図るため、接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為に、刑法、労働基準法等に規定されている人身取引や年少者使用等に関する罪を追加する。	接客業務受託営業に関して行われる人身取引事犯や年少者使用事犯等を防止できる。(社会的便益)	接客業務受託営業の営業停止命令の制度は、従来からあり、行政の負担が増加するものではない。(行政コスト)	【想定できる代替手段】 人身取引や年少者使用等に関する罪を接客業務受託営業者の重大な不正行為として追加しない(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の期待される効果】 なし。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 接客業務受託営業に関して行われる人身取引や年少者使用等を防止しなければ、風営法の改正により風俗営業や性風俗関連特殊営業を営む者に対する規制を強化しても、善良な風俗、清浄な風俗環境及び少年の健全育成を害する行為の防止に万全を期すことができない。	— 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成17年12月16日,政令改正	平成23年5月ころまで。
15	警察庁 生活安全局生活環境課	準空気銃(圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないもののうち、人を傷害し得るものをいう。以下同	平成18年3月1日(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】【内容】 空気銃に改造されたエアソフトガンを使用して走行中の車に対して弾丸が発射される(平成17年9月、和歌山)など、準空気銃を使用した犯罪が大きな社会問題となっている実態にかんがみ、準空気銃による危害の発生を防止するため、法令に基づき職務のため所持することができる公務員等を除き、準空気銃の所持を禁止す	今回の規制により、準空気銃を使用した犯罪の発生が抑止され、国民の身体に対する危害の発生が防止される。(社会的便益)	取締りの負担が増加する。また、上記の公務員への譲渡し等を目的として準空気銃の製造等を業とする者(使用人を含む。以下「業者」という。)が業務のため準空気銃を所持するための届出を受理する事務が増加するが、同様の届出の受理は従来から行っており、事務量の増加はそれほど大きくないと見込まれる。(行政コスト) 現に準空気銃を所持している者は、当該	【想定できる代替手段】 準空気銃の所持を禁止しない(現状維持)。 【代替手段を用いた場合の想定される効果】 現に準空気銃を所持している者が、当該準空気銃を準空気銃に該当しない物に改造するなどの必要がなくなる。 【代替手段を用いた場合の想定される負	— 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成18年3月7	平成23年8月ころまで。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		じ。)の所持の禁止 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 銃砲刀剣類所持等取締法第21条の3		る。		準空気銃を準空気銃に該当しない物に改造するなどの必要が生じるが、その改造は容易に行えるものであり、過重な負担を強いるものではない。また、業者が上記業務のため準空気銃を所持する場合には、あらかじめ事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出を行う必要が生じるため、これに係る届出の負担は増加するが、恒常的なものではなく、その負担も少ない。(遵守コスト)	担】 準空気銃を使用した犯罪による国民の身体に対する危害の発生の防止を図ることができない。	日、第164回国会に改正法律案提出	
16	警察庁 生活安全 局生活環境課	猟銃の所持許可の欠格事由の追加 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第2項	平成18年3月1日 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 ー	【目的】【内容】 準空気銃を使用した犯罪が大きな社会問題となっている実態にかんがみ、準空気銃を使用して人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪に当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していないこと(以下「準空気銃犯罪歴」という。)を、猟銃の所持許可の欠格事由に追加する。	準空気銃犯罪歴を有する者に対して猟銃の所持許可を与えないこととすることが可能になるため、これらの者による猟銃を使用した犯罪の発生が抑止され、国民の生命又は身体に対する危害の発生が防止される。(社会的便益)	猟銃の所持許可の欠格事由は従来からあるものであり、行政の負担が増加するものではない。(行政コスト)	【想定できる代替手段】 準空気銃犯罪歴を、猟銃の所持許可の欠格事由に追加しない。(現状維持) 【代替手段を用いた場合の想定される効果】 なし。 【代替手段を用いた場合の想定される負担】 準空気銃犯罪歴を有する者による猟銃を使用した犯罪が抑止されず、国民の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることができない。	ー 【RIA結果の活用状況】 規制制定過程における客観性と透明性の向上を図るため公表。 平成18年3月7日、第164回国会に改正法律案提出	平成23年8月ころまで。

表 RIA-3 総務省におけるRIAの実施状況(10件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
17	総務省 消防庁危 険物保安 室	水素供給スタンド の給油取扱所へ の併設 (規制の追加、強 化、拡充) 【RIAの対象とし た法令】 ・危険物の規制 に関する政令	平成17年1月 (パブリック・コメン ト手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 平成17年1月	【目的】 燃料電池自動車に水素を供給するスタン ド(以下「水素スタンド」という。)は、給油 取扱所内に設置することが認められてい ない施設であるが、今回の改正により技 術基準の特例を設け、必要な安全対策を 施すことにより、給油取扱所内に水素スタ ンドを併設することを可能とし、今後の水 素スタンドの効率的な普及に資する。 【内容】 水素スタンドを給油取扱所内に併設する に際し、必要な安全対策を施すため、危 険物の規制に関する政令に所要の改正 を行う。	給油取扱所内に水素スタンドを併設する 場合、以下のような危険要因が想定され るが、技術基準を満たすことにより、これら の危険性を防止(低減)することができる。 ① 水素スタンド設備について、その構造 等の技術上の基準を遵守し、定期的な点 検を行っても、材料劣化等によるガス漏え いが発生し、給油取扱所内の立地という 特殊性から生じる他の危険物への引火に よる火災の危険 ② 車両の増加、輻輳により給油のため の車両が水素スタンド内に進入し衝突 ③ 水素改善装置の原燃料タンクへの荷 卸し中等に発生した原燃料の漏えい火災 が給油取扱所の固定給油設備等に影響 を及ぼす。	技術基準により付加される付加基準は給 油取扱所と水素スタンドの間のレイアウト の基準程度であり、追加の設備はほとん どない。	代替手段としては、技術基準の未設定が 考えられるが、給油取扱所内に水素スタ ンドを併設することができる規定を整備 し、さらに給油設備と水素スタンド設備を 併設させる場合の危険要因に対応した技 術基準を導入することにより、双方間の 危険性が影響しあうことを最小限にするこ とができ、安全性を確保しつつ給油取扱 所内に水素スタンドを併設することができ る。	— 【RIA結果の活 用状況】 パブリック・コメン トの資料として活用 危険物の規制に 関する政令の一 部を改正する政 令(平成17年政 令第23号),平成 17年4月1日施 行	—
18	総務省 消防庁危 険物保安 室	地下貯蔵タンク 本体の構造等の 技術基準に係る 性能規定化 (規制の緩和) 【RIAの対象とし た法令】 ・危険物の規制 に関する政令	平成17年1月 (パブリック・コメン ト手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 平成17年1月	【目的】 危険物を地下に貯蔵する地下タンク貯蔵 所については、タンク本体、タンク専用室 の構造等に関する技術上の基準につい て、具体的に仕様定められているため、 技術の進歩による新たな材料・技術によ って、現在規定されている仕様規定と同 等以上の性能を持つものが開発されて も、技術基準に規定された仕様に合致し ないと使用することができなかつた。そこ で、技術基準に性能規定を導入し、新技 術・新素材の円滑な導入の促進を図る。 【内容】 技術基準に性能規定を導入するため、危 険物の規制に関する政令に所要の改正 を行う。	地下貯蔵タンク本体の構造等について性 能規定化された技術上の基準を定めるこ とにより、タンク本体に係る周囲の土圧、 内容危険物の液荷重、地震の影響等に 耐え得る構造となるため、地下タンク貯蔵 所の安全性が確保される。	地下貯蔵タンク本体の構造等について性 能規定化された技術基準に適合する強 固なタンク等を設置する必要があるため、 遵守コストの発生が予想される。	代替手段としては、「性能規定化しない」 が考えられるが、地下タンク貯蔵所の構造 等の技術基準を性能規定化することによ り、新技術・新素材の導入、安全対策に関 する選択の幅の拡大となる。	— 【RIA結果の活 用状況】 パブリック・コメン トの資料として活用 危険物の規制に 関する政令の一 部を改正する政 令(平成17年政 令第23号),平成 17年4月1日施 行	—
19	総務省 消防庁危 険物保安 室	危険物地下貯蔵 タンク(二重殻タ ンク等を除く。)に 係るタンク専用 室以外の設置方 法の廃止 (規制の追加、強 化、拡充) 【RIAの対象とし た法令】 ・危険物の規制	平成17年1月 (パブリック・コメン ト手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 平成17年1月	【目的】 現在、危険物の規制に関する政令に基づ き、地下に埋設する危険物タンクについ ては、危険物の漏えい防止及び漏えい拡 大防止上の目的から、コンクリート等によ り造られたタンク専用室内に設けることが原 則とされているが、一定の条件により、当 該タンク専用室の省略が認められている。 しかし、近年、タンク専用室を省略した地 下貯蔵タンク(二重殻タンク等を除く。)に おける危険物の漏えい事故が増加傾向 にあることから、地下貯蔵タンク(二重殻タ	タンク専用室内設置又は二重殻タンクの 場合、タンク本体(内殻)から危険物が漏 えいした場合でも、タンク専用室内又は外 殻内で漏えい物が留まるため、タンク専用 室外又は外殻外に危険物が漏えいする 危険性が少ない。 さらに二重殻タンクの場合、タンク本体で 漏えいが発生した場合、内殻と外殻の間 にある漏えい検知設備によって、より確実 にかつより速やかに漏えいを発見できる。 また、タンク本体が直に土砂と接触してい ないため、腐食等による劣化が発生しにく	タンク室省略工事と比較して、概ね、タン ク室設置工事は1.5~2.0倍、二重殻タン ク(SF)にあつては1.05倍~1.2倍の工事 費が必要となる。(遵守コスト) (参考) 設置費用の例 二重殻タンク 約550万円 専用タンク室設置地下貯蔵タンク 約750万円 二重殻タンクについては、危険物の規制	代替手段としては、現状維持があるが、タ ンク専用室省略基準を廃止することは、事 故発生防止上、危険物の漏えい拡散量 の抑制上、さらに今後の維持管理に係る 負担などを考慮すれば、十分効果のある ことと思料する。	— 【RIA結果の活 用状況】 パブリック・コメン トの資料として活用 危険物の規制に 関する政令の一 部を改正する政 令(平成17年政 令第23号),平成	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		に関する政令		ンク等を除く。)について当該タンク専用室の省略を禁止し、危険物の漏えい事故に対する安全性の向上を図る。 【内容】 地下貯蔵タンクに係るタンク専用室の省略を禁止し、危険物の漏えい事故に対する安全性の向上を図るため、危険物の規制に関する政令に所要の改正を行う。	い。 以上の理由により、漏えい等の危険性(事故発生率)がさらに低減する。 (参考) 過去5年間(平成10年～14年)の施設1万件あたりの年間事故発生率 ・タンク専用室または二重殻タンクに設置したもの:0.00 ・タンク専用室以外の方法で設置したものの:0.34	に関する規則第62条の5の2により、その外殻を3年に1回、漏れの点検を実施することが必要。(遵守コスト) (参考) 設置30年後までの点検コスト ・二重殻タンク 3万円×(30年÷3年)=30万円 ・二重殻タンク以外 5万円×(15年÷3年)+5万円×15年=100万円 ※二重殻タンクの方が約70万円程度の負担の軽減が得られる。		17年4月1日施行	
20	総務省 総合通信 基盤局電 気通信事 業部料金 サービス 課	工事担任者資格者証の種類の見直し(見直し) 【RIAの対象とした法令】 ・工事担任者規則	平成17年2月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 近年のIP化の進展に伴う電気通信回線設備及び端末設備の変化・発展を受け、資格者証の種類を見直すとともに、試験科目の内容等について充実を図る。 【内容】 現在のアナログ種及びデジタル種に分かれている資格者証の種類を、電話系サービス(アナログ電話及び総合デジタル通信サービス(ISDN))に係るもの及びデジタルデータ系サービス(ブロードバンドインターネット等)に係るものに見直すとともに、試験科目の内容等について、基本的なセキュリティ技術に関する知識、その他IP技術等の進展に応じ必要とされる関連知識の充実を図ることとする。	工事担任者が有すべき知識及び技能に関して、最近の技術動向を踏まえより適切なものとするができる。 基礎的な電話サービスと考えられるISDNサービスに係る工事で、ISDN1回線を超えるもの場合、実質的に難易度の最も高いデジタル第一種を取得しないと工事ができないといった問題があるが、改正により、施工工場の規模内容に応じ、希望者が適切な資格種別を選択できるようになる。 また、アナログ電話及びISDNといった電話系サービスに係る工事を一つの資格区分で工事できるようになり、資格の効力及び工事の実態をより適切にリンクできる。特にデジタル第二種等工事の実態に対応していないこと等により受験者数が激減している区分について、見直しを行うことにより資格区分毎の受験者数格差が是正され、ひいては適切な制度運用が可能となる。 (デジタル第二種の受験者数の最近5年間の状況) 3,159→2,750→1,869→1,360→1,158	改正前の資格は改正後においても効力を有するものとしており、既資格者において追加的に発生するコストはない。 資格者証の種別の見直しにより、各種別において必要とされる知識及び技能についても見直す必要があり、それに伴い工事担任者養成課程においては、設備・講師等の追加調達の可能性があるものの、制度の基本的枠組みを変えるものではないため、現状で必要とされるコストに比較してそれほど大きなコストが発生するとは考えにくい。	代替手段としては、現状維持(制度改革を実施しない)が考えられるが、制度改革により新たに大きな追加コストは発生しない反面、期待される効果が大きいことから制度改革を行うことが適切と考えられる。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月22日、省令等改正	—
21	総務省 総合通信 基盤局電 気通信事 業部料金 サービス 課	工事担任者養成課程の認定基準の緩和(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・工事担任者規則	平成17年2月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】	【目的】 工事担任者養成課程の授業方法について、従来の面接授業によるものほかに多様なメディアを利用した授業についても認め、資格取得希望者の利便性を向上させる。 【内容】 資格取得希望者の利便性を向上させるため、工事担任者規則に規定する当該養成	総務大臣が認定した養成課程については短期集中型の面接授業によるものとされているが、履修希望者によっては、まとまった時間を履修に割けない等当該者に応じて様々な環境が想定される。履修者自らの事情に応じて時間のあるときに在宅で履修ができるような授業形態を養成課程として認めることにより、資格を希望する履修者の利便性を向上することがで	養成課程実施者において、多様なメディアを利用した授業に必要な設備等の調達経費が必要。媒体、機器構成等により変動すると思われるが、仮にインターネットを利用して行う場合の初期コストは2億円程度と考えられる。	代替手段としては、現状維持(制度改革を実施しない)が考えられるが、制度改革により、 ① 多様なメディアを利用した授業による養成課程には当該授業形態による提供に必要なコストが発生するものの、面接授業による養成課程に必要な設備・土地等に係るコストは削減される、 ② 養成課程実施者にとっては、どちらを	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月22日、省令等改正	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
			平成17年2月	課程の授業方法について、従来の面接授業によるもののほかにインターネット等多様なメディアを利用した授業についても認めることとし、同規則及び関連法令を改正する。	きる。 多様なメディアを利用して行う授業においては、調達する設備の種類及びその調達期間等が面接授業による場合と異なること及び履修者を受講させるための土地建物が不要であること等の特色がある。養成課程を実施しようとする者は、それぞれの状況に応じて、当該多様なメディアを利用して行う授業若しくは従来の面接授業のいずれか適したものを選択することができるようになる。		選択するかをそれぞれの事情に応じて選択可能である、 ③ 養成課程履修者においても、その事情に応じて、従来の面接授業による課程に加え多様なメディアを利用した課程も選択可能になる 等、選択の幅が拡大されることから制度改正を行うことが適当である。		
22	総務省 総合通信 基盤局電 気通信事 業部消費 者行政課	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく表示義務等の適用範囲の拡大等(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	平成17年3月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 電子メールの送信による被害を軽減する。 【内容】 最近における送信手法の巧妙化・悪質化に鑑み、①「特定電子メール」の定義の拡大、②架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大、③送信者情報を偽った送信に対する直罰化等の措置を講じ、これらの電子メールの送信による被害を軽減する。	企業や団体等に対して送信される、事前の承諾を得ない広告・宣伝メールに対しても表示義務や再送信禁止の義務等が課され、電子メールの利用について一層の良好な環境の整備が図られることが期待される。 送信者情報を偽って送信する行為を直接刑事罰の対象とすることで、抑止効果や警察等の捜査機関による取締りが行われることにより法の執行がより効果的に担保できるようになることが期待されるほか、フィルタリング等の電気通信事業者及び利用者における迷惑メール対策の効果向上等が見込まれる。 架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大により、電気通信事業者等に対する架空電子メールアドレスあてメール送信件数が減少し、電子メールサービスの円滑な提供が確保されることが期待される。	架空電子メールアドレスによる送信禁止の範囲拡大など、行政処分の対象となる禁止行為の拡大により、総務大臣が行政処分のための調査等をするためのコストが増加する。 新たに刑事罰の対象となる送信者情報を偽った送信行為について捜査等をするためのコストが発生する。 新たに禁止範囲に含まれることとなる手法により電子メールの送信を行っている者等には、当該手法を中止又は変更するコストや、そのために営業が一部できなくなるなどのコストが生じると考えられる。 また、企業や団体等に対して、事前の同意を得ずに広告宣伝メールを送信する場合に、「未承諾広告※」と表示する義務等を新たに遵守するためのコストが生じる。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、当該規制を選択した場合、 ①行政コストが発生するのは捜査機関等に限られること、 ②遵守コストについても、企業や団体等に対して事前同意を得ずに広告宣伝メールを送信する場合には現在個人に対して送信する場合と同様の表示をすれば足りること、 ③架空電子メールアドレスによる送信や送信者情報を偽った送信のような手法は正当な広告宣伝メールの送信を行う場合には想定されないそもそも悪質な行為であること などから、想定される負担については限定的なものであると考えられる。 一方、期待される効果については、広く電子メールを利用している者一般に見込まれ、直罰化による抑止効果も期待される。 したがって、当該規制を選択した場合のコストと効果を比較すると、効果の方が大きいと判断される。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月11日、第162回国会に改正法律案提出。5月13日成立、5月20日、平成17年法律第46号として公布、平成17年11月1日施行。	—
23	総務省 情報通信 政策局放 送政策課	電波法及び放送法の一部を改正する法律案に基づく間接出資規制の導入(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・電波法	平成17年4月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 最近における放送事業をめぐる対内投資の増大等社会経済情勢の変化に的確に対応し、放送に係る外資規制の実効性を確保する。 【内容】 「外国人、外国法人等が議決権の一定割合以上を占める日本の法人又は団体」(外資系日本法人)が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とする(外資に係る間接出資規制の導入)。規制の対象としては、言論報道機	我が国の政治、文化、社会等に大きな影響力を有する言論報道機関として重要な役割を担う地上放送について、外資系法人による影響が制限される。	地上放送事業者を監督する総務省において、地上放送事業者に対し間接出資規制の法令を遵守させるためのコストが発生する。(行政コスト) 地上放送事業者が自らの株主の株主構成について把握するためのコストが生じるが、証券取引法上の大量保有報告書、会社四季報等の市販資料等により株主の株主構成について把握が可能であることから、想定される負担は限定的であると考えられる。また、外資系日本法人が地上放送事業者の株式を取得した場合に、株主名簿等の名義書換の拒否又は議決権の	当該規制を選択した場合、当該法令を遵守する地上放送事業者等に生じるコストは限定的であり、一方、大きな社会的影響力を有する言論報道機関であり、国民の生命・財産の保護の上で重要な役割を担っている地上放送に関して、外資系法人による影響が排除され、自国民の電波の優先利用を確保する大きな効果が期待される。 代替手段としては、現状維持が考えられるが、当該規制を選択した場合のコストと効果を比較すると、期待される効果の方が大きいと判断される。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年4月19日、第162回国会提出、廃案。 平成17年9月30日、第163回国会に提出。10月26日成立。11月2日法律第107号として公	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				関として大きな社会的影響力を有し、災害情報をはじめとして国民生活に不可欠な情報を国民・視聴者に伝達するという大きな役割を担っている地上放送に限るもの。		制限を受けるコストが発生する。一方で、地上放送事業者の株主自身にとっても地上放送事業者が放送局免許の取消しをされないことが利益となり、当該株主の積極的な協力も期待できることから、想定される負担は限定的であると考えられる。(遵守コスト)		布。	
24	総務省 総合通信 基盤局電 波部衛星 移動通信 課	海上における高速・大容量衛星通信システムを行う携帯移動地球局に対する技術的条件 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 電波法施行規則等	平成17年10月12日 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成17年10月	【目的】 2003年世界無線通信会議において、運航中の船舶内において、海上・陸上間の高速かつ大容量の通信を行うことができる「船上地球局」について検討を行い、固定衛星業務の人工衛星局と通信することが可能となった。このような経緯を踏まえ、我が国においても海上における高速・大容量通信の行う携帯移動地球局を開設する際の技術的条件を明確化する。 【内容】 上記措置を導入するため、国内法令等を整備する。	海上における高速・大容量衛星通信システムを行う携帯移動地球局に対する技術基準を設定する場合 無線機器の標準化による電波の能率的利用については、 ・各無線局のシステムが同一なものとしてとらえられることにより、必要となる設備等が明確化される。 ・技術基準を設定することにより、技術的条件の異なる無線システムの混在が避けられることになり、電波の能率的な利用に資するとともに、他局への混信妨害の発生可能性を低減することもできる。 免許手続の合理化については、 ・個別に技術的な審査を行う必要がなくなり、審査時間等が軽減化される。 ・技術基準適合証明を受けている設備については検査不要となり、また包括して無線局の申請が可能となる。	技術的条件について個別に審査を行う必要がないため、審査に係る負担が減少する。技術適合基準証明制度を活用により、検査を実施する負担が減少する。包括免許制度を利用することにより、免許申請の審査に係る負担が減少する。(行政コスト) 申請にあたって技術基準や運用条件等が明確になっているため、申請に係るコストが軽減される。包括免許制度を活用することにより、個別に申請を行う必要がなくなることから、申請に係るコストが軽減される。(遵守コスト) 申請から免許までの手続きが簡素化されることにより迅速な事業展開が可能となり、サービス享受者が本システムを導入することが容易になる。(社会コスト)	当該技術基準を設定した場合、電波の能率的な利用を図りつつ、固定衛星業務の人工衛星局と通信でき、これまでの海上移動衛星業務を行う他の無線局に比べて情報速度が格段に速く、海上において高速ブロードバンドでインターネット等を快適な環境で利用することができるようになる。 代替手段としては、当該技術基準を設定しないことが考えられるが、当該技術基準を設定した場合のコストと効果を比較すると、期待される効果の方が大きいと判断される。	第29回情報通信審議会情報通信技術分科会(H16.11.29)において「船上地球局による高速・大容量衛星通信システムの技術的条件(諮問第2016号)」を答申 【RIA結果の活用状況】 平成18年1月24日、省令等改正	—
25	総務省 消防庁危 険物保安 室	給油取扱所の設備及び構造の技術基準に係る性能規定化 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 危険物の規制に関する政令	平成17年12月8日 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成17年12月	【目的】給油取扱所については、火災・漏えい事故防止の目的から、その位置、構造及び設備の技術上の基準が定められている。これまでの給油取扱所の整備及び構造に関する技術上の基準について、具体的に仕様を定めているため、技術の進歩による新たな材料・技術によって、現在規定されている仕様規定と同等以上の性能を持つものが開発されても、技術基準に規定された仕様に合致しないと使用することができなかった。 そこで、当該技術基準に性能規定を導入により、安全対策の選択の幅が広がり、新技術・新素材の円滑な導入が促進される。 【内容】 上記措置を導入するため、当該技術基準に性能規定を導入する。	給油取扱所の設備及び構造について性能規定化された技術基準を設定する場合 給油取扱所の安全性の確保については給油取扱所の設備及び構造について必要とされる性能を明示し、かつ、そのレベルを規定していることにより、安全性は確保される。 給油取扱所の安全対策に係る選択肢の拡大については、給油取扱所の設備及び構造を性能規定化することにより、安全対策の選択の幅が広がり、新技術・新素材の円滑な導入が促進される。	これまで法令に具体的に規定されていなかった新しい材料や構造が開発された場合、市町村等がその安全性を判断するために、必要な性能を有していることを示すデータを容易する必要がある。(遵守コスト)	代替手段としては、給油取扱所の設備及び構造について性能規定化されていない技術基準を設定することが考えられるが、性能規定化された技術基準を設定することにより、安全対策の選択の幅が広がり、新技術・新素材の円滑な導入が促進される。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第6号)、平成18年4月1日施行	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
26	総務省 総合通信 基盤局電 波部基幹 通信課	Ka帯VSATシ テムの地球局に 対する技術的条 件 (規制の緩和) 【RIAの対象とし た法令】 電波法施行規則 等	平成18年3月 15日 (パブリック・コメン ト手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 平成18年3月	【目的】 今後、衛星通信の利用は、放送のデジタ ル化に伴うHDTVによるイベント中継など 広帯域の映像伝送需要が増大するととも に、ルーラル地域等(離島、山間部)にお ける超高速インターネットアクセス需要が 拡大すると見込まれており、これらのユー ザーの要望に対し、衛星通信事業者が事 業展開を計画しているところである。この ような背景を踏まえ、ブロードバンドサー ビスが可能及び設備の小型化が可能とい った特長を有するKa帯(30/20GHz)を利用 したVSAT(Very Small Aperture Terminal) システムの地球局を開発する際の技術的 要件を明確化する。 【内容】 上記措置を導入するため、国内法令等を 整備する	Ka帯VSATシステムの地球局に対する技 術基準を設定する場合 高速・大容量衛星通信システムの技術基 準の制定については、 ・各無線局をシステムが同一なものとして とらえることにより、必要となる設備等が明 確化される。 ・技術基準を設定することにより、他局へ の妨害の可能性を制限することが出来る とともに、電波の能率的な利用に資するこ とができる。 特定無線設備・特定無線局への追加に ついては、 ・技術基準適合証明を受けている設備に ついては検査不要となり、また包括して無 線局の申請が可能となる。	個別に技術基準について審査を行う必要 がないため、審査に係る負担が減少す る。技術基準適合証明制度を活用するこ とにより、検査を実施する負担が減少す る。包括免許制度を利用することにより、 免許申請の審査に係る負担が減少する。 (行政コスト) 追加的機能が必要となるが、そのほとんど が他のシステムと周波数を共用するため には不可欠であるため、許可することが出 来る無線局の機能としては、追加的コスト はほとんど発生しない。包括免許制度を 活用することにより、個別に申請を行う必 要はなくなることから、申請に係るコストが 軽減される。(遵守コスト) 申請から免許までの手続きが簡素化され ることにより迅速な事業展開が可能とな り、サービス享受者が本システムを導入す ることが容易になる。(社会コスト)	当該技術基準を設定することにより、電波 の能率的な利用を図りつつ、Ku帯 (14/11-12GHz)のVSATシステムでは対 応が困難な広帯域の映像伝送やデータ 伝送の増大に応えるシステムを利用する ことが出来るようになる。 代替手段としては、当該技術基準を設定 しないことが考えられるが、当該技術基準 を設定した場合のコストと効果を比較する と、期待される効果の方が大きいと判断さ れる。	第38回情報通 信審議会 (H.18.1.23)にお いて「Ka帯VSAT システムの技術 的条件(諮問第 2018号)」を答申 【RIA結果の活 用状況】 平成18年5月31 日、省令等改正	

表 RIA-4 法務省におけるRIAの実施状況(7件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
27	法務省 入国管理局入国管理企画官室	学校の夏期休暇等を活用して外国語講師等を行う外国人大学生に対する在留資格の付与(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(告示)	平成16年12月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期 平成16年12月	【目的】 地域再生本部において決定された「地域再生推進のためのプログラム」において、全国で講じる支援措置として、学校の夏期休暇等を活用して外国語講師等を行う外国人大学生に対し、在留資格を付与し、地方公共団体が実施する国際文化交流を目的とした事業の推進を図る。 【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動に係る告示について所要の改正を行う。	国際文化交流に係る講義を行う人材の確保が容易となる。 小学校の生徒等が外国語や異文化を体験する機会が広がり、語学力の向上や国際化へ対応し得る人材育成が図られる。 また、相互理解の促進や地域社会の活性化に資する。	通常の入国審査、在留審査に係る費用であり、行政コスト及び遵守コストの増加は生じない。 当該外国人が不法滞在となる可能性はゼロではない。	代替手段としては、規制の全廃が考えられるが、その場合、国際文化交流に係る講義を行う人材の確保の容易化は予想されるが、不法就労の増加等による行政コストの増加などの悪影響が予想され、不法滞在外国人が問題化している現状においては、当該規制を採用することによって適切な受入れを図っていくことが妥当である。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月17日、告示改正(法務省告示第104号)	平成21年12月末
28	法務省 入国管理局入国管理企画官室	在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直し(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	平成16年12月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期 平成16年12月	【目的】 「興行」の在留資格に関する上陸許可の基準から、外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公私の機関が認定した資格を有することとする規定を削除することで、「興行」の在留資格が人身取引に利用されることの防止を図る。 【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令に所要の改正を行う。	適切な入国が確保され、不法就労者や人身取引の被害者の数が減少する。 地域社会における風紀や治安が改善する。また、適切な文化交流の機会が増進され、外国の文化に対する理解が深まる。	通常の入国審査、在留審査に係る費用であり、行政コスト及び遵守コストの増加は生じない。 当該外国人が不法滞在となる可能性はゼロではない。	代替手段としては、現状維持が考えられるが、その場合、芸能人としての能力を有していることの確認の強化や適切な芸能活動が行われているかの調査等に係る行政コストの増加などが予想され、「興行」の在留資格の人身取引への利用が問題化している現状においては、当該規制を採用することによって適切な受入れを図っていくことが妥当である。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、省令改正(法務省令第16号)	平成21年12月末
29	法務省 入国管理局入国管理企画官室	在留資格「定住者」の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する告示(定住者告示の一部改正)(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7	平成17年7月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期 平成17年7月	【目的】 現行の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件(平成2年法務省告示第132号。以下「定住者告示」という。)においては、中国残留邦人の実子については、「日本人の配偶者等」に該当する場合を除き、本邦上陸時に6歳以上であっても定住者の項の下欄に掲げる地位が定められている(同告示第3号)ところ、中国残留邦人の養子及び中国残留邦人の配偶者の子については、一部を除き、該当する	個別に特別な事情を検討することを要しないことから、円滑な受入れが可能となるほか、中国残留邦人がその家族とともに、日本で安定的な生活を営むことができる。(国民への便益) より適正かつ円滑な受入れ、地域社会の活性化に資する。(社会的便益)	通常の入国審査に係る費用(特別な支出は必要としない)。(行政コスト) 通常の入留審査に係る調査、審査等の費用(特別な支出は必要としない)。不法滞在者等に係る通常の退去強制手続に要する費用(特別な支出は必要としない)。(遵守コスト) 本件措置を実施したとしても、不法滞在者が発生する可能性がゼロではないこと。(社会コスト)	代替手段としては、「中国残留邦人の養子又は中国残留邦人の配偶者の婚姻前の子であれば、定住者の項の下欄に掲げる地位に該当(規制の全廃)。」が想定されるが、その場合、養子等を偽装して入国を図る者のスクリーニングの困難化による費用の増加(行政コスト)、外国人が養子等を偽装して不法入国した場合の退去強制手続に係る費用の増加(遵守コスト)、正規滞在を偽装する不法滞在者の増加(社会コスト)等の増加が考えられる。したがって、中国残留邦人をめぐる歴史経緯にかんがみ、その養子の受入れを可	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年9月28日、告示改正(法務省告示第496号)	平成22年7月末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		条第1項第2号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件(告示)		規定が同告示には存しない。 そこで、法務省においては、邦人が中国に残留することとなった歴史的経緯にかんがみ、定住者告示を改正し、中国残留邦人の養子及び中国残留邦人の配偶者の婚姻前の子についても一定の要件に該当するものについては、実子と同様に定住者の項の下欄に掲げる地位に該当することとするための所要の規定の整備を行う。 【内容】 中国残留邦人の養子又は中国残留邦人の配偶者の婚姻前の子で、6歳に達する以前から中国残留邦人と同居し扶養されていた者については、定住者の項の下欄に掲げる地位に該当するよう定住者告示を改正する。			能とするとともに、中国残留邦人の配偶者の子であっても、実質上の親子関係を形成していると考えられる外国人の入国を可能とするため、本規制案を採用することによって適切な受入れを図っていくことが妥当と考えられる。		
30	法務省 入国管理局入国管理企画官室	在留資格「技能」に関する上陸許可基準の見直し(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	平成17年8月(パブリック・コメント手続における意見の募集後、当該規制措置決定まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年8月	【目的】 在留資格「技能」については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「上陸許可基準」という。)において、航空運送事業の用に供する航空機に乗り組む機長に関し、2,500時間以上の飛行経験を要件として定めているが、当該飛行時間は、大型航空機の機長のレベルに合わせたものであり、今後は、中型機等の需要の拡大が見込まれるなど、その操縦者について、外国人の受入れを行っていく必要があると考えられる。そこで、こうした状況に対応するため、「技能」の在留資格をもって上陸しようとする航空機の外国人操縦者に係る上陸許可基準のうち、2,500時間以上の飛行経験を要件としている部分を1,000時間以上にするとともに、乗り組むことのできる航空機についても大型機に限定しないこととする。 【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の改正を行う。	適正な能力を有する航空機の外国人操縦者の確保が容易になる。(関連業界への便益) 適正な能力を有する外国人操縦者の操縦による航空機の利便性向上につながる面がある。(国民への便益) 適正な能力を有する外国人操縦者の操縦による航空機を利用する観光客等の増加に伴い、地域社会の活性化等につながる面がある。(社会的便益)	新たな負担は生じない。(行政コスト) 新たな負担は生じない。(遵守コスト) 不法滞在者等が発生する可能性がある。(社会コスト)	代替手段として、在留資格「技能」に関する上陸許可基準の要件を撤廃する(規制の全廃)が考えられるが、中型機等の需要の拡大に対応し、適正な能力を有する航空機の外国人操縦者の受入れを促進するため、本件措置を採用することが妥当と考えられる。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年9月28日、省令改正(法務省令第95号)	平成22年8月末までに行う。
31	法務省 入国管理局入国管理企画官室	在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直し(規制の追加、強化、拡充) (規制の緩和)	平成17年11月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメ	【目的】 「興行」の在留資格により我が国に入国・在留する外国人については、以前から、風俗営業店においてホステス等として不法就労している者が少なくなく、中には近年国際的に問題となっている人身取引の被害に遭っている者も存在するという指	不法就労や人身取引等の問題が改善される。また、不法就労等の問題の少ない適正な興行活動に従事しようとする外国人の受入れが容易になる。以上により、業界の健全化、適正化に資する。(関連業界への影響) 適正な興行活動に従事しようとする外国	新たな負担は生じない。(行政コスト) 新たな要件に適合しない一部の受入れ機関(人身取引を行った者が経営するもの、外国人に報酬を支払っていないもの等)については負担が生じる可能性がある。他方、適正な興行活動を行おうとする外国人の受入れに関しては、要件緩和によ	代替手段として、在留資格「興行」に関する上陸許可基準を撤廃する(規制の撤廃)場合及び在留資格「興行」に関する上陸許可基準の見直しを行わない(現状維持)が考えられるところ、新たな要件に適合しない一部の受入れ機関についてのみ負担が生じうるが、不法就労者や人身取	— 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月13日、省令改正(法務省令第21号)	平成22年11月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	【分析実施時期】 平成17年12月	<p>摘がなされており、平成16年12月に政府が策定した「人身取引対策行動計画」において、興行活動を行おうとする外国人本人の要件を見直すべきとされ、これを受けて平成17年2月、省令の一部改正を行ったところであるが、同行動計画では、さらに在留資格「興行」のその他の基準についても抜本的な見直しを行うこととされていることから、外国人芸能人の受入れ機関の要件を厳格化する。一方で、適正な受入れ機関によって受け入れられ、不法就労や人身取引の問題が生ずるおそれの少ない興行については、より円滑な外国人芸能人の受入れが行われるようにする。</p> <p>【内容】 前者の目的のため、外国人芸能人の受入れ機関の要件を厳格化する措置を講ずる。 後者の目的のため、外国人芸能人の受入れ要件を緩和する措置を講ずる。</p>	<p>人の受入れが進み、適切な文化交流の機会が増進され、外国の文化に対する理解が深まる。また、日本国民が外国から、「人身取引の加害者」として非難されることが少なくなる。(国民への影響) 不法就労や人身取引等の問題が改善され、地域社会における風紀や治安が改善する。(社会的影響)</p>	<p>り負担が軽減される。(遵守コスト) 新たな負担は生じない。(社会コスト)</p>	<p>引等の問題を改善しつつ適正な興行活動に従事しようとする外国人の円滑な受入れが促進されるという大きな効果が期待されるため、本件措置を採用することが妥当と考えられる。</p>		
32	法務省 入国管理局入国管理企画官室	<p>在留資格「医療」に関する上陸許可基準の見直し(規制の緩和)</p> <p>【RIAの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令</p>	<p>平成18年2月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月</p>	<p>【目的】 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日及び平成17年3月25日閣議決定)を踏まえ、医療の在留資格に係る上陸許可基準(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令)の改正を行う。</p> <p>(1)医師としての業務に従事しようとする場合 ・本邦の大学において医学の課程を修めて卒業することとされている要件、業務形態を研修に限定するという活動制限、年数制限(本邦の大学卒業後6年以内)及び就労可能な地域についての制限を撤廃する。</p> <p>(2)歯科医師として業務に従事しようとする場合 ・本邦の大学において歯学の課程を修めて卒業することとされている要件を撤廃する。 ・本邦の大学卒業後6年以内とされている研修期間を、歯科医師免許を受けた後6年以内とする。</p> <p>(3)保険師、助産師又は准看護師として業務に従事しようとする場合 ・本邦の保険師、助産師又は准看護師の</p>	<p>日本で就労する外国人医師、看護師等の増加が見込まれるので、高度な人材の受入れが促進される。(関連業界への影響) 医療分野に従事する外国人の受入れが進むので、医療サービスを受ける機会が増進される。(国民への影響) 医療分野における外国人の高度人材の受入れが促進される。日本人のみならず、日本で就労する他業種の外国人が母国語で医療サービスを受ける機会が増加し、当該外国人等の生活環境の改善に資する。(社会的影響)</p>	<p>新たな負担は生じない(行政コスト) 新たな負担は生じない(遵守コスト) 新たな負担は生じない(社会コスト)</p>	<p>代替手段として規制の撤廃が考えられるが、行政コスト、遵守コスト及び社会コストに新たな負担がかからず、医療サービスの質を維持しつつ、高度人材の受入れが促進されるという大きな効果が期待されるため、本件措置を採用することが妥当と考えられる。</p>	<p>—</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成18年3月30日、省令改正(法務省令第29号)</p>	<p>平成23年2月末までに行う。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>業務に関する学校等を卒業又は修了することとされている要件を撤廃する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険師、助産師又は准看護師の業務に関する学校等を卒業又は修了後4年以内とされている研修期間を、当該免許を受けた後4年以内とする。 (4)看護師としての業務に従事しようとする場合 ・本邦の看護師の業務に関する学校等を卒業又は修了することとされている要件を撤廃する。 ・看護師の業務に関する学校等を卒業又は修了後4年以内とされている研修期間を、看護師の免許を受けた後7年以内とする。 <p>【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の改正を行う。</p>					
33	法務省 入国管理局 入国管理企画官室	在留資格「留学」に関する上陸許可基準の見直し(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	平成18年2月 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成18年2月	<p>【目的】 「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府方針」(平成17年2月9日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、留学の在留資格に係る上陸許可基準を改正し、本邦の大学に入学して、夜間において授業を行う大学院の研修科において専ら夜間通学して教育を受ける活動を行う者が、「留学」の在留資格により、本邦に入国できるようにする。</p> <p>【内容】 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の改正を行う。</p>	我が国への留学の幅が広がり、受入れ機関としては人材の確保が容易になる。(関連業界への影響) 大学院留学生を受け入れることにより、外国語や異文化に接する機会が広がることにより、国際化への対応し得る人材の育成が図れる。(国民への影響) 海外の優秀な人材である大学院留学生の受入れを促進し、我が国の教育・研究活動が活性化する。(社会的影響)	新たな負担は生じない(行政コスト) 受入れ側である大学が、当該研究科において、教育を受ける外国人の出席状況及び入管法第19条第1項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備するための負担が生じる可能性がある。(遵守コスト) 新たな負担は生じない(社会コスト)	規制の全廃の場合、受入れに係る要件が撤廃され、受入れ機関としては学生の確保が容易になることが予想されるが、偽装の留学生による不法就労等の悪影響が予想され、不法滞在外国人が問題化している現状においては、本件措置を採用することによって適正な受入れを図っていくことが妥当である。	— 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月30日、省令改正(法務省令第29号)	平成23年2月末までに行う。

表 RIA-5 外務省におけるRIAの実施状況(1件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
34	外務省 領事局旅 券課	紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入(旅券名義人が紛焼失を届け出る際の出頭の義務付け) (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・旅券法	平成17年5月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 現行の旅券法では、紛焼失した旅券は、当該旅券の再発給申請に係る旅券が再発行され、又は、紛焼失した旅券に代えて帰国のための渡航書が発行されない限り失効しない。これらの紛焼失した旅券が第三者に悪用されることを防止する。 【内容】 紛焼失の届出に基づき当該旅券を迅速に失効させることとした(なお、旅券の紛焼失の際の届出義務自体については、法律改正前と同様である)。 国際的にも見ても、2004年6月のシーアイランド・サミットにおける「安全かつ容易な海外渡航イニシアチブ」の合意に基づき、国際刑事警察機構(ICPO)を経由して紛失・盗難旅券に係るリアルタイムな情報提供が開始(同年11月)されるなど、紛失・盗難旅券の悪用防止の強化が図られているところであり、本制度は、右動きを具体化するものでもある。	本人出頭を厳格に行い、不正な失効を防止することで、正当な旅券を所持する日本国民の出入国が拒否されず、国民が円滑かつ安全に海外渡航し様々な活動を行う機会を守ることができる。(国民に対する利益) 第三者による旅券の不正失効を防止し旅券犯罪を未然に防ぎ、旅券の信頼性を確保することができる。(社会的利益) 盗難・紛失旅券情報の提供が国際的にリアルタイムで行われているため、出頭義務をかけることにより、第三者による不正失効を防ぎ、日本国旅券の信頼性を維持することができる。(その他の利益)	特別な支出は必要としない。(行政コスト) 出頭する手間とコスト。(遵守コスト)	代替手段としては、「届出の際の出頭を義務付けず、郵送やオンラインでの届出を認める」が考えられる。その場合でも、紛焼失旅券を失効できるが、第三者による届出による不正失効の可能性があり、旅券の正当な所持人の出入国が阻害され海外における諸活動に重大な支障を及ぼす可能性がある。 そこで、不正な届出を防止し、日本旅券の国際的信用を維持し、もって国民の円滑かつ安全な海外渡航を確保するためには、出頭を義務付けて厳格な本人確認を実施する必要があるため、本件規制を採用することで適切な失効措置を講じることが妥当と考える。	平成16年10月の海外交流審議会答申において、渡航文書に関わる犯罪防止への国際的取組みに貢献し、日本旅券の信頼性を高め、もって国民の円滑な海外渡航を確保することとなっている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年6月10日、改正法公布 平成18年3月20日、改正法施行	平成22年5月末まで

表 RIA-6 財務省におけるRIAの実施状況(1件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
35	財務省 理財局総務課たばこ塩事業室	未成年者喫煙防止の観点からの自動販売機を店舗に併設していない製造たばこ小売販売業者に対する許可条件の付与(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 たばこ事業法第24条	平成17年3月 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月(H17.6.13～H17.7.13)	【目的】 早期に是正すべき対象者を特定して、順次、通達に基づき、各財務局で自動販売機を店舗に併設する条件を付すことにより、未成年者喫煙防止に資する。 【内容】 平成元年6月以前の申請により製造たばこ小売販売業の許可を受けた自動販売機を店舗に併設する条件が付されていない者のうち、財務局の指導後においても、店舗に併設しない自動販売機の設置を継続し、かつ、 ① 当該自動販売機に「未成年者の喫煙禁止」を主旨とした表示を行わない者、 ② 自動販売機の深夜稼働停止等の適正な管理措置を講じず、若しくは当該管理措置の内容を当該自動販売機に表示しない者、 又は、 ③ 日本たばこ協会等が平成20年を目途として製造たばこの購買者の年齢を確認し、当該購買者が未成年者と判断される場合に製造たばこを販売しない機能(以下「成人識別機能」)を付した自動販売機を全国一斉に導入する予定であることを踏まえ、その設置する自動販売機について成人識別機能を遅滞なく稼働させる予定を明らかにしない者を早期に是正すべき対象者として特定する。 なお、財務局の指導後に、店舗併設以外の指導内容に応じている者への対応については、平成20年を目途とする成人識別機能付自動販売機の導入後の客観的な評価を踏まえ検討する。	指導の結果、店舗併設に移行した者に加え、順次、条件を付与した是正対象者について、平成元年7月以降の申請により製造たばこ小売販売業の許可を受けた者との権衡が確保される。また、各小売販売事業者の成人識別装置導入への参加を促進する効果も期待される。(関連業界への便益) 指導の結果、店舗併設に移行した者に加え、順次、条件を付与した是正対象者が自動販売機の店舗併設を実施すること、及び、小売販売事業者の成人識別装置導入への参加が促進されることによる未成年者喫煙防止上の効果が期待される。(国民への便益・社会的便益)	財務局等において指導に加え、未成年者喫煙防止の観点から早期に是正すべき対象者に、順次、許可条件の付与等を行うための事務量が生じる。(行政コスト) 条件の付与は、未成年者喫煙防止の観点から早期に是正すべき対象者に、併設状態とするための建物の建築、店舗の開設等の費用の支出、又は自主的廃業若しくは許可取消しによる負担をもたらす。(遵守コスト) 是正対象者以外への対応は、現時点では確定されないが、成人識別装置に関する業界の試行状況及び同装置導入への参加を促進する効果も併せて考慮することが適当である。(社会コスト)	代替手段としては、「自動販売機を店舗に併設する条件を付与しない(文書指導を実施する)」及び「早期に是正すべき対象者を特定せず、順次、自動販売機を店舗に併設する条件を付与する」が考えられるが、当該小売販売業者に新たに生じる経済的負担と、それによって得られる未成年者喫煙防止の徹底という公益性とを、業界における成人識別機能付自動販売機に関する取組みを踏まえつつ比較考慮すると、本件措置が適切かつ効果的と考える。	たばこ事業法第24条に基づく条件付与については、財政制度等審議会たばこ事業等分科会(平成17年3月29日開催)で意見聴取を行い、本件措置について了承。関係通達について、今後のパブリック・コメント及び業界における成人識別機能付自動販売機に関する取組の動向を踏まえつつ発遣予定。なお、本件措置は、同分科会の「健康と喫煙の問題等に関する中間報告」(平成14年10月10日)に基づき、社会的規制措置の一環として行うもの。 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用。関係通達を平成17年に整備済。	平成20年を目途とする成人識別機能付自動販売機の導入後の評価と併せ実施する予定。

表 RIA-7 文部科学省におけるRIAの実施状況(11件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
36	文部科学省 文化庁長官官房著作権課	著作権等の管理業務を行う承認TLO等に対する著作権等管理事業法に基づく規制 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・著作権等管理事業法施行規則	平成16年11月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年12月	【目的】 一任型により行われるプログラム著作物等に係る著作権等の管理業務を著作権等管理事業法に該当することとし、著作権等管理事業法に基づく管理事業者に対する各種の義務を課すことにより、著作権又は著作隣接権の管理を委託する者を保護するとともに、著作物等の利用の円滑化を図る。 【内容】 一任型により行われるプログラム著作物等に係る著作権等の管理業務を、著作権等管理事業法に基づく登録の対象とし、同法に基づく義務を課すため、著作権等管理事業法施行規則に所要の改正を行う。	著作権等管理事業法に基づく義務が課されること、及び文化庁長官による適切な指導が実施されること等により、以下の便益が見込まれる。 ① 著作権等を委託する者のリスク低下 ② 著作物等の利用の円滑化	登録対象事業者が拡大したことによる行政コスト、事業者の遵守コストの発生が見込まれるが、それらのコストは低いものと考えられる。 また、社会コストは上昇しないものと考えられる。	代替手段としては、現行制度の維持があるが、現行制度を維持する場合には、登録のための遵守コストは発生しない一方、登録制を取ることで社会的便益は得られる。登録の際の行政コストと社会コストは大きくなく、現行制度の維持の場合とそれほど差異はないと考えられることから、登録による遵守コストと社会的便益を比較考量し、文化庁長官への登録を要することとすることが合理的である。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成16年12月28日、省令改正	施行から3年後
37	文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室	医療分野における規制の合理化(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成17年3月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用対象から、以下を除外する。 ① 医薬品の原料又は材料(薬事法の製造所に存するもの) ② 病院又は診療所において行われる治療の対象とされる薬物 ③ これらの他に病院又は診療所において医療を受ける者に投与されるもの(院内製剤) 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。	医薬品の原料又は材料を放射線障害防止法の対象から除外することにより、同法と薬事法の二重規制を解消することができる。(受益者:放射性医薬品製造事業所3事業所、このほか海外からの放射性医薬品輸入事業者も放射線障害防止法の許可が不要となる。) 治療薬、院内製剤の人への投与について、放射線障害防止法から除外し、医療法での関係規定を整備することにより、医療法の下で一元的に規制を受けることとなる。なお、医療法では、現在、診療用放射性同位元素について、国の許可制ではなく、都道府県知事への届出により規制している。(今回の改正の施行は、医療法で関係規定が整備された後に行うこととする。) 放射性物質を用いた治療は、放射性医薬品のみならず、一般の医薬品の開発においても、薬物の人体中の挙動を知るために有効である。放射性物質を用いた治療は、我が国の企業が必要とするものであっても、現在、外国で実施されている。企業の動向、関係法令の規定整備等次第では、我が国における治療の増加が期待される。 今回の改正により、放射性医薬品を含め、医療目的での放射性物質の人への投与については、放射線障害防止法では	放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律の適用対象から除外することにより、規制対象となる事業所が減少し、許可審査、施設検査、定期検査等に必要コストの減少が期待される。(行政コスト) 薬事法との二重規制及び新たに放射線障害防止法から移管されることとなる事業者の遵守コストは、薬事法との二重規制となっている事業者については放射線障害防止法における手続き等に係る人件費等が解消されることとなるが、その他のコスト(施設の技術基準の遵守のためのコスト等)については現状でも同様な基準が二重で課されていることから、放射線障害防止法の適用がなくなったとしても、今までと変わらないものと考えられる。 治療薬の人への投与を行う医療機関については、放射線障害防止法の許可を要しないことに伴うコストの低減が考えられる。医療機関における院内製剤の人への投与については、放射線障害防止法の許可を要しないものの、院内での薬剤の製造に放射線発生装置又は放射性同位元素を使用する場合には、引き続き放射線障害防止法の許可が必要となるため、放射線障害防止法について、全体としては遵守コストは変わらないものと考えられる。(遵守コスト)	代替手段としては、現行制度の維持が考えられるが、本制度改正は一定の便益が期待される一方、費用面では少なくとも現行より上昇することがない。一方、現行制度が維持された場合、費用面では変わらないが、制度改正による便益が得られないこととなる。そのため、医療分野における規制の合理化をすることは妥当と判断した。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
					規制せず、医療法による規制に一元化されることとなる。これにより、放射線障害防止法と医薬関係法令の役割の区分が明確化する。(潜在的事業者:医療機関約800事業所)	事業者が規制を受ける根拠となる法令の変更(移管)であるため、社会が新たなコストを負担するものではない。また、規制の内容が変更されるものではないことから放射線利用に係る安全性は維持されるため、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストに変更はない。(社会コスト)			
38	文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室	放射性同位元素等の移動使用の対象と使用目的の追加(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成17年3月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 放射性同位元素等の使用の場所の変更の都度、許可を要さず、届出で足りることとする放射性同位元素等の範囲、使用目的を拡大する。 この改正では、管理区域の設定や放射線管理等の安全確保の措置は、従来どおり義務付けられる。ただし、許可を受けた使用施設外で使用できる対象機器の範囲が広がるため、この改正によって、放射線利用の安全性が損なわれることのないよう、使用の基準に以下の事項を追加する。 ① 400GBq以上の放射性同位元素を装備する放射性同位元素装備機器の移動使用をする場合には、当該機器に放射性同位元素の脱落を防止するための装置が備えられていること。 ② 放射性同位元素又は放射線発生装置の移動使用をする場合には、放射線発生装置については第1種放射線取扱主任者免状を有する者を、放射性同位元素装備機器については第1種放射線取扱主任者免状又は同項第2号の第2種放射線取扱主任者免状を有する者の指示の下で行うこと。(当分の間は、370GBq以下の放射性同位元素については、第3種放射線取扱主任者免状を有する者又はガンマ線透過写真撮影作業主任者の指示でもよいこととする。) 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。	移動使用の目的として「物の組成の調査」を追加することにより、蛍光X線分析装置を許可を要さずに移動して使用できることが法令上明確になり、放射線の利用の多様化に対応することができる。また、移動使用できる放射性同位元素の数量を拡大することにより、非破壊検査について、検査に要する時間の短縮や線源の調達のための平均コストが低減すること、さらには海外で使用されている検査用の機器の利用が可能となることから、事業者の負担を軽減することができる。 また、従来は届出による移動使用が認められていなかった放射線発生装置について、今回、届出により移動使用できる対象として追加することにより、地下検層等の放射線利用の多様化に対応することができる。(受益者:約50事業所(非破壊検査事業者)非破壊検査件数年間約2,000件)	移動使用について、許可を要さず、届出のみで足りるため、審査等は要しない。したがって、対象機器が拡大し、届出件数が増加したとしても、人件費等のコストの上昇はないと考えられる。(行政コスト) 新たに、移動使用に当たって、放射線取扱主任者免状を有する者(以下「有資格者」という。)の指示の下で行うことを義務付けたため、一定数の有資格者を確保する必要があり、人件費の上昇の可能性はある。(この人件費の上昇は、既に社内を選任はされていない有資格者が多数いる場合、新たに外部から有資格者を雇用する場合など多様な場合が想定されるため定量的な評価はできないが、今回の改正では、経過措置として、当分の間は従来から使用されている370GBq以下の放射性同位元素については、第3種放射線取扱主任者免状を有する者(講習のみで取得可能)又はガンマ線透過写真撮影作業主任者(現在も労働安全衛生法により配置)の指示でもよいこととするため、現在移動使用に用いている機器の使用に係る人件費については、ほぼコスト上昇はないものと考えられる。) また、放射性同位元素装備機器については、線源の脱落防止機構の装備を義務づけるが、400GBq上の機器が対象であり、現在許可を要しない移動使用に使われている370GBq以下の機器についてはコストの上昇はない。(遵守コスト) 移動使用の対象と使用の目的を追加・新設するものであり、これにより、新たな社会的コストの上昇は考えられない。 また、今回、移動使用できる放射性同位元素の数量の拡大及び放射線発生装置の移動使用を可能とすることにより移動使用中に放射線障害が発生する潜在的リス	代替手段としては、現行制度の維持があるが、現行制度を維持する場合には遵守コストが発生しない一方、今回改正案のとおり移動使用の対象を拡大して、同時に安全のための措置を講じる場合には、非破壊検査等の事業の効率化や安全性の向上という便益が期待できる。それに伴うコストも、現在移動使用に使われている機器については当分の間は、より簡便な措置を講じれば良いこととされており、実質的に現行制度の維持の場合と、それほど差異がないものと考えられる。そのため、移動使用の対象を拡大と安全のための措置を同時に講じることが妥当と判断した。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						クが増加するとの指摘もあるが、今回の改正は、簡素な手続きを適用できる範囲を拡大するのみであり、管理区域の設定や放射線管理等の安全確保の措置は、従来どおり義務付けられる。さらに、今回新たに線源の脱落防止機構を備えること、移動使用は放射線取扱主任者免状を有する者等の指示の下で行わなければならないこととすることとしており、法的義務を新設し、取扱いに対する安全性の確保のための措置を強化していることから、放射線利用の安全性の観点から、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストは、従来から使用されている370GBq以下の機器については低減し、新たに届出により移動使用できることとなる機器については現在と同等であると考えられる。(社会コスト)			
39	文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室	特定設計認証制度の対象となる放射性同位元素装備機器の指定(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成17年3月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法において新設された特定設計認証制度に関して、特定設計認証を受けることができる機器として以下のものを指定する。 ① 煙感知器 ② レーダー受信部切替放電管 ③ その他その表面から10cm離れた位置における最大線量当量率が1μSv/h以下のものであつて文部科学大臣が指定するもの(集電式電位測定器及び熱粒子化式センサ) 放射線障害防止法の規制対象下限値を、国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠したものに変更したことに伴い、従来、規制の対象となっていなかった放射性同位元素の数量の少ない放射性同位元素を装備した機器についても、規制の対象となることとなった。これらの機器は、一般の建物、船舶、航空機等に用いられており、安全に使用されてきた実績等を踏まえ、特定設計認証制度を新たに導入した。 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した	昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法により放射性同位元素の規制対象下限値を変更したことにより、以下の参考を示すような放射性同位元素の数量の少ない放射性同位元素装備機器が新たに規制対象となる。 これらは社会で広く利用されていることから、これらの機器を新設された特定設計認証制度の対象として指定することにより、放射線利用の安全性を損なうことなく、新たに規制の対象となった当該機器を使用する個々の使用者の法的義務を最低限に留めることができるという大きな便益がある。 これらの放射性同位元素装備機器で製造業者等が特定設計認証を取得したものについては、使用者及び販売業者は、機器の廃棄については留意する必要があるものの、国へ届出を行う必要もなく、他の一般の放射性同位元素の使用者に課されている使用等の帳簿の作成、放射線等の測定、定期的な健康診断の実施や国への報告等、種々の放射線障害防止法上の義務の適用がなくなるため、使用者等の負担が大幅に軽減されるものである。 (参考:国内使用台数(概数)) 煙感知器:数百万台 レーダー受信部切替放電管:10,000台	特定設計認証制度の実施により、個々の設計に対する審査業務が新たに発生するが、昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法により、登録認証機関制度が導入されており、実際の審査業務は当該機関に委ねることとしているため審査のための直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。(登録認証機関は関係法令及び文部科学大臣の認可を受けた「設計認証業務規程」に基づき、申請者から手数料を徴収して審査業務を実施するのであり、経理的に国と独立している。国からの審査のための委託費あるいは役務費等の直接的な行政コストは発生しない。)(行政コスト) 特定設計認証制度の実施により、製造業者等が個々の設計について、特定設計認証を取得するための新たなコストが発生する。しかしながら、特定設計認証の登録認証機関への申請に伴う手数料は、登録認証機関が国の認可を受けて定めることとなり、登録機関制度により、複数の機関の参入が可能であるため、手数料が不当に高いものに硬直化することはないと考えている。 なお、特定設計認証を受けた機器の廃棄については、放射線障害防止法の許可届出使用者、許可廃棄業者への委託を求めていることとしている。規制対象ではない	特定設計認証制度の代替手段としては、今回放射線障害防止法施行令において放射性同位元素装備機器の指定を行わないことにより、昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法によって取り入れられた特定設計認証制度の規定を実質的に空文化させ、新たに規制対象となる機器についても、現行の規制を全て適用させ他の放射性同位元素装備機器と同様の法的義務を課す手段があり得る。(そもそもそうした選択肢は、昨年6月の法律改正の主旨に反するため選択し得ない。)その場合、個々の使用者は届出等の行政手続きを行い、使用に際しては帳簿を作成しなければならない等の利便性が低下するばかりでなく、放射線障害防止法を遵守するために必要な知見を得る必要が生じるため、大きな負担を要することとなり、社会的混乱を招くおそれがあるという点で問題がある。 特定設計認証制度は、放射線利用の安全性を損なうことなく、同時に個々の使用者の利便性も損なわないで、従来どおり放射性同位元素装備機器を使用できるようにするため導入された制度である。 今回の放射線障害防止法施行令の改正において、当該制度の主旨を貫徹して、放射性同位元素装備機器の指定を行うことで、適切に特定設計認証制度の運用が	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。	集電式電位測定器:4,000 台 熱粒子化式センサ:5,000 台	現在も製造者等による自主的な回収が行われているものであり、大きなコスト増をもたらすものではない。(遵守コスト) 特定設計認証制度の実施により、従来から使用されている放射性同位元素の数量の少ない放射性同位元素装備機器が、安全性が損なわれることなく、引き続き使用できるものであるため、新たな社会的コストは発生しない。(社会コスト)	行われていくものであり、その便益は非常に大きいものである。 以上から当該制度を適切に履行するため具体的機器の指定をすることが妥当と判断した。		
40	文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課放射線規制室	施設検査、定期検査の対象の見直し等 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成 17 年3月 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成 17 年3月	【目的】 施設検査及び定期検査の対象を以下のように見直す。 (密封された放射性同位元素) ・1個(1台)で 10TBq以上 ・貯蔵能力が 10TBq以上 (密封されていない放射性同位元素) ・下限数量の 10 万倍以上 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。	施設検査及び定期検査の対象の見直しは、最新の科学的知見に基づいて、検査対象を適正化するものであり、規制の一層の合理化が図られるという便益がある。特に、今回の密封された放射性同位元素に関する検査対象の見直しにより、最近、国際原子力機関(IAEA)が定めた放射線源の安全上の分類において最も潜在的な危険性が大きいとされるカテゴリー1に分類される機器等が検査対象となる。このことにより、事故等による放射線障害等の潜在的リスクを低減することができる。	登録認証機関と同様に、実際の検査業務は、登録検査機関に委ねることとしているため直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。 なお、登録検査機関は、対象事業者からの手数料の徴収により運営するものであり、国と経理的に独立している。定期検査業務に関する国からの委託費、役務費の支出も予定されていない。(行政コスト) 新たに検査の対象となる事業者の検査のためのコストは増加する。施設検査、定期検査の1回当たりの手数料は、国が直接検査を実施した場合の現行の手数料に照らせば、25 万円程度となる。登録検査機関制度では複数の機関の参入が可能であるため、手数料の適時の見直しや定期確認と同時に受ける場合等の弾力的な料金設定が想定される。これらにより、実際の手数料は適正な価格に収束していくものと考えられる。(遵守コスト) 今後検査の対象でなくなる事業者は、施設検査、定期検査に係るコストが解消されることとなる。 ○ 密封された放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる放射性同位元素を使用している使用者 約 40 事業所 ○ 密封されていない放射性同位元素について、従来検査対象ではなく、新たに検査対象となる貯蔵能力を有している使用者 約 140 事業所 ○ 従来検査対象であり、改正後は検査対象ではない貯蔵能力等の使用者 約 40 事業者 検査対象の見直しに係る変更であり、手数料は事業者が負担するものであるため、これにより、新たな社会コストは生じないものと考えられる。また、検査の対象を、	代替手段としては、現行制度の維持があるが、この場合、国際的な最新の科学的知見に基づいて、機器等の危険性に相応した検査対象の設定がなされていないこととなり、数量の小さな機器のみを多数使用している者が検査対象となるなど個々の事業者によっては不当に厳しい規制が課され無駄なコストを強いることとなるおそれがある。 一方、検査対象を見直した場合、新たに検査対象となる事業者はコストが発生するが、このコストは使用している放射性同位元素の潜在的危険性に応じた安全性の確保のための必要コストであると考えられる。 以上から、検査の対象を見直さないで、現行制度のままとすることにより、得られる便益は無く、現状の規制の合理性の確保の観点から見直しを行うことが必要と考えられる。 また、検査対象を見直すことで、比較的危険性の高い事業所が検査の対象となることから、放射線利用の安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することからも、検査対象の見直しをすることは妥当であると判断した。	－ 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 17 年5月 20 日、政令改正 平成 17 年6月 1 日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後 10 年以内

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						国際原子力機関 (IAEA) が定めた放射線源の安全上の分類に基づいて適正化するものであることから、安全上重要な施設に対して検査が実施されることとなり、放射線利用の安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することとなる。(社会コスト)			
41	文部科学省 科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室	定期確認の期間(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	平成17年3月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期 平成17年3月	【目的】 昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法において新設された定期確認制度に関して確認を受けなければならない期間を定期検査と同じ期間に定める。 ○密封された放射性同位元素を使用する特定許可使用者 5年ごと ○放射線発生装置を使用する特定許可使用者 5年ごと ○密封されていない放射性同位元素を使用する特定許可使用者 3年ごと ○許可廃棄業者 3年ごと 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。	近年の事故の事例においては、施設・設備の不備(ハード面)を原因とするものではなく、ずさんな管理、誤操作等(ソフト面)に起因しているものが約8割を占めている。このため、従来の施設検査、定期検査(ハード面の検査)に加え、新たに安全管理の状況(ソフト面)を確認する制度を創設したものである。この定期確認により事業者の意識の向上を含めた安全管理の向上が期待される。	登録認証機関と同様に、実際の確認業務は、登録定期確認機関に委ねることとしているため直接的な行政コストの上昇はないと考えられる。 なお、登録定期確認機関は、対象事業者からの手数料の徴収により運営するものであり、国と経理的に独立している。定期確認業務に関する国からの委託費、役務費の支出も予定されていない。(行政コスト) 定期確認制度の新設により確認の対象となる事業者(約1,100事業所)のコストが増加する。国が確認を実施する場合、定期確認1回あたり、定期検査と同程度の遵守コストが発生すると想定される。ただし、施設検査、定期検査と同様に登録定期確認機関の制度を設けており、これらの機関が認可を受けて設定した手数料による実施が想定されており、複数機関の参入が可能であるため、手数料が不当に高いものに硬直化されることはないと考えられる。また、定期確認を受けなければならない期間を上記の定期検査と同じ期間に設定したことにより、同時に定期確認を受けることが可能となることから、現場に定期確認員が赴く交通費等のコストの削減が行われコストの増加は必要最小限にとどめられている。(遵守コスト) 事業者の定期確認の期間の設定に関することであるため、これにより直接的な新たな社会コストは生じないものと考えられる。また、事業者の安全管理を定期的に確認することによって放射線利用に係る安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することとなる。(社会コスト)	代替手段としては、より長期に期間を設定することが考えられるが、昨今の放射線利用に係る事故の事例では、施設自体の健全性(ハード面)に起因したものよりも、ずさんな管理など取扱い(ソフト面)の安全性に起因したものが増加しており、このことからより頻りに個々の事業者の取扱いについて、その遵守状況を確認することが必要と考えられる。他方、個々の事業者に対して定期検査(ハード面)が実施されている現状から、これと同時に定期確認が行えるよう期間を設定することにより、定期確認のためのコストがおさえられ、より少ないコストで効果的に安全性の確保が図られると考えられるため、定期検査と同じ期間とすることが妥当と判断した。	－ 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内
42	文部科学省 科学技	定期講習の対象及び期間 (規制の追加、強	平成17年3月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期 平成17年3月	【目的】 昨年6月に公布された放射線障害防止法一部改正法において新設された定期講習	現在、放射線取扱主任者の資質の維持・向上は、各放射線取扱主任者の自発的な研鑽に委ねられている。放射線取扱主	登録認証機関と同様に、実際の定期講習の実施については、登録定期講習機関に委ねることとしているため直接的な行政コ	代替手段としては、現状のように放射線取扱主任者の資質の維持・向上については、各放射線取扱主任者の自発的な研	－ 【RIA結果の活	放射性同位元素等に

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	術・学術政策局原子力安全課放射線規制室	化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 ・放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令	意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	習制度に関して講習を受けなければいけない対象者と期間を定める。 【内容】 放射性同位元素の規制対象下限値の変更(国際原子力機関(IAEA)等が定めた国際標準に準拠するものへの変更)に伴う規制の合理化等を行うために改正した放射線障害防止法を施行するため、所要の規定の整備を行う。	任者は、事業所における放射性同位元素等の取扱いの管理・監督を行う指導的な立場の者であり、この者の資質は、放射線利用の安全性の向上・低下に多大な影響を及ぼす。この重要な役割を果たす放射線取扱主任者の資質の維持・向上について、個人の自発的な研鑽のみに期待するのではなく、制度として位置づけることにより、能力の維持・向上を図ることができる。講習の内容は、最近の事故事例から得られた知見や法令改正に伴う実務上の適用例の知見等について各々の放射線取扱主任者が理解を深めることができるものとなっている。	ストの上昇はないと考えられる。 なお、登録定期講習機関は、受講者からの受講料の徴収により運営するものであり、国と経理的に独立している。定期講習業務に関する国からの委託費、役務費の支出も予定されていない。(行政コスト) 事業者の放射線取扱主任者に対する定期講習に係るコストが増加するが、事業者にも必要最小限となるようおさえることを予定している。前述の施設検査、定期検査と同様に登録定期講習機関の制度を設けていることから、複数機関の参入が可能であるため、受講料が不当に高いものに硬直化されることはないと考えられる。また、期間としては、3年又は5年に1度受講することを義務付けるものであるが、一方、定期講習によって得ることができるものは、最近の事故事例から得られた知見や法令改正に伴う実務上の適用例の知見等であり、各々の事業者が自身の放射線利用の安全性の向上や、取扱いの実務に関する合理化等に活かせるものであるため、事業者にも過大な負担となるものとは考えられない。(遵守コスト) 事業者の講習の受講に関する制度であるため、これにより新たな社会コストは生じないものと考えられる。また、放射線取扱主任者の資質の維持・向上を図ることにより放射線利用に係る安全性が向上し、事故等による周辺住民への影響等の潜在的リスクとしての社会的コストが低減することとなる。(社会コスト)	鑽に委ねることで、特段制度化をしないと いう方法が考えられるが、放射線取扱主任者は放射性同位元素等の取扱いの管理・監督を行う指導的な立場の者であり、この者の資質は、放射線利用の安全性の向上・低下に多大な影響を及ぼすため、これは個人の自発的な研鑽のみに委ねる性格のものではなく、制度として位置づけることにより、放射線利用の安全性を確保し、社会リスクの軽減を図るべきものであると考えられる。 受講期間について異なる設定とする代替案については、次のとおり考える。より長期に設定した場合、期間が空きすぎることにより、事業者及び放射線取扱主任者の意識の向上についての効果が小さいと考えられる。また、より短期に設定した場合、事故や法令の適用等に関して多数の事業者にも参考となる新たな事例の蓄積が少なく、結果として同内容の講義を続けて受講することになりかねない。これらに鑑み、今回の改正内容の期間とした。 定期講習制度の新設により事業者は放射線取扱主任者を講習へ参加させるための新たなコストが発生するが、講習の対象となる放射線取扱主任者は実際に放射性同位元素を取扱う事業者にのみ限定しており、かつその期間は、必要最低限となるよう設定されていることから、社会全体の放射線利用の安全性の向上という便益と比較して、これらは安全確保のための必要のコストであると考えられることから、当該制度を導入することは妥当と判断した。	用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年5月20日、政令改正 平成17年6月1日、省令改正	よる放射線障害の防止に関する法律の施行後10年以内
43	文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課	高等学校等における学校外学修等の認定可能単位数拡大(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・学校教育法施行規則	平成17年3月 (パブリック・コメント) 意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 高等学校等の生徒が行う他の高等学校や大学等における学校外の学修について単位認定できる単位数の上限を緩和することにより、生徒の選択の幅を拡大し、多様化する生徒の興味・関心、能力・適性、進路等にきめ細かく対応できる学校づくりの推進に資するものである。 本件に関しては、現在、構造改革特別区域における特定事業(804「高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業」)において、上限を20単位から36単位に拡大しているが、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び	高等学校の生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえた、学習の選択幅が拡大されるとともに、自ら学ぶ意欲の向上が期待される。 各高等学校の裁量が拡大されることから、特色ある学校づくりの推進が期待される。	高等学校における学校外の学修等の単位認定数の拡大は、現状の体制で対応しているため、制度設計・維持経費・制度運営のための人件費等は現状と同程度と考えられる。(行政コスト) 今回の措置は、生徒の学校外での学修の成果を認定できる枠を拡大するものであることから、本制度の活用については学校長や生徒の判断となる。このため、今回の措置によって、対象者すべてのコストが上昇することはないが、現行以上に学校外での学修を実施する場合には、その内容によっては、例えば、次のようなコストが発生する。	代替手段としては、現行制度の維持(高等学校における学校外学修等における単位認定数の維持)があるが、生徒の多様化等に対応した、よりきめ細かな教育を行うためには、多様な学修の成果を評価できる仕組みの拡大を図ることが有効である。	－ 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年3月31日、省令改正	平成21年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				今後の政府の対応方針(平成16年9月10日)において、本特定事業について平成16年度中に全国化を措置することとされている。 【内容】 学校教育法施行規則第63条の5を改正し、学校外の学修等により高等学校の単位として認定できる単位数の上限を、20単位から36単位に拡大する。		○ 生徒が他の高等学校等に通う際の交通費 ○ 生徒が他の高等学校等において単位認定を受ける教科・科目の授業料(遵守コスト) 学校外学修等の場として、生徒を受け入れる機関等の負担が考えられるが、今回の措置は、生徒の学校外での学修の成果を認定できる枠を拡大するものであることから、社会全体に影響を与えるものではなく、社会コストは上昇しないものと考えられる。(社会コスト)			
44	文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課	高等学校卒業程度認定試験合格科目の単位認定の対象の拡大(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・学校教育法施行規則	平成17年3月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 生徒の能力・適性・興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒に目標を与えて意欲を喚起することや学校生活にうまく適応できない生徒への対応が課題となっている。現在、定時制・通信制においては、勤労青年の負担軽減を図る観点から大学入学資格検定の受検及び合格科目の単位認定が認められているが、全日制においても高等学校卒業程度認定試験の合格科目の単位認定を可能とすることにより、これらの課題解決に資するものである。 なお、本件については、中央教育審議会答申において、全日制高等学校においても高等学校卒業程度認定試験の活用及び合格科目の単位認定を可能とすべき旨の提言がされている。 【内容】 学校教育法施行規則に、新たに、高等学校卒業程度認定試験の合格科目(入学前に合格した科目を含む)について単位認定することができる旨規定する。	生徒の能力・適性・興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒に目標を与えて意欲を喚起したり、学校生活にうまく適応できない生徒への対応等の点で効果が期待される。 各高等学校の裁量が拡大されることから、特色ある学校づくりの推進が期待される。	現行、定時制・通信制における大学入学資格検定合格科目の単位認定について、現状の体制で対応しているため、制度設計・維持経費・制度運営のための人件費等は現状と同程度と考えられる。(行政コスト) 今回の措置は、高等学校卒業程度認定試験の合格科目を単位認定できる対象を拡大するものであることから、本制度の活用については学校長や生徒の判断となる。このため、今回の措置によって、対象者すべてのコストが上昇することはないが、同試験を受験する場合には、例えば、次のようなコストが発生する。 ○ 高等学校卒業程度認定試験の受験料 7科目以上:8000円、 4～6科目:6000円、 3科目以下:4000円 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格者等に対する合格証明書交付料等 250円(遵守コスト) 今回の措置は、高等学校卒業程度認定試験の合格科目を単位認定できる対象を拡大するものであることから、社会全体に影響を与えるものではなく、社会コストは上昇しないものと考えられる。(社会コスト)	代替手段としては、現行制度の維持があるが、生徒の多様化等に対応した、よりきめ細かな教育を行うためには、多様な学修の成果を評価できる仕組の拡大を図ることが有効である。	中央教育審議会答申において、「全日制高等学校においても高等学校卒業程度認定試験の活用及び合格科目の単位認定をすべき」旨の提言がされている。 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年3月31日、省令改正	平成21年
45	文部科学省 初等中等教育局初等中等教育企画課	教頭の資格要件の緩和(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 学校教育法施行規則	平成18年23月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期】	【目的】 平成12年の省令改正により、校長の資格要件が緩和されて以来、民間人校長の数は年々増加している。教頭についても、校長と同様に管理職としての人材を得ることが期待されることとあり、教頭の資格要件を緩和し、校長と同様に、教員免許状を持たず、「教育に関する職」に就いた経	校長と同様に、民間人等を教頭に登用することが可能となり、管理職として民間企業等で培った経営感覚が生かされることが期待される。	<リスクについて> 本規制緩和の実施により、教頭として不的確な者が登用されるのではないかと、というリスクが想定される。 しかし、「学校の運営上特に必要がある場合」に任命権者が「教員免許を有し教員に関する職に就いた経験がある者」と同等の資質を有すると認める者」についてのみ	代替手段としては、現行制度の維持があるが、学校の管理職である教頭に幅広い人材を登用することができるよう、資格要件の緩和を行うことが適切と判断した。また、教頭の資格要件自体を撤廃することも考えられるが、教頭は学校において重要な職責を担うものであり、教頭の職に就く者には一定の資質を有することが求めら	中央教育審議会答申「新しい時代の教育を創造する」においても、「教頭については、管理職として民間企業等で培った経営感覚	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
			平成 18 年 2 月	<p>験がない者(以下「民間人等」という)を教頭に登用することを可能とするもの。</p> <p>【内容】 現在の教頭の資格要因、①教員免許を有し、「教育に関する職」に5年以上あった経験のある者、②教員免許状の有無に関わらず「教育に関する職」に10年以上あった者のいずれかに限られているところを、学校教育法施行規則第10条を改正して教頭の資格要因を緩和し、教員免許状を持たない民間人等についても、従来の資格を有する者と同等の資質を有するものとして任命権者が認める場合には、教頭への登用を可能とする。</p>		<p>登用を可能とするものであり、これらの条件を十分に踏まえた任用が行われる以上、教員として不的確な者が登用されるリスクは極めて低いと考えられる。また、任用された者が教頭として適格性を欠くと認められるような場合には、地方公務員の分限処分等に基づいて、適切な措置が講じられることとなる。</p> <p><行政コスト> 民間人等を教頭に任用する際には、教員から教頭に任用する場合とは別枠組で選考されるものと考えられるが、その選考のために多額の追加的人件費の行政コストが要するとは想定されない。</p>	<p>れていることから、資格要件の撤廃は適切ではないと判断した。</p>	<p>を生かすことが期待されることから、校長と同様に民間人などを登用できるよう、資格要件を緩和することが適当である。」との指摘がなされている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成 18 年 3 月 31 日、省令改正</p>	
46	文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局 保育課との共管)	<p>認定子ども園に関する認定手続等 (規制の緩和)</p> <p>【RIAの対象とした法令】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な環境の推進に関する法律案</p>	<p>平成 18 年 3 月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 —</p>	<p>【目的】 我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育への需要が多様なものとなっていることにかんがみ、認定子ども園に係る制度を設け、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備を図る。</p> <p>【内容】 幼稚園、保育所等のうち、教育及び保育を一体的に提供(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)、地域における子育て支援(子育て相談や親子の集いの場の提供)の実施の機能を備えるものは、都道府県(一定の場合においては都道府県の教育委員会。)から「認定子ども園」としての認定をうけることができる。 認定を受けた施設以外の施設について、「認定子ども園」又はこれと紛らわしい名称の使用を制限する。 都道府県知事は認定子ども園が要件を欠くに至ったと認めるとき等には、その認定をとりけすことができる。 違反者に対する罰則を設ける (30万円以下の罰金に処する)</p>	<p>地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されることが期待される。</p>	<p><リスクについて> 認定についてサービスの質の確保の観点から国が示す基準を参酌して都道府県が条例で定める基準に適合するものであることを要件としており、認定要件を欠くに至った場合等は、その取り消しが可能である。したがって、サービスの質が一定水準以下の施設が出現するようなリスクはないものと考えられる。</p> <p><コストについて> 都道府県知事部局又は教育委員会において、子ども園の認定及び取消しに係る事務が新たに発生することとなるが、これらは基本的に既存の体制で対応可能であり、人員増等の措置の必要はないものと考えられる。(行政コスト) 申請にあたって手数料等を徴収することは特段予定していない(遵守コスト)</p>	<p>代替手段としては届出制度があるが、子ども園において提供されるサービスの質を担保する上で問題があり、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供し得る施設であることを要件とした認定制度とする必要がある。</p> <p>また、名称の使用制限及び罰則を設けないことも考えられるが、サービスの利用者の信頼を保護するため、これらの制度を設ける必要があると判断した。</p>	<p>—</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成 18 年 6 月 15 日、公布</p>	<p>法律の施行後 5年</p>

表 RIA-8 厚生労働省におけるRIAの実施状況(9件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
47	厚生労働省 職業安定局建設・ 港湾対策室	建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の新設(許可制) (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	平成17年6月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 建設業務に必要な労働力の確保に資するとともに、建設労働者の雇用の安定を図る。 【内容】 建設業務の有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業を新設し、許可制とする(現在は職業安定法及び労働者派遣法により一律に禁止されている。)	建設業において離職を余儀なくされた労働者の円滑な再就職を促進する効果が見込まれるとともに、建設業における労働力需給調整機能が強まり、受注量の変動に伴う離職を防止する効果が高まる。(国民への便益) 建設業外からの労働力の確保に資するとともに、労働力需給調整機能が強まり、必要な人材についての離職が防止され、建設業内に人材を確保することが可能である。(関係業界への便益) 職業訓練や雇用保険に係る支出の減少に資することが期待される。(社会的便益)	許可に係る手続・審査等が発生する。(行政コスト) 今回新設した事業を実施しようとする者が、任意に許可を受け一定の義務に服するものであり、建設業一般に義務を課するものではない。(事業者コスト) 職業訓練や雇用保険に係る支出の減少に資することが期待される。(社会コスト)	代替手段としては、現状維持が想定されるが、比較分析を行った結果、許可制が現状維持よりも便益の点で優っており、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の新設(許可制)が、建設業務に従事する労働者の雇用の安定という政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。	労働政策審議会において、許可制の建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業を新設することを内容とする建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律案要綱が答申されている。(平成17年1月21日) 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月10日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年7月15日公布(平成17年法律第84号)	平成22年3月末まで
48	厚生労働省 職業安定局高齢・ 障害者雇用対策部 企画課、 障害者雇用対策課	在宅就業支援団体に関する登録制の導入 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 障害者の雇用の促進等に関する法律	平成17年6月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 事業主が在宅就業障害者に仕事を発注した場合に支給される障害者雇用納付金制度の特例である「在宅就業障害者特例調整金・報奨金」について、在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に支払った額も算定対象に加えることができることとするにあたり、在宅就業障害者の福祉、制度の透明性の観点から在宅就業支援団体の適正性を担保する。 【内容】 在宅就業支援団体に関する登録制度を導入する。	特例調整金等の支給申請を簡易・迅速に行える。(国民への便益) 障害者福祉に真剣に取り組む優良支援団体が選別され、悪質な業者が排除されることにより信頼性が増し、活動しやすくなる。(関連業界への便益) 常用雇用301人以上の全企業が負担している障害者雇用納付金が不適正な特例調整金として支給されることを防ぐことができる。在宅就業支援の促進により障害者の就労支援、自立支援が促され障害者の社会参加が進む。(社会的便益)	登録、登録の更新、登録の取消しの際の審査を行うに当たっての事務コストが発生するが、個別の審査手続等へのコストが抑えられ、実施コストの低減に資することとなる。(行政コスト) 業務規程の届出等の義務が課される他、登録免許税が課される。(事業者コスト) 支援団体的な業態を行っている法人が適格性を備えていない場合には受注額が減少する等、淘汰される可能性がある。在宅就業障害者が支援団体を選ぶことが容易となり、悪質業者の参入により障害者が搾取される事態が回避される可能性がある。特例調整金の支給申請において複雑な手続きがなく、比較的短時間で支給決定される可能性がある。(社会コスト)	代替手段としては、「登録制度を導入しない」が想定されるが、①事業主から強制徴収できるとされている納付金を原資とする特例調整金であることから適正性確保の必要性、②障害者福祉の増進というそもその政策目的に合致していること、③コストがその効果に比して適正であること等の観点から比較分析を行った結果、在宅就業団体に関する登録制の導入が、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。	労働政策審議会障害者雇用分科会意見書(平成16年12月15日)において「支援団体の在宅就業支援に果たす意義、役割を明確化し、一定の要件等を満たし、障害者の在宅就業支援を適正に実施していると認められる支援団体を通じて仕事が発注した場合にも、障害者に	平成21年3月末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								直接発注したものと同様に取扱いようにできることを検討すべきである」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月10日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年7月6日公布(平成17年法律第81号)	
49	厚生労働省健康局結核感染症課	日本脳炎ワクチンの第3期予防接種の廃止(規制の廃止) 【RIAの対象とした法令】 予防接種法施行令	平成17年6月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月	【目的】 予防接種による発症予防効果を保ちながらも、行政コスト・社会コストの軽減及び副反応による健康被害のリスクを減少させる。 【内容】 予防接種法に基づく日本脳炎の定期的予防接種は、現在第1期(生後6月～生後90月)、第2期(9歳～12歳)及び第3期(14歳、15歳)と行われているが、今般、我が国における日本脳炎の流行状況、第3期予防接種の効果等にかんがみ、第3期予防接種のみ廃止する。	第3期予防接種の接種率が50%と低いにもかかわらず、その対象者である10歳台後半の発症者がほとんどいない(22年間で1名)ことから、個人の発症予防効果が下がらない中で、接種機会コストが減少する。(国民への便益) ワクチンの使用量全体としては減少する(約65万件分)と考えられる。接種のための受診者数は減少する。(関連業界への便益) 予防接種による発症予防効果が保たれると考えられることから、変化はない。予防接種の副反応による健康被害が減少することによる医療費等の社会コストが減少する。(社会的便益)	日本脳炎ワクチンの接種数は減少し、ワクチン及び接種体制を整備・確保するための行政コストが減少する。(行政コスト) 日本脳炎ワクチン接種数が減少するため、導入後、一時的には在庫・流通コストが増大する。接種医療機関には全体として大きな変化はないと考えられる。(事業者コスト) 個人の発症予防効果が下がらない中で、副反応による健康被害のリスクが減少する。(社会コスト)	代替手段としては、現状維持が想定されるが、比較分析を行った結果、第3期予防接種を廃止しても個人の発症予防効果は下がらず、むしろ、予防接種に必要なコストを削減し、予防接種の副反応による健康被害及びこれにかかる医療費等を減少させることができることから、日本脳炎ワクチン第3期予防接種の廃止が政策目的を達成する上で適切な手段であるとの結論に達した。	予防接種に関する検討会中間報告書(平成17年3月)において、全国一律に第3期の接種を継続する必要性は必ずしも高くなく、定期的予防接種の対象から第3期を除外しても差し支えないとする意見が多数を占めた旨の報告がされている。 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年7月29日、公布・施行	平成22年3月末まで
50	厚生労働省健康局結核感染症課	麻疹及び風疹の2回接種の導入(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とし	平成17年6月3日(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)	【目的】 我が国における麻疹及び風疹の根絶のための対策を強化すること。 【内容】 予防接種法に基づく麻疹及び風疹の定期的予防接種は、現在、生後12ヶ月～90ヶ月の間にそれぞれ1回ずつ行わ	麻疹・風疹の対策の強化により、麻疹についてはこれによる重症例及び死亡例が減少する。風疹については、発病のリスクが減少するとともに、妊娠時の感染による先天性風疹症候群の予防となる。接種数が増加するため、接種者及びその保護者	接種コストは増加する。接種医療機関の十分でない地域では、接種体制の確保に行政コストを要することが見込まれる。(行政コスト) ワクチン製造業界:導入後、一時的に単抗原ワクチンの製造量を拡大するコストが	代替手段としては、麻疹及び風疹の1回接種の維持が想定されるが、比較分析を行った結果、2回接種の導入により、これに必要なコストは増加するものの、麻疹による重症例及び死亡例の減少並びに風疹による発病リスクの減少及び妊娠時の	予防接種に関する第2回検討会中間報告書(平成17年3月)において麻疹・風疹対策の強化の	平成22年3月末までに行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【法令】 予防接種法施行令	【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月	れているところであるが、今般、麻疹及び風疹の2回接種の導入を行い、生後12～18ヶ月及び就学前の6ヶ月の間にそれぞれ1回ずつとする。	の肉体的・精神的及び経済的な負担(まれに生ずる副反応による健康被害を含む。)は増加する。ただし、混合ワクチンを使用した場合には接種数は変わらないため、接種にかかるコストが増加する可能性はあるが、これ以外の負担は変わらない。(国民への便益) ワクチン製造業界:ワクチンの使用量は大きく増加する。接種医療機関:接種のための受診者数は増加する。(関連業界への便益) 小児の重症疾患である麻疹の対策の強化により、この治療にかかる医療費等の社会コストが削減される。風疹については、妊婦への感染に伴う流産数が減少するとともに、先天性風疹症候群の発生が減少する。(社会的便益)	必要となる。接種医療機関:医療機関の十分にない地域では、接種医療機関における接種体制の確保に要する負担の増加が予測される。(遵守コスト) 変化なし。(社会コスト)	感染による先天性風疹症候群の予防などの国民への便益が生じ、また、麻疹及び風疹の感染が減少することにより、医療費の削減等の社会的便益も生じることから、麻疹及び風疹の2回接種の導入が政策目的を達成する上で適切な手段であるとの結論に達した。	ために麻疹風疹混合生ワクチンによる2回接種を導入すべき旨の報告がされている。 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年7月29日、公布	
51	厚生労働省 医薬食品局 審査管理課 化学物質安全対策室	毒物及び劇物指定令等の改正 (劇物の指定及び除外) (規制の追加、強化、拡充) (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 毒物及び劇物指定令	平成17年11月30日 (パブリック・コメント 手続における意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年11月～平成18年1月	【目的】 毒物及び劇物取締法においては、人や動物が飲んだ入り、吸い込んだり、あるいは皮膚や粘膜に付着した際に、生理的危険を加えるものについて毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の危害防止の観点から、その製造、輸入、販売について登録を義務づける等の規制がかけられている。 【内容】 前回の毒物及び劇物指定令の一部改正(平成17年3月24日)以降、OECDのSIDS文書等から新たに国において得られた知見について、同法第23条の2の規定により平成17年9月22日に開催された薬事・食品衛生審議会分科会毒物劇物部会において意見を聴取したところ、同審議会の基準に基づき劇物に指定すること等が適当との回答を得たことから、①劇物として取締りを行う必要が認められるものを劇物に指定するとともに、②劇物として取締りを行う必要性が認められないものについて、劇物の指定を解除することとした。 ※劇物の指定等の根拠となる知見については、薬事・食品衛生審議会分科会毒物劇物部会(公開審議)の会議資料を参照のこと。	毒性があると判明した化学物質を規制することで当該物質の適正な流通が確保され、健康被害の防止が図られる。毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが削減され、当該化学物質を含有する化学商品が安価に購入できるようになることが考えられる。(国民への便益) 毒性があると判明した化学物質を規制することで、末端に至るまで毒性物質の適正な流通が図られ、製造者等が予期しない健康被害等の発生の恐れが減少する。毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、当該物質の販売等について、規制遵守に係るコストが削減される。(関連業界への便益) 毒性があると判明した化学物質を規制することで、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できる。毒性が無いと判明した化学物質を規制対象から除外することで、毒物及び劇物取締法の適正な制度運用を確保できる。(社会的便益)	今般指定される化学物質の登録、登録の更新等の審査を行うに当たっての事務コストが発生する。除外される化学物質に係る登録等事務コストが今後不要になる。(行政コスト) 今般指定される化学物質の販売等について登録等の義務が課される。除外される化学物質に係る遵守コストは、今後不要になる。(遵守コスト) 毒性があると判明した化学物質の適正な流通が図られ、事故や健康被害の可能性を低下させることにつながり、それらが発生した場合の事故対応や治療に要するコストが軽減される。除外される化学物質に係る不必要な規制遵守や管理に係るコストが不要になる。(社会コスト)	代替手段としては、劇物の指定及び除外を行わない(現状維持)が想定されるが、比較分析を行った結果、毒性のある化学物質を規制することで、国民等の保健衛生上の危害を防止でき、かつ毒性のある化学物質により発生する事故等の処理に係るコスト等を軽減できるため、毒物及び劇物指定令等の改正(劇物の指定及び除外)が、政策目的を達成する上で最も適切な手段であるとの結論に達した。	薬事・食品衛生審議会答申(平成17年9月30日)において劇物の指定及び除外について適当とされている。 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成18年4月21日、改正	おおよそ1年を目処に、それまでに国において得られた新たな知見に基づき、毒物及び劇物取締法第23条の2の規定により薬事・食品衛生審議会の意見を聴取し、毒物又は劇物の指定等を行う。前回の薬事・

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
									食品衛生審議会分科会毒物劇物部会は、平成16年10月5日に開催され、毒物及び劇物指定令の一部改正は、平成17年3月24日に行われた。
52	厚生労働省 職業能力開発局総務課	実習併用職業訓練実施計画の認定制度の創設 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 職業能力開発促進法	平成18年3月27日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 青少年に実践的な職業能力を習得させ、現場を支えていく人材として育成することを促進するため。 【内容】 事業主の申請に基づき、青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練の内容に関する基準に適合する実習併用職業訓練実施計画(以下「実施計画」という。)を厚生労働大臣が認定し、当該認定を受けた事業主(「認定事業主」という。)は厚生労働大臣の定める表示を労働者の募集の広告等に付することができる制度を設ける。	認定事業主のみ、労働者の募集の広告等に、実施計画の認定を受けている旨の表示を行うことを認めることにより、青少年は当該表示を参考に実習併用職業訓練を実施する事業主を選択することができる。(国民への便益) 表示制度の支援措置により、実習併用職業訓練に係る事業主の取組を促進できる。(関連業界への便益) 青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るために効果的な職業訓練が進むことにより、青少年が安定した雇用につく機会が拡大する。(社会的便益)	実習併用職業訓練実施計画の認定の審査を行うに当たっての事務コストが発生する。(行政コスト) 認定事業主が任意に実施計画の認定の申請を行うものであり、事業主一般に義務を課すものではない。(遵守コスト) 変化なし。(社会コスト)	代替手段としては、青少年を対象とした実施計画の認定制度を設けない場合が想定されるが、比較検討を行った結果、本件措置が代替手段よりも便益において優っており、青少年に実践的な職業能力を習得させ、現場を支えていく人材として育成することを促進するという政策目的を達成するために適切な手段であるとの結論に達した。	労働政策審議会建議「今後の職業能力開発の在り方について」(平成17年12月21日)において「『実践型人材養成システム(=実習併用職業訓練)』のうち、訓練期間の期間、時間数、内容等の面で若年求職者の就職促進策として有効であると認められるものについては、これを実施する事業主を対象とする支援策を講じることが適当である。 ～ 略 ～『実践型人材養成システム』を実施する事業主を対象に、若年者の受入れに積極的に	平成23年9月末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>取り組んでいることを称揚するための表示制度について検討することも求められる。」とされている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年6月21日公布(平成18年法律第81号) 平成18年10月1日施行</p>	
53	厚生労働省 職業能力開発局総務課	実習併用職業訓練実施計画の認定を受けた中小事業主が行う委託募集についての特例制度の創設 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 職業能力開発促進法	平成18年3月27日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 中小事業主における実習併用職業訓練の実施体制を確保できるようにするため。</p> <p>【内容】 現行の規制の職業安定法においては、労働者の募集を自己の労働者以外の者に委託しようとする場合、有償ならば委託者である個々の事業主が厚生労働大臣の許可を受けること、無償ならば委託者である個々の事業主が厚生労働大臣に届け出る必要がある。 厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練実施計画(以下「実施計画」という。)に基づく実習併用職業訓練を実施する中小事業主が、その所属する中小事業主団体(一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けている団体に限る。)に訓練担当者の募集を委託する場合を委託募集に係る規制の特例が適用される対象・要件とし、現行の規制においては事業主による厚生労働大臣への許可(又は届出)を要するが、当該特例により募集の受託者である中小事業主団体から厚生労働大臣への届出で足りることとする。</p>	委託募集を行うのに適当でないものを排除することができ、中間搾取等の被害の発生が防止される。中小事業主団体による共同募集が実施されることにより、求職者にとって求人者に関する情報が得やすくなる。(国民への便益) 認定を受けた中小事業主における認定実習併用職業訓練の担当者の確保が容易となる。(関連業界への便益) 中小事業主における労働力需給のミスマッチの解消に資する。(社会的便益)	承認に係る手続き、審査が発生するが、許可申請に係る審査が不要になり、全体として負担は増加しない。(行政コスト) 承認に係る手続き・審査が発生するが、承認を受けるかどうかは各中小事業主団体の任意である。届出義務は受託者(事業協同組合等)にあるため、個々の中小事業主の負担は減少する。(通常の委託募集の許可等申請者は委託者(中小事業主))(遵守コスト) 委託募集を行うのに適当でないものを排除することができ、中間搾取等の被害の発生を防止することができる。(社会コスト)	代替手段としては、中小事業主団体が本件措置の厚生労働大臣の承認を受けていなくても委託募集に係る規制の特例を認める場合及び現状維持が想定されるが、比較検討を行った結果、本件措置が、代替手段よりも便益において優っており、また現状維持よりも便益・負担の両面において優っているため、認定中小事業主における実習併用職業訓練の実施の促進という政策目的を達成するために適切な手段であるとの結論に達した。	<p>労働政策審議会建議「今後の職業能力開発の在り方について」(平成17年2月21日)において「現行の『日本版デュアルシステム』のうち訓練生を雇い入れて実習を行っている事業主から『訓練に伴う人的負担(教育担当者の配置の負担)が大きい』という意見が多数示されていることを踏まえ、こうした負担を緩和する方策についての検討が求められる。」とされている。労働政策審議会建議「今後の職業能力開発の在り方につい</p>	平成23年9月末までの施行の状況を踏まえて行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								て」(平成17年2月21日)において「現行の『日本版デュアルシステム』のうち訓練生を雇い入れて実習を行っている事業主から『訓練に伴う人的負担(教育担当者の配置の負担)が大きい』という意見が多数示されていることを踏まえ、こうした負担を緩和する方策についての検討が求められる。」とされている。	
								【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年6月21日公布(平成18年法律第81号) 平成18年10月1日施行	
54	厚生労働省 職業安定局 雇用開発課	雇用管理改善計画の認定を受けた中小企業者が行う委託募集についての特例制度の改正(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出の	平成18年3月27日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 中小企業における労働力確保等に向け、その雇用管理の改善を促進する。 【内容】 現行の規制の職業安定法においては、労働者の募集を自己の労働者以外の者に委託しようとする場合、有償ならば委託者である個々の事業主が厚生労働大臣の許可を受けること、無償ならば委託者である個々の事業主が厚生労働大臣に届け出る必要がある。 また、現行の特例として事業協同組合等が雇用管理改善計画の認定を受けており、その構成員である中小企業者が当該	委託募集を行うのに適当でないものを排除することができ、中間搾取等の被害の発生が防止される。事業協同組合等による共同募集が実施されることにより、求職者にとって求人者に関する情報が得やすくなる。(国民への便益) 認定を受けた中小企業者における労働力の確保が容易となる。(関連業界への便益) 中小企業における労働力需給のミスマッチの解消に資する。(社会的便益)	承認に係る手続き、審査が発生するが、許可申請に係る審査が不要になり、全体として負担は増加しない。(行政コスト) 承認に係る手続き・審査が発生するが、承認を受けるかどうかは各事業協同組合等の任意である。届出義務は受託者(事業協同組合等)にあるため、個々の中小企業者の負担は減少する。(通常の委託募集の許可等申請者は委託者(中小企業者))(遵守コスト) 委託募集を行うのに適当でないものを排除することができ、中間搾取等の弊害の発生を防止することができる。(社会コスト)	代替手段としては、事業協同組合等が本件措置の厚生労働大臣の承認を受けていなくても委託募集に係る規制の特例を認める場合及び現状維持が想定されるが、比較検討を行った結果、本件措置が、代替手段よりも便益において優っており、また現状維持よりも便益・負担の両面において優っているため、中小企業における雇用管理の改善の促進という政策目的を達成するために適切な手段であると結論に達した。	労働政策審議会建議「中小企業における技能の受け手となる人材の確保に係る支援について」(平成18年1月27日)において「委託募集の活用による効果的な採用に向けたシステムの確立」として「中小企業単独では採用に	平成23年9月末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		ための雇用管理の改善の促進に関する法律		事業協同組合等に労働者募集を委託する場合、委託募集の特例が適用され、募集の受託者である事業協同組合等が厚生労働大臣に届け出ればよい。 都道府県知事の認定を受けた雇用管理改善計画(以下「改善計画」という。)に従って雇用管理の改善に関する事業を実施する中小企業者が、その所属する事業協同組合等(一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の承認を受けている組合等に限る。)に労働者の募集を委託する場合を本改正により委託募集の特例が適用される対象・要件とする。 また委託募集の特例の効果として、当該事業協同組合等が計画の厚生労働大臣の認定を受けていない場合であっても委託募集に係る規制の特例を認めることとし、募集の受託者である事業協同組合等から厚生労働大臣への届出で足りることとする。				向けたノウハウや取組が不十分な実態がある中で、円滑な人材の確保を図っていくためには、ノウハウ等を有する事業協同組合等の団体が、これら個々の中小企業に代わり、採用に向けた取組を積極的に推進していくことが適当であり、これを促進するために必要な措置を講ずる。」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年6月21日公布(平成18年法律第81号) 平成18年10月1日施行	
55	厚生労働省 職業安定局 雇用開発課	都道府県知事による雇用管理改善計画の認定制度の見直し(青少年雇用創出計画の追加) (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理	平成18年3月27日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 中小企業における青少年の雇用の安定を図るとともに熟練技能等の円滑な継承等を促進するため。 【内容】 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(以下「中小企業労働力確保法」という。)に関して、中小企業者又は事業協同組合等が作成し、都道府県知事の認定を受けることのできる雇用管理改善計画(以下「改善計画」という。)の類型として、実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の創出に資	青少年にとって良好な雇用の機会が創出される。(効国民への便益) 青少年労働者の確保が容易となる。(関連業界への便益) 青少年失業者等が減少する。(社会的便益)	現行の改善計画の類型を見直すものであるため、認定に係る事務手続きに変更はなく、都道府県の事務コストは実質的に増えない。(行政コスト) 改善計画を作成し認定を受けることは個別の中小企業者又は事業協同組合等の任意であるため、遵守コストは発生しない。(遵守コスト) 負担は変わらない。(社会コスト)	代替手段としては現状維持が想定されるが、比較検討を行った結果、本件措置が現状維持よりも便益において優っており、中小企業における青少年の雇用の安定を図るとともに熟練技能等の円滑な継承等を促進するという政策目的を達成するために適切な手段であるとの結論に達した。	労働政策審議会において、青少年雇用創出計画の追加等を内容とする職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律案要綱が答申されている。(平成18年	平成23年9月末までの施行の状況を踏まえ行うものとする。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー 時期
		の改善の促進に関する法律		する雇用管理の改善に関する事業についての計画(以下「青少年雇用創出計画」という。)を加える。 青少年雇用創出計画の認定を受けた者は、中小企業労働力確保法上の各種支援措置(助成措置等)を受けることができることとなる。				2月9日) 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年6月21日公布(平成18年法律第81号) 平成18年10月1日施行	

表 RIA-9 農林水産省におけるRIAの実施状況(24件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
56	農林水産省 経営局協同組織課	農業協同組合法における子会社等調査の対象の拡大 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・農業協同組合法施行令	平成16年10月 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成16年10月	【目的】 農業協同組合に対する検査・監査において、被検査・監査組合が実質的に支配する農業協同組合連合会(以下、「実質支配連合会」という。)を含む経営内容の把握を可能とすることにより、農業協同組合の一層の健全性の確保を図る。 【内容】 今回の農業協同組合法の一部改正により、行政庁による検査等の対象が、「組合と特殊の関係にある者」とされたことに伴い、農業協同組合法施行令の一部を改正し、「組合と特殊の関係にある者」として ① 当該組合の子会社 ② 当該組合がその総会員の総議決権の100分の50を超える議決権を有する農業協同組合連合会 を定める。	① 農業協同組合の実質支配連合会を通じた不正行為等の防止 ② 農業協同組合の経営の健全性の確保 ③ 組合員の保護を図ることができる。	被検査・監査対象組合の業務及び会計の状況等を検証する上で必要な限度で、実質支配連合会は検査等を受ける義務が生じる。(検査官等3人×5日程度)	代替手段としては、既存の手法(任意の情報提供)の活用が考えられるが、信頼性に欠ける場合があることから、的確な検査・監査ができず、農業協同組合の経営の健全性を確保することが難しくなるおそれがある。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成16年11月25日、政令改正	平成22年3月頃
57	農林水産省 水産庁資源管理部 管理課資源管理推進室	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第2条第7項の第2種特定海洋生物資源の指定(対象の追加) (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令	平成16年10月 【RIAの実施時期の別】 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成16年10月	【目的】 我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理のため漁獲努力量の管理に係る所要の措置を講ずることにより、漁業法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資する。 【内容】 変動が大きい水産資源や資源悪化により精度の高い資源予測が困難な水産資源を早急に回復させるために行う漁獲努力量の総量管理制度の対象資源(第2種特定海洋生物資源)として、「いかなご」及び「やりいか」を新たに指定する。	漁獲努力量の過剰等により状況が悪化している「いかなご」及び「やりいか」に投入される漁獲努力量を適正に管理することにより、その維持及び回復を図ることができる。	特定海洋生物資源をとることを目的として採捕活動を行う漁業者は、農林水産大臣又は都道府県知事から漁労作業の停止命令や停泊命令を受ける可能性があるとともに、漁獲努力量を報告する義務が生じる。	代替手段としては、第1種特定海洋生物資源に指定し漁獲量を削減する方法が考えられるが、「いかなご」及び「やりいか」のように資源量の変動が激しい魚種又は推定資源量に相当な幅が出る魚種については、過剰に漁獲を抑制したり、過剰に漁獲してしまう可能性がある。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成16年11月25日、政令改正	平成22年1月頃
58	農林水産省 水産庁漁政部水産経営課	水産業協同組合法施行令に規定する漁業協同組合及び水産加工業協同組合の常勤監事の設置基準 (規制の追加、強化、拡充)	平成17年2月 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成17年2月	【目的】 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、協同組織金融機関について「監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する」とされており、信用事業を行う漁協等についても、経営の健全性の確保の観点から、他の協同組織金融機関と同様に監査機能の強化を	内部監査機能の強化を図ることにより、漁協等の経営の健全性が確保され、貯金者等の保護に資する。	新たに常勤監事の設置が義務付けられる漁協等において、次の遵守コストの発生が予想される。 常勤監事の設置に要する年間経費増加額:約500万円(全34信漁連の平成15年度の常勤監事に対する報酬の平均値) なお、 ① 平成17年4月1日において当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁	代替手段としては、外部監査機能の強化が考えられるが、外部監査機能の強化については、既に、平成16年4月1日に実施基準の厳格化を実施しているところであり、外部監査と内部監査の実施水準のバランスを図ることが適当であると考えられることから、今回、内部監査の機能強化を図るものである。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年3月18日、政令改正	平成22年3月

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 ・水産業協同組合法施行令		図る必要があるため。 【内容】 漁協等の自らの経営に対するチェック機能(内部監査機能)を高める観点から、常勤監事の設置を義務付ける基準を現行の貯金等の合計額500億円以上から200億円以上に厳格化する。		協等の数:2漁協 ② ①以降、平成19年度までに当該基準に新たに該当することとなる見込みの漁協等の数:2~3漁協			
59	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	水産動物の輸入防疫(対象水産動物の拡大)(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・水産資源保護法	平成17年4月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 平成8年の水産動物の輸入防疫制度の創設当初は、水産動物の種苗以外のものから伝染性疾患の病原体が侵入するリスクは低いと見られてきたが、近年、国際化の進展等に伴い、観賞用の水産動物等、種苗以外の水産動物から伝染性疾患が侵入するリスクが高まりつつあるため、水産動物の種苗に限らず、幅広く水産動物を輸入許可制の対象とする必要がある。現行水産資源保護法上、輸入許可の対象となっていない観賞用の水産動物等の輸入によって輸入防疫対象疾患が侵入するリスクを低減させる。 【内容】 輸入に際して農林水産大臣の許可が必要となる水産動物等の範囲について、用途や成長段階による限定をなくし、輸入防疫対象疾患にかかるおそれのある水産動物であって農林水産省令で定めるもの及びその容器包装とすることとする。	我が国の水産資源に影響を及ぼすおそれが大きい輸入防疫対象疾患の侵入リスクが低減する。	今回の改正により輸入許可の対象となった種苗以外の水産動物を輸入する者は、輸入の際に、輸出国政府の発行する検査証明書を添付し、農林水産大臣に申請し、許可を受けなければならない負担が生じる。(遵守コスト) なお、現行の水産動物の種苗の輸入許可の申請から許可までには、通常3日程度を要している。 輸入許可の対象に追加された水産動物の輸入許可に係る審査・許可業務(行政コスト)	代替手段としては、現行の輸入防疫の対象範囲の維持(現状維持)が考えられるが、その場合、輸入防疫対象疾患にかかるおそれのある水産動物でありながら、現行制度の下では輸入許可の対象とされていない水産動物(例:観賞用のコイ、キンギョ)の輸入量が増加しつつあるところであり、現行制度のままでは、我が国にこれらの疾患の侵入を許すこととなりかねない。 仮に、そうした疾患が国内に侵入した場合、我が国の水産資源や、我が国の養殖業に甚大な被害を及ぼし得ることに加え、国及び都道府県は、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置の実施に伴う費用等を支出する必要がある。 以上のことから、当該規制対象を拡大しないことにより生じ得る輸入防疫対象疾患の侵入という重大な社会的なコストと、当該規制対象を拡大することにより生じ得る負担とを比較すると、後者が小さなものにとどまると考えられる。	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾患の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。
60	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	水産動物の輸入防疫(追加的な管理措置の創設)(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・水産資源保護法	平成17年4月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 現行水産資源保護法においては、輸出国の検査証明書のみに基づき輸入許可を行うこととされている。しかしながら、水産動物の場合、個体ごとの検査は不可能であるため、輸出国の検査は、国際獣疫事務局(OIE)の基準に従って、一定の信頼度に基づくサンプル検査により行われており、輸出国における検査のみでは、輸入防疫対象疾患の侵入リスクを排除することができない。このため、輸出国の事情等により、輸出国の検査証明書のみでは病原体を広げるおそれがないとは認められない場合について、疾患の侵入を防止するための追加的な措置を講じる必要がある。 輸入水産動物の区分管理により、輸出国の検査により発見されなかった輸入防疫	我が国の水産資源に影響を及ぼすおそれが大きい輸入防疫対象疾患の侵入リスクが低減する。	区分管理期間中の管理コスト(施設使用費、光熱費、餌代等)がかかることとなる。また、区分管理が可能な施設を有しない場合、所要の施設を備えるための負担が生じる。(遵守コスト) 区分管理期間中、輸入防疫対象疾患の感染が確認された場合、水産動物等の焼却、埋却等を行うための負担が生じる。(遵守コスト) 輸入防疫対象疾患の発生が確認されたとき、農林水産大臣が検査を行うことに伴うコストがかかることとなる。(行政コスト)	代替手段としては、今回の追加的な管理措置の創設を行わないこと(現状維持)が考えられるが、その場合、現行制度を維持して、引き続き検査証明書に基づく許可のみとした場合、輸入量増加による侵入リスクの高まりに適切に対応することができないおそれが大きい。(英国で、輸出国の検査証明書が添付されたキンギョが、コイ春ウイルス血症(我が国でも輸出防疫対象疾患としている)にかかっていた例もある。) 仮に、輸入防疫対象疾患が国内に侵入した場合、我が国の水産資源や、我が国の養殖業に甚大な被害を及ぼし得ることに加え、国及び都道府県は、持続的養殖生産確保法に基づくまん延防止措置の実施に伴う費用等を支出する必要がある。 以上のことから、当該規制の新設を行わ	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾患の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期	
				対象疾病の病原体の侵入・まん延のリスクを低減させる。 【内容】 輸出国の事情等からみて、輸出国の政府機関が発行する検査証明書のみによっては、輸入しようとする水産動物が輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められない場合は、輸入後、一定期間、その水産動物を区分管理することを命ずることができることとする。また、当該命令を受けた者は、当該期間内に疾病にかかっていること等を発見したときは、農林水産大臣の行う検査を受けなければならないこととし、当該検査により輸入防疫対象疾病の発生が確認されたときには農林水産大臣は焼却等を命ずることができることとする。				ないことにより生じ得る輸入防疫対象疾病の侵入という重大な社会的なコストと、当該規制の新設を行うことにより生じ得る負担とを比較すると、後者が小さなものにとどまると考えられる。		
61	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	養殖水産動植物の国内防疫(特定疾病について の届出義務) (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・持続的養殖生産確保法	平成17年4月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 一昨年秋以降、コイヘルペスウイルス病が国内で発生した際の経緯から、都道府県による巡回や報告徴取のみによって、早期にその発生を把握することには限界があることが明らかとなったため、養殖業者等に届出を義務付け、特定疾病のまん延防止措置の初動の迅速化を確実にする必要がある。 特定疾病のまん延防止措置の初動を迅速にするため、都道府県知事が特定疾病の発生状況を早期に把握できるようにする。 【内容】 養殖業者等は、自己の所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかっていること等を発見したときは、都道府県知事にその旨を届け出ることとするとともに、当該届出を受けた都道府県知事は、検査を受けるべき旨を命ずることができることとする。	特定疾病の発生状況をより迅速に把握することが可能となり、被害が拡大する前の迅速なまん延防止措置が可能となる。	養殖業者等から届出を受けた場合に、都道府県知事が検査を行う際のコストがかかることとなる。(行政コスト) ただし、① 従来から養殖業者等からの自発的な報告を受けた際には、都道府県は検査を実施していたこと、② 都道府県職員が養殖場を巡回し、必要に応じて検査を行ってきたこと等から、今回の養殖法の改正による行政コストの大きな増減はないものと想定している。 規制の遵守に係る負担については、現在でも法律上の義務ではないものの、疾病発生時にはその旨を報告することを指導してきたところであり、大きな増減はないものと想定している。(遵守コスト)	代替手段としては、「法律上の義務とはせず、指導等により対応すること」(現状維持)が考えられるが、その場合、これまで、特定疾病が発生した場合等には、都道府県に届け出るべきことを指導してきたが、先般のコイヘルペスウイルス病の発生の際には、養殖業者等による自主的な届出が必ずしも徹底されないことが明らかとなったところである。また、都道府県知事による立入検査及び報告徴取のみによって域内の特定疾病の発生状況を逐一把握することは難しいことも明らかとなったところである。 したがって、現行制度と同様に、法律上の義務とはせず、指導等により対応することとした場合、万が一、新たな特定疾病が国内で発生したとしても、まん延防止措置が早期にとられない可能性があるため、これにより初動が遅れた場合は、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となること等が想定される。 以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものにとどまると想定される。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年4月27日公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、 疾病の発生状況、 国際基準の動向等を踏まえ、 随時見直しを行う。	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
62	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	養殖水産動植物の国内防疫(まん延防止措置の拡充－移動制限命令) (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・持続的養殖生産確保法	平成17年4月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 一昨年コイヘルペスウイルス病が国内で発生した際には、移動制限の対象となり得る「特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物」に当たるかどうかの確認に時間を要したことが、十分な移動制限措置を講ずることができない事態を生じさせ、感染の拡大を許してしまった要因の一つとなつたと考えられている。このため、移動制限の対象を拡充し、予防的な移動制限を可能とすることで、まん延防止措置が十分な効果を発揮できるようにする必要がある。 特定疾病発生時の移動制限命令の対象を拡大することで、迅速かつ円滑なまん延防止措置の実施を図る。 【内容】 都道府県知事は、一定区域内において特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができることとする。	特定疾病にかかっているか否かを判断するまでもなく予防的に養殖水産動植物の移動制限を命ずることで、感染の拡大の抑制が容易となり、まん延防止措置の効果を十分に発揮させることが可能となる。	移動制限を命じられた養殖業者等は、一定期間養殖水産動植物の移動制限等を命じられている間は、販売等ができないため、その間の維持コスト(施設使用費、光熱費、餌代等)がかかることとなる。(遵守コスト) ただし、検査の結果等に応じて、適宜、移動制限等を解除していくことを想定しているため、想定される負担は、必要最小限度のものと考えられる。	代替手段としては、「移動制限命令の対象を拡充しないこと」(現状維持)が考えられるが、その場合、現行制度における移動制限命令の対象では、万が一、新たな特定疾病が国内で発生したとしても、先般のコイヘルペスウイルス病の発生例と同様に、対象となるかどうかの確認に時間を要した場合、都道府県知事によるまん延防止措置の効果が十分に発揮されない可能性が否定できない。 先般のコイヘルペスウイルス病の発生時には、発生当初、養殖業者が自主的に移動制限を行うことを県が要請したが、徹底して実施させることは困難であり、移動制限の効果が十分に得られなかった。 したがって、現行制度のままでは、移動制限措置による特定疾病のまん延が効果的に抑えられない可能性が否定できず、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、また、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となることが想定される。 以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものにとどまると想定される。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案を提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。
63	農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課	養殖水産動植物の国内防疫(まん延防止措置の拡充－検査、注射、薬浴又は投薬の命令) (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・持続的養殖生産確保法	平成17年4月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 －	【目的】 現在、コイヘルペスウイルス病等の特定疾病に対して有効なワクチンの研究及び開発が進められているところであり、これが実用化された場合には、ワクチン接種をまん延防止措置の一手段としてとることも可能とするため、ワクチンの接種等を命ずることができるようにしておく必要がある。 特定疾病に対して有効なワクチン等が開発された場合には、まん延を未然に防止するための有効な手段として、都道府県知事が注射等を命ずることができるようにする。 【内容】 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するため必要があるときは、養殖水産動植物の所有者等に対し、都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬をうけるべき旨を命ずることができることとする。	特定疾病に対して有効なワクチン等が開発された場合、ワクチンの接種等を、既存の移動制限等のまん延防止措置と組み合わせることで、まん延防止措置の効果を十分に発揮させることが可能となる。また、ワクチン接種の効果が発揮されれば、焼却等の処分対象となる養殖水産動植物を最小限に食い止め、疾病発生によって養殖業者等が受ける被害を抑えることが可能となる。	ワクチン接種により、当該養殖水産動植物が疾病の耐性を持つようになり、経済的な価値が上がることも期待されるため、養殖業者にとっては、むしろメリットとなる側面を有する措置であると考えている。(遵守コスト) 注射等を命令した際、その薬剤代等。(行政コスト)	代替手段としては、「注射等の命令の規定を新設しないこと」(現状維持)が考えられるが、その場合、有効な特定疾病のワクチン等が開発されたとしても、ワクチン接種等を強制的に行うことができない場合は、所有者等の自発的な使用に任せざるを得ず、特定疾病のまん延防止を効果的に行うことができない可能性が否定できない。 特定疾病のまん延が効果的に抑えられない場合は、国内の養殖業に大きなダメージを与えることとなり得ること、また、まん延防止措置に伴う損失補償等の支出が多額となることが想定される。 以上のことから、当該規制を新設しないことにより生じ得る特定疾病のまん延という社会的なコストと、当該規制を新設することにより生じ得る負担と比較した場合、後者が小さなものにとどまると想定される。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月15日、第162回国会に改正法律案を提出 平成17年4月27日、公布(平成17年法律第36号)	科学的知見の蓄積、疾病の発生状況、国際基準の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
64	農林水産省 経営局構造改善課	措置命令等 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・農業経営基盤強化促進法	平成17年5月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 農業者の高齢化、不在村農地所有者の増加等による遊休農地の増大等に対処し、遊休農地の農業上の利用の確保等を図る。</p> <p>【内容】 我が国において耕作放棄されている農地の面積は34.3万haとなっており(平成12年)、この15年間で約3倍と急増している。</p> <p>遊休農地については、雑草の繁茂などにより、周辺農地の営農条件に著しい支障が生ずる場合があり、このような場合、現在は、行政指導により農地の権利者に対し草刈り等の措置を求めているところである。</p> <p>しかしながら、現行の措置は、相当の時間と段階をかけて講じられるものであり、緊急に対応が必要な場合に的確に対応できる仕組みとはなっていないこと、また、近年、相続等による不在村の農地所有者で所在が判明しないなど、農地管理の責任者が把握できない場合が増加しており、このような遊休農地における雑草の繁茂などにより、周辺農地の営農条件に著しい支障を及ぼしている場合に的確に対応できる仕組みとはなっていないことから、今後遊休地の急増により見込まれるこのような事態に的確に対処するための実効性の高い対応策を構築することが必要となっている。</p> <p>このため、遊休農地が原因となって周辺の農用地の営農条件に重大な支障が生じた場合(又は生ずるおそれがある場合)においては、緊急の対応として市町村長が農地所有者等に対し当該支障の除去等の措置(例:草刈り、害虫駆除)を命ずるとともに、当該措置が講じられないとき等は自ら当該措置を行えることとしたものである。</p>	<p>遊休農地は病虫害の発生や雑草の繁茂の原因となり、周辺農地の営農条件に著しい支障を及ぼし、周辺農地の効率的な利用を阻害することがあり得る。</p> <p>この場合、仮に、本措置が講じられなければ、周辺農地の所有者等は自らの負担により、その支障の除去等の措置を講じなければならなくなるが、本措置により、本来、農地を適正に管理・耕作すべき遊休農地の所有者等の責任において、当該遊休農地に起因する支障の除去等の措置が講じられることとなり、周辺農地の営農条件が確保されることが期待される。</p> <p>また、これにより、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地が最大限に利用され、国民に対する食料の安定供給の確保を図ることが可能となる。</p>	措置命令に基づく遊休農地に対する支障の除去等の措置については、農地所有者等の負担となる。	特になし。	特になし。 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月18日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月10日、公布(平成17年法律第53号)	平成22年度
65	農林水産省 林野庁経営課	森林組合法における行政庁による報告徴収・検査の対象の拡大(規制の追加、強化、拡充)	平成17年5月 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメ	<p>【目的】 行政庁による適正な監督機能の確保と組合員等からの請求に基づく検査による森林組合等の内部けん制機能の強化により、森林組合等の適切な運営の確保を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】</p>	森林組合等の経営の健全性の確保、森林組合等の内部けん制機能の強化による組合員等の利益の保護を図ることができる。	森林組合等の業務・会計状況を把握するのに特に必要があると認められる場合に、子会社や実質支配連合会は報告徴収・検査(財務諸表等の検査)を受ける義務が生じる。(事業者コスト) 森林組合等の業務・財産状況を把握するため、特に必要があると認める場合に、行	代替手段としては、「子会社や実質支配連合会に対して任意の情報提供を求める手法」が想定されるが、任意では、その情報の信頼性に欠ける場合があることから、報告徴収・検査を通じた行政庁による適正な監督機能を確保できず、森林組合の適正な運営に支障を来すおそれがある。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用	平成22年4月頃

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 森林組合法施行令	【分析実施時期】 平成17年5月	行政庁は、森林組合等に対してその業務・会計状況に関する報告徴収・検査を行うことができることとされていたが、今回の森林組合法の一部改正により、これらの報告徴収・検査の対象が「組合と特殊の関係にある者」に拡大されたことに伴い、森林組合法施行令の一部を改正し、「組合と特殊の関係にある者」として、 ① 組合の子会社 ② 組合がその総会員の総議決権の100分の50を超える議決権を有する森林組合連合会 を定めることとする。		行政庁が報告徴収又は検査を行うことに伴うコストがかかることとなる。(行政コスト)		平成17年6月17日政令改正	
66	農林水産省 林野庁経営課	森林組合法における行政庁による報告徴収・検査の対象の拡大(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 森林組合法	平成17年5月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 行政庁による適切な監督機能の強化と組合員等からの請求に基づく検査を通じた森林組合等の内部けん制機能の強化により、森林組合等の適切な運営の確保を図ることを目的とする。 【内容】 行政庁は、森林組合等に対してその業務・財産状況に関する報告徴収・検査を行うことができることとされているが、これらに加え、報告徴収・検査の対象を「組合の子会社その他のその組合と政令で定める特殊の関係のある者」にまで拡大することとする。	森林組合等の経営の健全性の確保、森林組合等の内部けん制機能の強化による組合員等の利益の保護を図ることができる。	森林組合等の業務・財産状況を把握するのに特に必要があると認められる場合に、子会社等において行政庁による業務・財産の状況に関する報告徴収・検査に対応するための負担が生じる。(事業者コスト) 森林組合等の業務・財産状況を把握するため、特に必要があると認める場合に、行政庁が報告徴収又は検査を行うことに伴うコストがかかることとなる。(行政コスト)	代替手段としては、「子会社等に対して任意の情報提供を求める手法」が想定されるが、任意ではその情報の信頼性に欠ける場合があることから、報告徴収・検査を通じた行政庁による適切な監督機能を確保できず、森林組合等の適正な運営に支障を来すおそれがある。	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月4日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月17日、公布(平成17年法律第60号)	平成22年4月頃
67	農林水産省 林野庁経営課	森林組合法における理事に対する事業別損益を明らかにした書面の作成等の義務付け(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 森林組合法	平成17年5月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 森林組合等における情報開示を促進し、組合員等へ開かれた透明性の高い適切な事業運営の確保を図ることを目的とする。 【内容】 森林組合等の理事に対して、事業年度ごとに、決算関係書類のほか、事業区分ごとの損益の状況を明らかにした書面の作成・通常総会への提出を義務付けることとする。	組合員等が森林組合等の経営状況を正確に認識するための判断材料が提供されることを通じて、情報開示の促進と組合員等の利益の保護を図ることができる。	森林組合等の理事に対して、新たに、事業区分ごとの損益の状況を明らかにした書面の作成及び通常総会への提出が義務付けられるが、通常、事務的には決算の際に事業別に損益を整理しており、当該書面は一連の作業として作成することが可能であることから、過大な負担は生じないものと考えられる。(事業者コスト)	-	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月4日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月17日、公布(平成17年法律第60号)	平成22年4月頃
68	農林水産省 林野庁経営課	森林組合の総代会における合併又は解散の議決後の手続の簡素化(規制の緩和)	平成17年5月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 総代会における解散又は合併の議決後の手続の簡素化を図り、合併手続に係る負担を軽減し、広域合併の促進に資することを目的とする。 【内容】 -	合併手続に係る負担が軽減することで、大規模組合と小規模組合の合併の進展や広域合併の促進を図ることができる。	-	代替手段としては、「総代会議決後の手続の廃止」が想定されるが、総代会は総会に代わるべき機関であるが、解散又は合併は森林組合の組織の根本に関わる事項であることから、組合員による直接的な意思決定の機会を保障する必要があ	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月4日、第162回国	平成22年4月頃

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 森林組合法	【パブリック・コメント実施時期】 —	総代会において森林組合の解散又は合併の議決がされたときは、理事は、遅滞なく組合員の投票に付さなければならないとされていたが、これに代えて、組合員へ当該議決の内容を通知しなければならないこととし、併せて解散又は合併反対者に総会招集権を付与することとする。			り、総代会議決後の手続を廃止することは適当でない。	会に改正法律案提出 平成17年6月17日、公布(平成17年法律第60号)	
69	農林水産省 農村振興局農村政策課	特定農地貸付けの実施主体の拡大(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 近年の自然志向の高まりを背景に市民農園を利用したいという人々が増えてきており、また、遊休農地の有効利用の一方策としても、市民農園の活用に期待が高まっていることから、このようなニーズに的確に対応していくため、市民農園の開設主体の拡大を図る必要がある。 市民農園の開設を促進し、多様な農地利用の需要に適切に対応できるようにする。 【内容】 地方公共団体又は農業協同組合のみが特定農地貸付けを実施することができるとする制限を撤廃し、これら以外の者でも市民農園を開設できることとする。	構造改革特別区域を設定することなく、地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設することが可能となることから、市民農園の開設が促進される。	地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市民農園を開設する場合は、市町村等との間で適切な農地利用を確保するための「貸付協定」の締結が義務付けられる。(遵守コスト) 地方公共団体及び農業協同組合以外の農地を所有していない者が市民農園を開設する場合は、地方公共団体又は農地保有合理化法人を介して農地を借り受けることとしていることから、市町村において、農地の確保や貸付の義務を行う必要が生じる。(行政コスト)	特になし。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月18日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月10日、公布(平成17年法律第52号)	平成22年度
70	農林水産省 消費・安全局表示・規格課	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の登録認定機関及び登録外国認定機関の登録有効期間(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 JAS法施行令	平成17年6月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月	【目的】 国際的なガイドランスとの整合性を図ることにより、登録認定機関及び登録外国認定機関による認定の信頼性を高め、もってJAS規格による格付及びJASマーク製品の一層の普及を図る。 【内容】 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)の一部を改正する法律による改正後のJAS法(以下「改正JAS法」という。)に基づき農林水産大臣により登録される登録認定機関及び登録外国認定機関の登録の有効期間を4年とする。	国際的なガイドランスへの整合を図ることにより、基準認証制度としてのJAS制度の信頼性が国内外ともに高まることから、JAS認定の取得が促進され、消費者へのJASマーク品の供給が進む。	登録認定機関の登録を受ける者は、4年を経過する日前に農林水産大臣に対し、登録更新申請を行わなければならない。(事業者コスト) 登録認定機関の登録を行ってから4年を経過しない間に更新審査に係る事務を行わなければならない。(行政コスト)	代替手段としては、「4年より短くする」及び「4年より長くする」が考えられるが、4年より短く設定すると制度の信頼性は高まるものの、登録の更新審査に係る行政側及び登録認定機関及び登録外国認定機関側双方のコストは増大する。他方、4年より長く設定すると、更新審査に係るコストは低減するものの、不適切な認定をするリスク等が高まり、制度の信頼性が低下し、事後措置に伴うコストが増加する恐れがある。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年7月29日、政令改正	平成22年度中
71	農林水産省 消費・安全局表示・規格課	登録認定機関制度等(民間の第三者機関に移行)(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 JAS法	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 平成14年3月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に即し、JAS規格制度における公益法人改革を推進する。 【内容】 JASマークを付することができる製造業者等を認定する登録認定機関及び登録外国認定機関の位置付けを、農林水産大臣の代行機関から、民間の第三者機関に	登録認定機関や登録外国認定機関の登録基準を法律に明記し、登録に関する規定を整備することにより、登録審査の客観性が確保されることとなる。 登録認定機関や登録外国認定機関は、認定料金の設定等、より自主的・自律的に認定業務を実施していくことが可能となる。 業務規程や認定手数料の認可審査に係る行政の負担がなくなる。	登録基準への適合命令、業務改善命令等による登録認定機関の事後監視に係る負担が生じる。(行政コスト)	代替手段としては、「登録制度を設けず、JASマークの表示を付することができる者の認定を民間機関の自由裁量に委ねる」が想定されるが、事業者による不正な格付及びJASマークの表示が行われるおそれが高まり、JASマークの信頼性を著しく損ない、消費者の合理的な選択に支障が生じることとなる。 このため、一定の登録基準を満たした登録認定機関が民間機関として認定業務を	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月22日、公布(平成	平成23年2月末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				移行するための規定を整備する。 ・登録基準として、認証に係る国際的な基準である「国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準」(ISO/IECガイド65)等を規定する。 ・業務規程と認定手数料の認可制を届出制に変更するなど、認定業務に関し必要な規定を整備するとともに、農林水産大臣による登録基準への適合命令、業務改善命令等の規定を整備する。 これに伴い、登録外国認定機関の登録要件の一つである同等性要件(当該外国にJAS規格制度と同等の制度を有すること)を廃止する。	JAS制度と同等の制度を有しない国においてJAS格付品を生産しようとする事業者は、自国で認定を受けることが可能となる。		行う仕組みとすることが適当である。	17年法律第67号)	
72	農林水産省 消費・安全局表示・規格課	JAS規格制度(流通JAS規格の導入に伴う措置)(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 JAS法	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 流通の方法についての基準を内容とするJAS規格(以下「流通JAS規格」という。)の導入に伴い、格付及びJASマークの表示の適正性を担保するための措置を講じることにより、JASマークの信頼性を確保し、消費者の合理的な選択に資する。 【内容】 流通JAS規格の導入に伴い、流通JAS規格による格付及びJASマークの表示の適正性を担保するための規定を整備する。 ・流通行程管理者(農林物資の流通行程を管理し、把握するものをいう。)及び外国流通行程管理者(外国において我が国に輸出される農林物資の流通行程を管理し、把握するものをいう。)は、登録認定機関又は登録外国認定機関の認定を受けて、格付を行い、JASマークを表示できるとし、当該認定に関する規定並びに格付及びJASマークの表示の改善命令等に関する規定を整備する。 ・流通JAS規格が制定されている農林物資について、流通JAS規格に適合しないことが確実となった場合には、生産業者又は販売業者はJASマークを除去等しなければならないこととする。	流通JAS規格の格付及びJASマークの表示の適正性が担保されることにより、JASマークの信頼性が確保され、消費者の合理的な選択に資することとなる。	流通JAS規格によるJASマークの表示をしようとする者は、JAS法の規定に従って、認定を受けて適正にJASマークの表示を行う必要がある。(事業者コスト) 流通JAS規格によるJASマークの表示が付してある農林物資を所有する生産業者又は販売業者は、当該農林物資が流通JAS規格に適合しないことが確実となった場合は、JASマークを除去する必要がある。(事業者コスト) 流通JAS規格によるJASマークの表示に関する監視コストが増加する。(行政コスト)	代替手段としては、「流通JAS規格による格付及びJASマークの表示の適正性を確保する規定を整備せず、事業者の任意の取組に任せること」が想定されるが、この場合、事業者による不正な格付及びJASマークの表示が行われるおそれが高まり、JASマークの信頼性を著しく損ない、消費者の合理的な選択に支障が生じることとなる。 このため、流通JAS規格による格付及びJASマークの表示の適正性を担保する措置を講じることとすることが適当である。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月22日、公布(平成17年法律第67号)	平成23年2月末まで
73	農林水産省 消費・安全局表示・規格課	品質表示基準制度(表示義務者に輸入業者を追加)(規制の追加、強化、拡充)	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメ	【目的】 輸入業者に対する品質表示についての責任を明確にする。 【内容】 飲食料品の品質に関する表示に係る基準を守るべき者として、従来の製造業者	従来、輸入業者が輸入した農林物資を販売する場合には、販売業者として表示責任を問う仕組みとしていたが、輸入業者を飲食料品の品質表示基準を遵守しなければならない者として明確に規定することにより、食品表示に対する輸入業者の意	輸入業者は、品質に関する表示の基準を守るべき責任を負う。(事業者コスト)	代替手段としては、現状維持が想定されるが、現行のまま、輸入業者を販売業者として取り扱うこととした場合、輸入業者の食品表示の適正化に対する意識の向上が図られない懸念が生じる。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国	平成23年2月末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 JAS法	【パブリック・コメント実施時期】 -	及び販売業者に加え、新たに輸入業者を追加することとする。	識の向上が図られ、表示の適正化が推進される。			会に改正法律案提出 平成17年6月22日、公布(平成17年法律第67号)	
74	農林水産省 消費・安全局表示・規格課	JAS規格制度(JASマークを貼付できる者の範囲拡大) (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 JAS法	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 製品のJAS規格適合性の検査を行う能力のある販売業者、輸入業者が認定を受け、JASマークの表示を行うことを可能とすることにより、生産・流通の実態に即した格付の実施に資する。 【内容】 工場又は事業所ごとに登録認定機関の認定を受けて、自ら格付を行い、JASマークを付することができる者として、従来の製造業者に加え、販売業者と輸入業者を追加することとする。	製造・加工時の品質管理や最終製品の検査を十分に行う能力のある販売業者や輸入業者は、希望するところにより自ら認定を受けてJASマークの表示を行うことが可能となり、生産・流通の実態に即して格付が効率的に行われるようになる。	認定を受けることができる者の範囲が拡大し、JASマークの表示をしようとする販売業者、輸入業者は、JAS法の規定に従って、認定を受けて適正にJASマークの表示を行う必要がある。(事業者コスト)	代替手段としては、「販売業者又は輸入業者が登録認定機関の認定を受けずに格付及びJASマークの表示ができることとし、格付及びJASマークの表示の適正性の確保をこれらの者の任意の取組に任せ、格付及びJASマークの表示の適正性が行われるおそれが高まり、JASマークの信頼性を著しく損ない、消費者の合理的な選択に支障が生じることとなる。このため、これらの者がJASマークの表示をしようとするときは、登録認定機関の認定を受けて適正にJASマークの表示を行うこととすることが適当である。	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月22日、公布(平成17年法律第67号)	平成23年2月末まで
75	農林水産省 農村振興局農村政策課	農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 農林漁業者又はその組織する団体以外の者についても、農林漁業体験民宿業者の登録制度の登録対象とすることにより、農林漁業体験民宿業者の登録制度のより一層の活用を図り、農林漁業体験民宿を安心して利用できる環境の整備を図るものである。 【内容】 農林漁業体験活動等のサービスを提供する農林漁業体験民宿業者の登録制度(※)の登録対象範囲については、従来、当該サービスを提供する農林漁業者又はその組織する団体に限定されていたが、今回、これら以外の同様のサービスを提供する者まで拡大する。 ※登録を受けた者は、その宿泊施設の見やすい場所に、農林漁業体験民宿業者であることを示す一定様式の標識を掲示することができる。	地域の農家や農協等と連携して農林漁業体験活動を提供しているNPO法人、第3セクター、一般の旅館・民宿等も登録対象となることから、相当数の農林漁業体験民宿業者が登録されることにより、農林漁業体験民宿を安心して利用できる環境の整備が進むこととなる。	登録制度の登録対象者の範囲拡大に伴い、新規登録に当たっては、現行の登録制度の対象者である農林漁業者等と同じく、登録免許税と登録手数料を納付する必要がある。(事業者コスト)	代替手段としては、登録制度を廃止するが想定されるが、農林漁業体験民宿業者の登録制度を廃止した場合、現行の登録制度の水準に満たない不適切な営業事例の発生により、近年、漸く定着し始めた農林漁業体験民宿業への信頼が損われる恐れがあり、農山漁村滞在型余暇活動の推進に支障を及ぼすこととなる。このため、農林漁業体験民宿業を営む者については、登録制とすることが適当である。	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月29日、公布(平成17年法律第74号)	平成22年度
76	農林水産省 農村振興局農村政策課	農林漁業体験民宿業者の登録基準の追加 (規制の追加、強化、拡充)	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 登録基準に農林漁業体験活動の利用者の保険に関する事項を追加することにより、農林漁業体験民宿を安全かつ安心して利用できるよう、環境の整備を図るものである。	利用者の安全性が確保された上で農林漁業体験活動に関するサービスが提供され、安心して利用できる環境が整備されることとなる。	保険料については、通常、民宿業者が保険会社に定期的に支払っているが、利用者1人当たりには換算すれば数百円程度の負担となる。(事業者コスト)	代替手段としては、現状維持が想定されるが、現在の農山漁村滞在型余暇活動をとるべく状況を踏まえれば、保険加入の措置がないまま利用者に事故が生じた場合、農林漁業体験民宿業者と利用者の双方に金銭的・精神的・時間的損失が伴うこととなる。	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出	平成22年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	【内容】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 —	【内容】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 —			とが想定され、農山漁村滞在型余暇活動のみならず、農山漁村滞在型余暇活動自体に対する信頼の喪失にも繋がりにくい。 このため、農山漁村滞在型余暇活動の健全な発展に当たっては、保険に関する事項を適正営業規程にとどめることなく、法定化することが適当である。	会に改正法律案提出 平成17年6月29日、公布(平成17年法律第74号)	
77	農林水産省 農村振興局農村政策課	登録実施機関の要件緩和(指定制度から登録制度への移行) (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律	平成17年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において、「当該登録制度における国の役割を明確にしつつ、その限定を図るため、登録の実施主体の見直しに併せ、平成17年度までに登録機関の国による指定制度を廃止する。」とされたことを受け、同法の登録制度について公益法人改革を推進する。 【内容】 農山漁村滞在型余暇活動促進法における農山漁村滞在型余暇活動者の登録を受け付ける登録実施機関について、国が全国で一つの公益法人を指定する制度から、法律で定める基準を満たす者であれば登録実施機関となることのできる制度とする。	登録制度への移行に伴い、登録実施機関が複数化することが想定され、これまで以上に、地域に密着した農山漁村滞在型余暇活動者の情報提供が行われる。また、農山漁村滞在型余暇活動者にとっては、登録実施機関を選択する際の裁量の幅が広がる。 さらに、登録実施機関の国への登録基準を法律に明記し、登録実施機関が農山漁村滞在型余暇活動者の登録実施事務に関する規程を整備することにより、登録審査の客観性が確保され、農山漁村滞在型余暇活動者の登録手数料の設定等、より自主的・自立的に登録業務を実施することが可能となる。	登録実施機関に登録免許税の負担が生じる。(事業者コスト) 登録基準への適合命令、業務改善命令等の登録実施機関に対する事後監視に係る負担が生じる。(行政コスト)	代替手段としては、「登録制度を設けず、農山漁村滞在型余暇活動の普及・促進を民間で実施する」として、農山漁村滞在型余暇活動の健全な発展に当たっては、保険に関する事項を適正営業規程にとどめることなく、法定化することが適当である。	— 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月25日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月29日、公布(平成17年法律第74号)	平成22年度
78	農林水産省 水産庁資源管理部 管理課資源管理推進室	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第2条第7項の第2種特定海洋生物資源の指定(対象の追加) (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令	平成17年9月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年9月	【目的】 我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理のため漁獲努力量の管理に係る所要の措置を講ずることにより、漁業法による措置等と相まって、排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、あわせて海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を確保し、もって漁業の発展と水産物の供給の安定に資する。 【内容】 変動が大きい水産資源や資源悪化により精度の高い資源予測が困難な水産資源を早急に回復させるために行う漁獲努力量の総量管理制度の対象資源(第2種特定海洋生物資源)として、「まこがれい」を新たに指定する。	漁獲努力量の過剰等により状況が悪化している「まこがれい」に投入される漁獲努力量を適正に管理することにより、その維持及び回復を図ることができる。	特定海洋生物資源をとることを目的として採捕活動を行う漁業者は、農林水産大臣又は都道府県知事から漁労作業の停止命令や停泊命令を受ける可能性があるとともに、漁獲努力量を報告する義務が生じる。	代替手段としては、第1種特定海洋生物資源に指定し漁獲量を削減する方法が考えられるが、「まこがれい」のように推定資源量が明確になっていない魚種については、推定した資源量と実際の資源量が異なった場合、過剰に漁獲を抑制したり、過剰に漁獲してしまう可能性がある。	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年11月24日、政令改正	平成22年1月頃

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
79	農林水産省 生産局特産振興課	輸入でん粉等の(独)農畜産業振興機構への義務売渡し(規制の新設)(規制の廃止) 【RIAの対象とした法令】 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	平成18年6月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 輸入でん粉等につきこれまで関税割当制度の下で講じられてきた国内産いもでん粉との抱合せ措置に代わり、機構への売渡し義務を課し、徴収された調整金(売買差額)を国内産いもでん粉に対する助成財源に充当することで、国内におけるでん粉の安定的供給を図る。 【内容】 でん粉に係る内外コスト格差の調整を行うため、輸入に係るでん粉及びコーンスターチ用とうもろこしにつき、(独)農畜産業振興機構(以下「機構」)への売渡し及び買戻し義務を課すことにより、調整金(売買差額)を徴収する。	輸入に係るでん粉等から機構による売買差益を徴収するとともに、その差益を原資として、国内のでん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者に対する交付金を交付することにより、でん粉に係る内外コスト格差が調整されることとなり、でん粉原料用いも生産者の所得の確保及び国内産いもでん粉の製造事業の経営の安定を通じて、国内産いもでん粉の安定的な供給の確保を図ることができる。	機構への売渡し対象となるでん粉又はコーンスターチ用とうもろこしを輸入する者は、調整金を売買差額として負担することとなる。 なお、この負担は、現行の抱合せ措置が存続すると仮定した場合に生じることとなる経済的負担と同等のものとなる。(事業コスト) 抱合せ措置等の事務(国が行う関税割当の発給に際しての国内産いもでん粉の購入実績の確認等)が廃止される一方で、改正後の法律第27条に基づき、輸入に係るでん粉又はコーンスターチ用とうもろこしに係る調整金(売買差額)の徴収を新たに行うこととなるため、これに要する事務が発生する。この新たに発生する事務は、食料・農業・農村基本計画に基づく生産者への直接支払いの導入及び国際ルールの強化に対応した、より透明性の高い制度への移行のために必要なものである。(行政コスト)	○ 現行の抱合せ措置(及び価格支持政策)の維持。 現行制度の下では、でん粉又はコーンスターチ用とうもろこしを輸入する際に、必ず一定量の国内産いもでん粉を購入する必要があり、関係者の経済的負担が生じることとなるが、新たな価格調整制度の下では、現行の負担(国内産いもでん粉の購入費用)の範囲内で機構に対し調整金(売買差額)を納付し、実際に国内産いもでん粉を引き取る必要なく輸入を行うことが可能となる。このため、新たな制度により生じる負担の方が現行制度に比較して小さいものととまると考えられる。	本措置は、学識経験者からなる「砂糖及びでん粉に関する検討会」における議論を踏まえたものであり、食料・農業・農村政策審議会生産分科会甘味資源部会「砂糖及びでん粉に関する新たな政策の展開方向」(平成18年2月)においても、「抱合せを廃止する一方、糖価調整法等を改正して、コーンスターチ用とうもろこし等から新たに調整金を徴収する仕組みを導入し、国際規律の強化に対応し得る透明性の高い制度へ移行」とされている。 また、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)において、「コーンスターチ用とうもろこしの関税割当に係る国内産いもでん粉との抱き合わせ措置を廃止し、これに代わる調整金制度へ平成19年産より移行する。」とされている。 【RIA結果の活用	平成24年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー 時期
								状況】 平成 18 年 2 月 24 日、第 164 回国 会に改正法律案 提出 平成 18 年 6 月 21 日、公布(平成 18 年法律第 89 号)	

表 RIA-10 経済産業省におけるRIAの実施状況(31件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
80	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	MARPOL条約の1997年議定書の締結に伴うディーゼル発電機の窒素酸化物の排出及び使用燃料の品質に係る規制(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・電気事業法施行規則 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年10月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年10月	【目的】 船舶による大気汚染等の防止を目的とするMARPOL条約の1997年議定書の締結に伴い、関係省令に所要の改正を行う。 【内容】 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に属する工作物(海域にあり、定置式のものに限る。)に設置されるディーゼル発電機について、窒素酸化物の排出基準及び燃料油の硫黄分の含有量等の品質の要件を規定する。	環境保全効果が増大する。	事業者の遵守コストが増大する。(行政コスト、遵守コスト、社会コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持が考えられるが、想定される効果と負担を比較したところ、改正案の方が妥当と判断された。	－ 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年1月6日、省令改正	条約改正時
81	経済産業省 商務情報政策局製品安全課	液化石油ガス器具等(高圧ホースカップリング付)の拡充及び規制品目拡充等による技術基準の改正(規制改革推進3か年計画措置にともなう品目拡充)(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令 ・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令	平成16年11月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 ガス漏えい量を従来方式(ねじ込み式)より格段に減らすことが可能な安全性の高い器具(カップリング付器具)が開発されたことから、今後、需要が見込まれるカップリング付高圧ホースを規制対象品目に加えるとともに、技術基準を定める必要がある。 【内容】 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第3条別表第1で規制されている継手金具付高圧ホースに、カップリング付高圧ホースを規制対象に追加するとともに、これに対応する技術基準を規定する。	質量販売独特の事故(容器と調整器の接続部分、調整器とゴム管等の接続部分からのガス漏えい)の低減が迅速かつ確実に図られる。また、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるだけでなく、体積販売においても容器交換時のヒューマンエラー事故防止、配送の合理化にも寄与する。	基準策定や届出に係る行政コストや事業者の遵守コストが増大する。(行政コスト、遵守コスト、社会コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び民間自主規格が考えられるが、安全機器を規制の対象として、その安全性の確保を義務化することにより、基準策定や届出に係る行政コストや事業者によるコスト増加が想定されるものの、重大な社会的影響を与え得る質量販売独特の事故の低減が迅速かつ確実に図られる。また、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるだけでなく、体積販売においても容器交換時のヒューマンエラー事故防止、配送の合理化にも寄与する。	－ 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年4月1日、省令改正	平成21年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
82	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	冷凍能力算定基準及び冷凍保安責任者選定不要施設等に係る制度の見直し(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・高圧ガス保安法 ・冷凍保安規則	平成16年11月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 近年、技術の進歩を背景とした冷凍設備の多様化が進んでいる状況を踏まえ、二酸化炭素を冷媒ガスとして使用する冷凍設備の導入に係る環境を整備する。 【内容】 冷凍保安規則第5条第3号に冷媒ガスとして二酸化炭素を使用する自然還流式冷凍設備及び自然循環式冷凍設備、並びに他の製造設備により自然循環式冷凍設備の冷媒ガスを冷凍する製造設備冷凍能力の算定基準を定めるとともに、ユニット型製造設備の範囲拡大につき十分な安全性が確認され、事業者の負担軽減を図る観点から、高圧ガス保安法36条第2項の規定を改正する。	従来の設備よりも保安面で優れている新たな種類の製造設備の開発が認められることとなり、当該機器の普及が大いに期待されるとともに、事故発生件数の減少にもつなげることができる。また、冷凍保安責任者の選任が不要な設備が拡大することで、製造業者の負担軽減と機器の普及を図ることができる。	現状より負担が増大することは想定されない。 (行政コスト、事業者コスト、社会的コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、従来の設備よりも保安面で優れている新たな種類の製造設備の開発が認められることとなり、当該機器の普及が大いに期待されるとともに、事故発生件数の減少にもつなげることができる。また、冷凍保安責任者の選任が不要な設備が拡大することで、製造業者の負担軽減と機器の普及を図ることができる。	－ 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成16年12月17日、省令改正	平成21年度中
83	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	発電用風力設備のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・発電用風力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年11月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 一般用電気工作物に該当する発電用風力設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。 【内容】 一般用電気工作物に該当する発電用風力設備の技術基準を整備、導入するため、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。	一定の技術基準を導入することで、保安確保の充実を図ることができる。	当該技術基準に適合するための設備導入コストの増加が予想される。 (事業者コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、小型の風力発電設備については、地球温暖化防止等の観点から、今後の普及が期待されているが、取扱者が電気に詳しくない一般者であることや、設置環境(住宅近隣)を踏まえると、改正案により一定の技術基準を導入し、保安確保の充実を図ることが不可欠である。 なお、技術基準を導入した場合、その対応のための負担増加が予想されるが、技術的に難易度の高い事柄を要求していないことから、設備導入コストへの影響は小さいと考えられ、また、保安規程の届出等、手続が増加することはないため、機器の普及への影響はないと考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会中間報告書(平成14年6月) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年2月29日、省令改正	平成22年4月
84	経済産業省 産業技術環境局基準認証ユニット認証課	JISマーク表示制度における登録認証機関の登録有効期間(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・工業標準化法に基づく認定機関等に関する政令	平成16年11月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成16年11月	【目的】 JISマーク表示制度を民間の登録認証機関によって実施する制度に改正するに当たって、登録の有効期間を4年とすることにより、登録認証機関の信頼性を確保しつつ、国際的なガイダンスとの整合性を図る。 【内容】 工業標準化法に基づく認定機関等に関する政令に所要の改正を行う。	国際的なガイダンスと整合性をとること、登録認証機関の信頼性が増加する。	登録更新に係る行政側及び登録認証機関双方のコストが生じる。 (行政コスト、事業者コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、「3年以上4年未満」及び「4年超」が考えられるが、認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議で定めた認証機関の認定に関する要求事項のガイダンスでは、認定の更新期間を4年とすることが推奨されている。これと整合させることにより、この制度の信頼性が国際的にも認知され得るものとなり、国際的なワンストップ・テストの実現を容易にし、ひいては製品認証に関する社会的なコストの低減を図ることが容易になる。	－ 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成16年12月22日、政令改正	認証機関の基準適合性を認定する機関の国際会議が定めた認証機関の認定に関する要求事項のガイダンス

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
									スに定める更新期間が改訂されたとき
85	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	発電用火力設備のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年11月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期 平成16年11月	【目的】 一般用電気工作物に該当する発電用火力設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。 【内容】 一般用電気工作物に該当する発電用火力設備の技術基準を整備、導入するため、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。	一定の技術基準を導入することで、保安確保の充実に図ることができる。	当該技術基準に適合するための設備導入コストの増加が予想される。 (事業者コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、小型の火力(内燃力)発電設備については、排熱(コジェネレーション)の有効利用による省エネルギー等の観点から、今後の普及が期待されているが、取扱者が電気に詳しくない一般者であることや、設置環境(住宅密集地等)を踏まえると、改正案により一定の技術基準を導入し、保安確保の充実に図ることが不可欠である。 なお、技術基準を導入した場合、その対応のための負担増加が予想されるが、技術的に難易度の高い事柄を要求していないことから、設備導入コストへの影響は小さいと考えられ、また、保安規程の届出等、手続が増加することはないため、機器の普及への影響はないと考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会中間報告書(平成14年6月) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年7月22日、省令改正	平成22年4月
86	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	発電用水力設備のうち、一般用電気工作物に該当するものに関する技術基準の導入 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・発電用水力設備に関する技術基準を定める省令	平成16年11月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期 平成16年11月	【目的】 一般用電気工作物に該当する発電用水力設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。 【内容】 一般用電気工作物に該当する発電用水力設備の技術基準を整備、導入するため、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。	一定の技術基準を導入することで、保安確保の充実に図ることができる。	当該技術基準に適合するための設備導入コストの増加が予想される。 (事業者コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、小型の水力発電設備については、地球温暖化防止や溪流・農業用水等の有効利用の観点から、今後の普及が期待されているが、取扱者が電気に詳しくない一般者であることを踏まえると、改正案により一定の技術基準を導入し、保安確保の充実に図ることが不可欠である。 なお、技術基準を導入した場合、その対応のための負担増加が予想されるが、技術的に難易度の高い事柄を要求していないことから、設備導入コストへの影響は小さいと考えられ、また、保安規程の届出等、手続が増加することはないため、機器の普及への影響はないと考えられる。	総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会中間報告書(平成14年6月) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月29日、省令改正	平成22年4月
87	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	小規模燃料電池発電設備の技術基準の整備及び一定の条件を満たす燃料電池発電設備の一般用電気工作物への	平成16年11月 (パブリック・コメント) パブリック・コメント実施時期 平成16年11月	【目的】 家庭用等に用いられる小規模の燃料電池設備が、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにするとともに、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにする。また、家庭用等に用いられる小規	技術基準を明確化することにより、保安の確保が図られる。 一部義務を緩和することにより、機器の普及や環境保全が図られるとともに、行政コストや遵守コストの減少が予想される。	当該技術基準に適合するための設備導入コストの増加が予想される。 行政の事故時対応にマイナス面がある。 (事業者コスト、行政コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、燃料電池発電設備については、地球温暖化防止等の観点から今後の普及が期待されている一方、現状では規模(出力)によらず保安規程の届出及び主任技術者の選任が必須である等、設備を設置する者の負担が多く、設	総合資源エネルギー調査会電力安全小委員会中間報告書(平成14年6月) 【RIA結果の活	平成22年4月

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		位置づけ (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 ・電気設備に関する技術基準を定める省令 ・電気事業法施行規則	【分析実施時期】 平成16年11月	模のもので上記の技術基準に適合するものについては、一般用電気工作物へ位置づけ、保安規程の届出義務等の一部義務を緩和し、燃料電池発電設備の普及を促す。 【内容】 燃料電池発電設備の技術基準を明確化するため、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備に関する技術基準を定める省令に所要の改正を行う。また、保安規程の届出義務等の一部義務を緩和するため、電気事業法施行規則に所要の改正を行う。			備の円滑な導入の障害となっている可能性がある。改正案により、保安規程の届出及び主任技術者の選任が不要となることから、現状に比べて、機器の普及と、それによる環境保全が図られると考えられる。一方、保安の観点からは、マイナス面が生じ得るが、技術基準の導入により、全体として保安が保たれると考えられる。	【用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年2月10日、省令改正	
88	経済産業省 原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課	容器の接続義務免除及び質量による販売範囲の拡大 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律施行規則	平成17年1月 (パブリック・コメント) 手続における意見の募集開始時 まで 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年1月	【目的】 質量販売に係る規制緩和と要望(平成15年3月規制改革推進3か年計画として閣議決定)にともない、現行規定に加え、カップリング付きの安全器具等を設置した場合には25L以下の容器まで事業者が配管等に容器を接続する義務を免除し、質量販売範囲を拡大する。 【内容】 上記措置を実施するため、液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律施行規則に所要の改正を行う。	容器交換時の作業負担が低減され、配送の合理化にも寄与する。さらに、安全器具を用いることにより質量販売独特の事故(容器と調整器の接続部分、調整器とゴム管等の接続部分のガス漏えい)の低減が図られる。	事業者において充てん設備及び安全器具等導入に係る新たな負担(遵守コスト)が生じる。 (事業者コストの増減を◎○△で表現)	代替手段として、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、消費者のLPガス購入方法における選択肢が拡大するとともに、事業者の販売方法の選択肢の拡大になる。 また、容器交換時の作業負担が低減され、配送の合理化にも寄与する。さらに、安全器具を用いることにより質量販売独特の事故(容器と調整器の接続部分、調整器とゴム管等の接続部分のガス漏えい)の低減が図られる。 負担の面では、事業者において充てん設備及び安全器具等導入に係る新たな負担が生じるものの、質量販売先における事故防止対策を大きく前進させるものである。	— 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月1日、省令改正	平成21年
89	経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室	第一種特定化学物質の追加(製造・輸入の許可制) (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	平成17年1月 (パブリック・コメント) 手続における意見の募集開始時 まで 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年1月	【目的】 第一種特定化学物質を追加指定し、人の安全性確保を図る。 【内容】 「ジコホル」及び「ヘキサクロブター1,3-ジエン」の2物質を第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を規制(事実上禁止)する。	環境汚染を通じた人健康被害の防止が図られる。	新たに指定された第一種特定化学物質の製造・輸入・使用を行っている者は、事実上これらの物質の製造・輸入・使用ができないこととなる。 また、行政において、新たに指定された第一種特定化学物質の製造・輸入・使用が行われていないかどうか監視する必要が生じる。 (行政コスト、事業者コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案によってこれら2物質の製造・輸入・使用を行っている者は、事実上これらの物質の製造・輸入・使用ができないこととなる。しかし、本省が行った「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」の結果によれば、これら2物質の製造・輸入が行われているとの報告は無く、製造、輸入、使用を行っている者における経済的負担が生じる可能性は極めて低い。 一方、行政においては、改正案では現状維持に比べ、新たに指定された第一種特定化学物質の製造・輸入・使用が行われていないかどうか、監視する必要があり、負担は増加する。	— 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年4月1日、政令改正	平成22年3月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
90	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	定期安全管理検査(検査対象の追加) (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・電気事業法施行規則	平成17年2月 (パブリック・コメントにおける意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 内燃ガスタービンに係るガス圧縮機においては、定期事業者検査の対象としてガス圧縮機本体のみ定期安全管理検査の対象となっているが、その附属設備についても高圧ガス保安法第2条に定められる高圧ガスを使用する設備であり、かつ、発電用火力設備の技術基準が適用される設備も含まれることから、発電出力1,000kW以上の設備については定期事業者検査の対象として扱う必要がある。 【内容】 当該設備について、定期事業者検査の対象設備として追加するため、電気事業法施行規則に所要の改正を行う。	発電用火力設備の技術基準を満足していることの確認を行う等、電気工作物の安全性を高めることとなる。	定期事業者検査の対象設備となることにより、事業者の遵守コストが生じる。 (事業者コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、高圧ガス保安法第2条に定められる高圧ガスを使用する設備であり、かつ、発電出力1,000kW以上の内燃ガスタービンに係るガス圧縮機の附属設備についても定期事業者検査の対象となり、発電用火力設備の技術基準を満足していることの確認を行う等、電気工作物の安全性を高めることとなる。 一方、定期事業者検査の対象設備となることにより、事業者の遵守コストが生じる。	－ 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年2月20日、省令改正	平成21年
91	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	圧縮水素スタンドに関する技術基準及び検査方法の導入等 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・一般高圧ガス保安規則 ・コンビナート等保安規則 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	平成17年2月 (パブリック・コメントにおける意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 燃料電池の実用化を図るためのインフラ整備の一環として、高圧ガス保安法上の技術基準及び検査方法を圧縮水素スタンド設備の特性に応じた制度とする必要がある。 【内容】 ①保安距離等の見直し、②保安統括者の選任並びに常駐義務の見直し、③水素への付臭規定の見直し、④水素スタンドの保安検査周期の延長の観点から、新たに基準を整備する。また、車両に固定した容器の移動に係る運転要員確保方策の技術基準、及び特定の容器をフレーム及び車両とを適切に固定するための措置の新設等について改正を行う。	圧縮水素スタンドに係る技術基準等の作成については、保安の確保を前提として、圧縮水素スタンドの設置が特に都市部において促進され、燃料電池の普及が想定される。 移動に係る運転要員確保方策の改正については、保安の確保を前提として、移動に係る人的コストの軽減を図ることができる	現状より負担が増大することは想定されない。 (社会的コスト、行政コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、 ① 圧縮水素スタンドに係る技術基準等の作成については、改正案により、保安の確保を前提として、圧縮水素スタンドの設置が特に都市部において促進され、燃料電池の普及が想定される一方、規制撤廃の場合は、保安の確保が図れず事故の発生の危険性を増大させること、また、現状維持の場合は、保安の確保のレベルが向上せず、圧縮水素スタンドの普及を図ることができないこと ② 移動に係る運転要員確保方策の改正については、保安の確保を前提として、移動に係る人的コストの軽減を図ることができる一方で、規制撤廃の場合は、保安の確保が図れないこと、現状維持の場合は、事業者の負担の軽減化が図れないことから、改正案を選択することが望ましい。	－ 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月24日、省令改正 平成17年3月30日、告示改正	平成22年中
92	経済産業省 産業技術環境局計量行政室	タクシーメーターの検査の一部である頭部検査の廃止 (規制の廃止) 【RIAの対象とした法令】 ・計量法施行規則	平成17年3月 (パブリック・コメントにおける意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 タクシーメーターについては、技術進歩により機械式から電子式のメーターへと移行が進み、頭部検査の不合格率も非常に低い数値で推移していることから、頭部検査を廃止することが求められている。また、タクシー料金の多様化の実態に鑑み、料金改定時の装置検査の廃止が求められている。 【内容】 これらの諸問題を解決するため、計量法施行規則に所要の改正を行う。	タクシーメーターのユーザー、行政の検定に係る費用、手続き等の負担が軽減される。	－	代替手段としては、現状維持が考えられるが、改正案により、タクシーメーターのユーザー、行政の検定に係る費用、手続き等の負担が軽減される。また、タクシーメーターの定期的な装置検査は1年に1回を義務づけたままであり、精度も現状と変わらないと考えている。	計量行政審議会 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正(公布日) 平成17年10月1日(施行日)	平成22年3月

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
93	経済産業省 産業技術環境局計量行政室	特定計量器検定検査規則のJISからの技術基準の引用 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・特定計量器検定検査規則	平成17年3月 (パブリック・コメント) 手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 計量法の省令である特定計量器検定検査規則において定めている特定計量器を 検定・検査するための技術基準は、計量器の技術進歩等に速やかに対応すること、また、国際技術基準と我が国の技術基準との整合することが求められている。 【内容】 これらの諸問題を解決するため、特定計量器検定検査規則の技術基準にJIS規格を引用する所要の改正を行う。	国際規格と国内法の整合をとることができ、輸出入の際の貿易障害を軽減する。また、JIS規格は5年に一度の見直しが法律で求められており、技術進歩への迅速な対応が可能。	事業者は新基準へ対応するために手続上、多少の負担を生じるものがある。 (事業者コスト、行政コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案により、国際規格と国内法の整合をとることができ、輸出入の際の貿易障害を軽減する。また、JIS規格は5年に一度の見直しが法律で求められており、技術進歩への迅速な対応が可能。その対応として事業者は新基準へ対応するために手続上、多少の負担を生じるものがある。国際整合による大幅な技術基準はないため、設備コストへの影響は事業者、行政ともに影響はないと考えられる。	計量行政審議会 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正(公布日) 平成17年4月1日より10月1日までの間で品目により段階的に施行 施行日 4月1日 電子式血圧計、体温計 7月1日 質量計のうち非自動はかり 10月1日 タクシーメーター、水道メーター、温水メーター	平成22年3月
94	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	試験研究に係る手続簡素化等 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・一般高圧ガス保安規則 ・冷凍保安規則 ・液化石油ガス保安規則 ・コンビナート等保安規則 ・特定設備検査規則	平成17年3月 (パブリック・コメント) 手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月	【目的】 構造改革特別区域において要望が出された事項のうち、構造改革区域推進本部評価委員会において、平成16年度中に全国展開することが適当とされた以下の事項について、全国的に実施するための措置を講じる。 ① ジメチルエーテル等の試験研究設備について、処理量の変更を伴わない変更工事に際して必要となる手続につき、一定の条件を設けた上で許可を届出に、届出を届出不要に簡素化 ② 安全性を確保することを前提に、水素利用技術の試験研究に使用する小規模圧力容器(400ml以下)等については特定設備検査規則検査の対象から除外 また、高圧ガス保安法特定設備検査規則とJIS B 8265(2000)との整合化が図られたが、平成15年9月に当該JISのうち、	行政及び事業者の負担軽減が図られる。	現状より負担が増大することは想定されない。 (行政コスト、社会的コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、規制撤廃が考えられるが、改正案は、現行と同等の安全性が確保されていることを経済産業大臣が確認した上で、手続の簡素化、特定設備検査の不要化等を行うものであるが、規制の撤廃をした場合、安全性に関して外部からの評価・確認が行われなくなり、保安が確保できず事故の増加につながる。したがって、改正案を選択することが妥当である。	構造改革区域推進本部評価委員会において、平成16年度中に全国展開することが適当とされた。 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正	平成22年中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				材料の許容曲げ応力に関する規定の一部が改正されたことから、整合化を図る。 【内容】 上記措置を実施するため、一般高圧ガス保安規則、特定設備検査規則等に所要の改正を行う。					
95	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	圧縮水素自動車燃料装置用容器に関する技術基準及び検査方法の導入等 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・容器保安規則 ・一般高圧ガス保安規則 ・コンビナート等保安規則 ・容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示 ・容器保安規則の機能性基準の運用について	平成17年2月 (パブリック・コメント) 意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 燃料電池の実用化を図るためのインフラ整備の一環として、高圧ガス保安法容器保安規則上の技術基準及び検査方法に関連する諸規定を整備するとともに、再検査方法の新設その他の所要の改正を行う。 【内容】 ①圧縮水素自動車燃料装置用容器等の機能性基準の例示基準化、②圧縮水素自動車燃料装置用容器等の再検査方法の合理化、③圧縮水素自動車燃料装置用容器の再検査期間の見直し、④液化水素運送自動車用容器の充てん率の見直し等について改正を行う。	保安の確保を前提として、事業者の負担の軽減を通じて圧縮水素自動車等の普及を促進することが想定される。	現状より負担が増大することは想定されない。 (社会的コスト、行政コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、現状維持及び規制撤廃が考えられるが、改正案では、保安の確保を前提として、事業者の負担の軽減を通じて圧縮水素自動車等の普及を促進することが想定されるが、規制撤廃の場合は、保安の確保が図れず自己の発生の危険性を増大させ、また、現状維持の場合は、保安の確保のレベルが向上せず、圧縮水素自動車の普及を図ることができない。 したがって、改正案を選択することが望ましい。	－ 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令改正、告示改正、例示基準改正	平成22年中
96	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	保安検査方法を定める告示等 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・保安検査の方法を定める告示 ・製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示	平成17年2月 (パブリック・コメント) 意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年2月	【目的】 平成16年11月に、定期的実施する保安検査の方法について、検査の実効性の担保や検査コストの低減を図る観点から、従来国が専ら定めていた検査の手法について、民間機関からの提案を受け付けることが可能となるよう制度改正を行った。 これまで実際に提案された検査方法について、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会の下に設置された保安検査規格審査小委員会において審査を重ねた結果、6つの民間規格を保安検査の方法として採用することとした。 【内容】 新たに保安検査の方法を定める告示を定め、その他関係告示等の整備を行う。	高圧ガスに係る保安レベルの向上及び事業者負担の軽減につながることを想定される。	現状より負担が増大することは想定されない。 (行政コスト、事業者コスト、社会的コストの増減を◎○△で表現)	代替手段としては、規制撤廃が考えられるが、改正案は、最近の技術な知見を反映し、より一層実効的かつ合理的な6つの民間規格を、保安検査の方法として定めるため、高圧ガスに係る保安レベルの向上及び事業者負担の軽減につながることを想定されるが、規制の撤廃をした場合、行政コスト、事業者コストの低減は見込まれるものの、定期的な保安検査(通常1年に1回)を行わなくなることとなり、保安が確保できず事故の増加につながることを想定される。 したがって、改正案を選択することが妥当である。	総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会の下に設置された保安検査企画審査小委員会において審査。 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月	平成22年中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								30日、省令改正、告示改正、例示基準改正	
97	経済産業省 産業技術環境局基準認証ユニット認証課	<p>鉱工業品等の日本工業規格への適合性の認証(規制の新設)</p> <p>【RIAの対象とした法令】 ・日本工業規格への適合性の認証に関する省令</p>	<p>平成17年3月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成17年3月</p>	<p>【目的】 主務大臣等の認定を受けて鉱工業品等が日本工業規格に適合する旨の特別な表示(JISマーク)を付することができる制度を、法律に定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者(登録認証機関)の認証を受けてJISマークを付することができる制度に改めることに伴い、JISマークの表示事項、認証機関の登録の手続き、認証の業務の基準等を定める。</p> <p>【内容】 日本工業規格への適合性の認証に関する省令を制定する。</p>	<p>認証業務の基準を定めることで、JISマークの信頼性や鉱工業品の使用者等の利便性が確保される。</p>	<p>登録制をとることで、申請者及び主務大臣の事務コストが生じる。 認証業務の基準を遵守するため、登録認証機関や製造業者等の事務コストが生じる。 主務大臣への報告を求めることで、登録認証機関の事務コストが生じる。 (行政コスト、事業者コストの増減を◎○△で表現)</p>	<p>代替手段としては、「より厳しい基準」及び「より緩和した基準」が考えられるが、</p> <p>① JISマークの表示事項等については、規定した事項を削減すると、JISマークを付した責任の主体が不明になるなどの支障が生じ、これを追加すると、鉱工業品等に表示し難い。</p> <p>② 認証機関の登録申請書の内容については、規定した事項を削減すると、法に定める基準への適合性を判断することが困難になり、これを追加すると、申請者及び主務大臣の事務コストが増加</p> <p>③ 登録認証機関の認証の業務の基準については、規定した事項を削減すると、認証に当たって行う審査が甘くなるなど、JISマークの信頼性や鉱工業品の使用者等の利便性を損なうおそれがあり、これを追加すると、登録認証機関や製造業者等の事務コストが増加</p> <p>④ 登録認証機関による認証の報告事項については、これを削減すると、主務大臣が行う製造業者等に対する立入検査等や違法にJISマークを付した鉱工業品の監視等に支障が生じるおそれがあり、これを追加すると、登録認証機関の事務コストが増加</p> <p>といった事態が想定されることから、制定案が妥当である。</p>	<p>－</p> <p>【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年3月30日、省令制定</p>	<p>国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準の内容が改訂されたとき</p>
98	経済産業省 原子力安全・保安院核燃料管理規制課	<p>金属キャスクを使用した使用済燃料貯蔵施設以外の態様の使用済燃料貯蔵施設に適合した規制体系の整備(規制の新設)</p> <p>【RIAの対象とした法令】 ・使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 ・使用済燃料貯蔵施設の設計及</p>	<p>平成17年6月(パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月</p>	<p>【目的】 使用済燃料貯蔵施設における規制体系の明確化及び充実化を図ることにより、当該施設の安全性・信頼性の向上を目指す。</p> <p>【内容】 気体状の放射性廃棄物の管理を必要とする態様の施設について所要の規定を整備するとともに、他の原子力施設との整合性をとる観点からこれらの施設に共通した最新の規制体系を使用済燃料貯蔵施設においても適用する。</p>	<p>施設の安全性・信頼性がより一層向上し、公衆の安全性を確保することができる。</p>	<p>行政負担及び事業者負担は増加する(行政コスト、事業者コストの増減を◎○△で表現)</p>	<p>当該規制を撤廃した場合に想定される貯蔵施設に係る事故は、放射性廃棄物等が環境に放出されること等により広範囲に亘り甚大な被害となることが予想され、その被害規模は今般の改正に伴う行政コスト及び事業者負担を大きく上回るものである。</p>	<p>総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会核燃料サイクル安全小委員会</p> <p>【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年10月26日、省令制定</p>	<p>施行から5年以内(平成22年)</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		び工事の方法の技術基準に関する省令 ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示							
99	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	自家用電気工作物であって出力1,000kW未満の内燃力発電所及びガスタービン発電所に係る保安管理業務における点検頻度の延伸(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 平成15年経済産業省告示第249号	平成17年8月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年8月	【目的】 自家用電気工作物であって出力1,000kW未満の内燃力発電所及びガスタービン発電所の保安管理業務受託者による点検頻度について、保安レベルの維持を前提に合理的に見直し、設置者の不必要な負担を削減する。 【内容】 出力1,000kW未満の内燃力発電所及びガスタービン発電所について、当該発電所の設置者からの委託によりその保安管理業務を行う者による点検頻度を現行月2回以上から1ヶ月に1回(発電機の構造と設備要件によっては、3ヶ月に1回又は6ヶ月に1回)に延伸する。	設置者の点検に係る費用負担の軽減	事故発生による社会負担の増大、規制実施に伴う行政負担の増大	内燃力発電設備及びガスタービン発電設備の製造技術の進歩等最新の技術的知見を踏まえ、現行の月2回以上の点検頻度を延伸することは、点検に係る設置者の費用負担を低減でき、また保安レベルを現状のまま維持できることから事故発生による社会的負担を増大させないと想定される。 一方、点検頻度による規制を完全撤廃した場合は、長期にわたって点検が行われないなど、社会的に必要とされる最小限の保安確保に多大な支障が出る恐れがあるため、一定の点検頻度を定める規制が必要である。なお、点検頻度を延伸しても電気事業法施行規則第52条第2項に基づく国による承認手続きに変化はなく行政負担は増大しないが、規制を撤廃した場合には事故発生リスクが高まることから、必要に応じ報告徴収又は立入検査の実施を行うこと等により行政負担の増大が見込まれる。	発電所(自家用電気工作物)点検頻度検討報告書(平成17年3月 社団法人日本電気協会 発電所(自家用電気工作物)点検頻度検討委員会) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成17年11月1日、省令制定	平成22年度
100	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	LNG受入基地に係る保安検査の方法(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・保安検査方法を定める告示	平成17年7月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年7月	【目的】 従来、専ら国が定めていた、定期的を実施する保安検査の方法について、平成16年11月に、民間機関からの提案を受け付けることが可能となるよう制度改正を行った。これを受けて、平成17年5月に提案されたLNG受入基地に係る保安検査方法を定めた民間規格を保安検査の方法として採用することにより、LNG受入基地における検査の合理化を図る。 【内容】 平成17年5月に提案されたLNG受入基地に係る保安検査方法を定めた民間規格を保安検査の方法として採用する。	高圧ガスに係る保安レベルの向上及び事業者負担の軽減につながる事が想定される。	現状より負担が増大することは想定されない。	本改正案は、最新の技術的知見を反映したより一層合理的な民間規格を、LNG受入基地の保安検査の方法として定めるため、現状維持と比べ当該保安検査が合理化され、現状の保安レベルを維持しつつ検査実施等に係る事業者および行政の負担を軽減できる。 一方、規制を撤廃した場合は、保安検査の実施等に係る行政コスト、事業者コストの低減は見込まれるものの、定期的(通常1年に1回)な保安検査を行わなくなることとなり、社会的に要請される必要最低限の保安レベルが確保できず重大事故の増加につながる事が想定される。よって、本改正案を選択することが妥当である。	KHK/KLKS 0850-7(2005)保安検査基準高圧ガス保安協会が策定した規格に関する評価書(高圧ガス部会保安検査規格審査小委員会作成) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料と	平成22年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								して添付 平成17年9月13日、告示改正・例示基準改正	
101	経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進課	事業者による自動車用バッテリーの自主回収・再資源化の実施(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・資源の有効な利用の促進に関する法律施行令 ・自動車用鉛蓄電池の製造等の事業を行う者の使用済自動車用鉛蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(仮称)	平成17年8月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年8月	【目的】 自動車用バッテリーについては、平成6年から国内バッテリー製造事業者の自主的な取組により回収・リサイクルする仕組みが構築され、着実に実施されてきたが、近年における輸入製品の増大及び鉛相場下落時における不法投棄の懸念の増大から、現行の事業者による自主的な取組では将来にわたって十分な実効性の確保・維持が難しくなっている。したがって、輸入バッテリーを含め国内に投入される自動車用バッテリーの回収・リサイクルシステムの実効性を確保し、鉛相場の影響を受けない継続的・安定的なシステムを構築し、持続可能な社会の形成や環境の保全に資する、使用済バッテリーのより良いリサイクルシステムを再構築する。 【内容】 現行の事業者による自主的な取組から法令による規制的手段に変更し、自動車バッテリーの輸入販売事業者等を回収・リサイクルシステムに組み込むとともに、バッテリー製造等事業者等に使用済バッテリーの自主回収・再資源化の実施に関する必要事項等について定める。	使用済バッテリーに含まれる資源の再利用、使用済バッテリーの不法投棄の減少	使用済バッテリーの回収・再資源化に係る経済的負担	現行の事業者による自主的な取組では、使用済バッテリーの回収・再資源化が法令上要求されておらず、輸入製品の増大や鉛相場下落によって鉛や硫酸を含む使用済バッテリーが適正に処理されず資源の有効利用が確保されないことや環境汚染を招くおそれがある。 一方、現行の自主的な取組を含め、回収・リサイクルのシステムが廃止された場合には、回収・リサイクルに要する費用負担はなくなるものの、資源の有効利用及び適正処理が行われなくなることが懸念される。 本改正案では、法令による規制的手段によって使用済バッテリーの自主回収・再資源化を輸入販売事業者等を含めたバッテリー製造等事業者等に求めることとなる。新たに構築する回収・リサイクルシステムは、これまで事業者が自主的に取り組んできた回収・リサイクルシステムを可能な限りそのまま引き継ぎ、輸入販売事業者等のより広い関係者に当該システムへの参加を求めるものであるため、新旧の回収・リサイクルシステムにおいて同様の条件下にあるバッテリーの回収・リサイクルに要する適正な単価を大幅に増加させるものではないが、従来の事業者の自主的な取組において回収・リサイクルが担保されていなかった輸入バッテリーが対象となること等から、システム全体として回収・リサイクルにかかる費用は一定程度増加することが考えられる。しかし、使用済バッテリーに含まれる資源の安定的な有効利用が確保されること及び不法投棄が減少すること等の効果が得られると考えられることから、本改正案により社会的便益は増大すると想定される。	産業構造審議会 環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 自動車用バッテリーリサイクル検討会、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	平成20年(資源有効利用促進法附則に基づく同法のレビュー時期)
102	経済産業省 原子力安全・保安院 原子力発電安全	電気事業法第47条又は第48条に基づく工事計画の認可の申請又は届出の本文記載事項及び添	平成17年9月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで)	【目的】 事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合には、その工事の計画の認可の申請又は届出を行うこととなっている。沸騰水型原子力発電設備の非常用炉心冷却システムストレーナ及び加圧水型原	閉塞事象により炉心損傷に至る確率の低減	代替ストレーナ等の設置工事に係る原子炉設置者の費用負担、規制実施に伴う行政負担	非常用炉心冷却設備は、原子力発電所の安全上極めて重要な設備に該当することから、法令に基づき、設計から使用前検査に至るまで国による厳格な確認が行われており、非常用炉心冷却設備の一部である当該ろ過装置についても同様に国に	非常用炉心冷却システムストレーナ及び格納容器サンプスクリーン閉塞事象に関する検討について	平成22年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	審査課	付書類の追加 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)	【パブリック・コメント実施時期】 平成17年9月	子力発電設備の格納容器再循環サンプスクリーンについて、代替ストレーナ等の設計を行う場合に、当該ストレーナ及びサンプスクリーンをろ過装置として規制対象に追加することにより、原子炉冷却材喪失事故時における閉塞事象の発生を低減することを図る。 【内容】 原子力設備のうち原子炉冷却系統設備に記載すべき事項として、非常用炉心冷却設備に係る事項にろ過装置の名称等を追加するとともに、添付書類として非常用炉心冷却設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書を追加し、同様に原子炉格納施設の添付書類として圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書を追加する。			よる統一された確認が必要であるが、現状では当該装置が規制対象外となっており、原子炉設置者により異なる対策が取られる恐れがあることから、十分な機能を有する設備が設置されない可能性がある。 本改正案により、当該ろ過装置の設置工事に係る原子炉設置者への負担として原子炉1機当たり約5～7億円(炉型により異なる)程度の費用負担が生じると想定されるが、当該ろ過装置の設置を義務付けることにより、閉塞事象によって炉心損傷に至る確率(炉型により異なる)は約5分の2に低減できると予想される。 なお、現状において、原子炉設置者は自主的に設備を設置する方針であり、本改正案によって規制対象が追加された場合、事業者における申請書の作成や国における認可・確認等の作業が若干増加するが、原子炉の安全性向上により事故発生時の莫大な社会的負担が軽減される効果の方が大きいものと想定される。	(総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子炉安全小委員会安全評価ワーキンググループ) 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付	
103	経済産業省 産業技術環境局 リサイクル推進	勧告及び命令の対象となる指定省資源化事業者及び指定再利用促進事業者を輸入販売事業者を追加 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・資源有効利用促進法施行令 ・資源有効利用促進法における指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に係る判断基準省令	平成17年9月 (パブリック・コメント実施時期) 意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年9月	【目的】 資源の有効利用の確保を促進する観点から、製造事業者又は販売事業者に対して、環境配慮設計措置(製品の設計段階から、予め、使用済物品等の発生を抑制し、再生資源又は再生部品として利用することが容易となるような取組を行うこと。)を取ることを求め、勧告及び命令の対象としている。 一方、近年、家電製品・パソコンについては、生産拠点の海外へのシフトが進み、国内で使用・廃棄される製品の多くが輸入販売製品となっており、資源の有効利用の確保を促進するためには、輸入販売製品についても確実に環境配慮設計措置を進めることが必要となっている。したがって、輸入販売製品についても確実に環境配慮設計措置が実施されるようにする。 【内容】 資源有効利用促進法上、環境配慮設計措置をとることを求めている指定省資源化製品と指定再利用促進製品のうち、家電製品・パソコンについて、現行規定上は勧告及び命令の対象とされていない輸入販売事業者をこれらの措置の対象に加える。	輸入販売製品の環境配慮設計措置の確実な実施、資源の有効利用廃棄物の発生抑制	輸入販売事業者負担増	資源の有効利用の確保を促進する観点から環境配慮設計の取組を一層進めるためには、規制撤廃や現状維持と比較して、改正案のとおり輸入販売事業者を措置の対象に加えるのが効果的である。一方、改正案では環境配慮設計措置を新たに輸入販売事業者に求めることから、規制撤廃や現状維持と比較して、輸入販売事業者の負担は増加する。しかし、現在、EUを始めとして世界的に環境配慮設計への取組が進展していることから、輸入販売事業者の負担は対応可能な範囲と考えられる。	産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会製品3Rシステム高度化ワーキンググループ 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年3月17日、政令改正 平成18年4月27日、省令改正	平成20年

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
104	経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進	製品に含有される特定の物質の管理及び情報提供に関する規定(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・資源有効利用促進法における指定省資源化製品及び指定再利用促進製品に係る判断基準省令	平成17年9月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年9月	【目的】 使用済み後のリユース・リサイクル段階における適切な分別管理により、リユース・リサイクルを更に促進するため 【内容】 製品の設計・製造段階で管理すべき物質(要管理物質)を特定し、要管理物質の管理のための措置義務(どの製品のどのような場所)に要管理物質が含まれているのか把握する)や要管理物質の含有情報の提供義務等(どの製品のどのような場所に要管理物質が含まれているかという情報を消費者やリサイクラーに提供する)を定める。	リユース・リサイクル工程の効率化、リユース・リサイクルの促進	事業者負担増	規制撤廃や現状維持と比較して、改正案では、事業者に対し、製品に含有される特定の物質の管理及び含有に係る情報提供を求めることから、事業者及び行政の負担は増加する。一方、改正案は、使用済後のリユース・リサイクル段階において特定の物質を適切に分別管理できるよう、製品含有物質に係る情報を消費者やリサイクラーへ提供するものであり、リユース・リサイクル工程の効率化や再生資源の品質向上が進み、リユース・リサイクルが更に促進されると考えられる。	産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会製品3Rシステム高度化ワーキンググループ 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年4月27日、省令改正	平成20年
105	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	電気さくの工事の作業に従事する者の制限の撤廃(電気工事士でなくても従事できる工事の作業の拡大)(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・電気工事士法施行規則	平成18年2月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月	【目的】 田畑における野獣の侵入防止に資するため、電気さくを施設又は修理する作業について、電気工事士でなくても従事できるものとする。 【内容】 電気さくを施設又は修理する作業について、電気工事士でなくても従事できることとする。	田畑の野獣による被害の減少	現状より負担が増大することは想定されない	改正案により電気さくを設置者自らが施設できるようになることから、現状よりも設置者の負担が減少し、田畑の野獣による被害の減少に寄与するものと考えられる。また、電気さくを施設又は修理する作業は電気工事士でなくてもできる程度のものであることから、当該工事の欠陥による事故の可能性は現状と同程度であると考えられる。	— 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年3月17日、省令改正	平成23年
106	経済産業省 産業技術環境局リサイクル推進課 製造産業局紙業生活文化用品製造産業局日用品室	事業者による再生資源(古紙/ガラスカレット)の利用に関する利用率目標の見直し(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・紙製造業に属する事業者を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省	平成18年2月(パブリック・コメント)における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月	【目的】 古紙、廃ガラス(以下カレット)等の再生資源の利用の促進を図るため、紙製造業、ガラス容器製造業等を「特定再利用業種」として指定するとともに、国内において製造されている紙の古紙利用率、ガラス容器のカレット利用率等の目標値を設定してきた。古紙及びカレットの利用率目標については、平成17年度が目標年度となっていることから、新たな利用率、目標年度を設定し、一層の再生資源の利用の促進を図る。 【内容】 ○古紙利用率:平成17年度までに古紙利用率を60%に向上する。→平成22年度までに古紙利用率を62%に向上する。 ○カレット利用率:平成17年度までにカレ	資源の有効利用の促進	再生資源利用率向上のための事業者の負担	古紙及びカレットの利用率については、資源の有効な利用の促進の観点から、事業者は引き続きより一層の向上を図ることが必要である。このためには、規制撤廃や現状維持と比較して、改正案のとおり古紙及びカレット利用率目標を改正することが効果的である。一方、改正案では、現行利用率以上の再生資源利用率を目標としていることから、事業者は規制撤廃や現状維持と比較して、製品(紙/ガラス容器)品質面の観点からの技術開発、再生資源の品質向上のための消費者、市町村への分別回収に関する普及広報等、負担は増加する。しかし、事業者の再生資源の利用率向上のための取組については、需要者の製品(紙/ガラス容器)の品質に対する要求に対応しつつ、事業	産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年3月30日、省令改正	平成22年度

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		令 ・ガラス容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令		ット利用率を80%に向上する。→平成22年度までにカレット利用率を91%に向上する。			者の経済的、技術的に可能な範囲で行うものとしており、また、改正目標についてもその範囲内で設定していることから、負担は対応可能な範囲と考えられるので、その負担を斟酌しても、本改正を行うことは必要である。		
107	経済産業省 原子力安全・保安院電力安全課	電気事業法第48条第1項に基づく工事計画の届出を要するものの一部削除(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)	平成18年2月 (パブリック・コメント手続きにおける意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月	【目的】 事業用電気工作物の設置又は変更の工事を行う場合には、その工事計画を経済産業大臣に届け出ることとなっているが、最近の保安実績等を踏まえ、水力発電所に係る制御装置の改造であって制御方式の変更を伴うものについて、工事計画の届出対象から除外する。 【内容】 水力発電所に係る制御装置の改造であって制御方式の変更を伴うものについて、工事計画の届出対象から除外する。	設置者の水力発電所に係る制御方式変更に伴う工事計画届出数の低減、行政の水力発電所に係る制御方式変更に伴う工事計画届出数の減少による業務量低減	事故発生に伴う設置者の事故報告の増加	水力発電所に係る制御装置の改造であって制御方式の変更に伴う工事計画の届出件数は年間数件程度で、今後も急激な増加は見込まれない。また、これまでの届出に関する変更命令はないこと、立入検査における技術基準に違反する発電所はないこと、及び過去に制御方式の変更に伴い事故が発生した事例がないことを踏まえると、設置者の自主保安により十分な保安の確保はできると考えられる。さらに、水力発電所への立入検査を通じた技術基準適合性の確認により、引き続き保安の確保が可能である。 本規制撤廃により、事業者の工事計画届出に係る業務の低減、及び行政の工事計画審査業務の低減が図られ、保安についても上記のとおり十分確保できると考えられることから、官民とも得られる効果は大きいと考えられる。	— 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年3月31日、省令改正	平成22年度
108	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示	平成18年5月 (パブリック・コメント手続きにおける意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年5月	【目的】 事業者より、火薬類取締法の適用を受けない火工品としての指定の要望があったものについて、災害の発生の防止及び公共安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、火薬類取締法の適用除外火工品として指定し、科学的合理性に基づいた適正な規制体系とする。 【内容】 以下4件について、火薬類取締法の適用除外火工品として指定する。 (1)熱電池に用いる火薬類の薬量の拡大 (2)防犯用視界遮断ガス発生器の薬種及び薬量の拡大 (3)自動車用横転時乗員保護棒上昇装置に用いるガス発生器 (4)自動車用ステアリング衝撃緩衝装置に用いるガス発生器	事業者負担の軽減	事故発生による社会コスト	本改正案は、当該火薬類の性質、使用目的等に鑑み、災害の発生の防止及び公共安全の確保に支障を来す恐れのないことを確認したものについて、火薬類取締法の規制対象外とする措置を講じるものであり、科学的合理性に基づき規制を緩和することにより、事業者への過剰な負担を軽減することを目的としている。なお、今回指定される火工品は従来指定品と同等の安全性が担保されることから、当該火工品を利用した製品の事故発生リスクは従来製品と同程度と想定される。 また、安全性の確認をせずに火薬類の規制を撤廃した場合、社会的に求められる必要最低限の保安レベルが担保できず、事故が頻発することが想定される。従って本改正案を選択することが妥当である。	全国火薬類保安協会 火工品安全性評価申請書 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年6月7日、告示制定	平成23年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
109	経済産業省 原子力安全・保安院保安課	火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示	平成18年6月 (パブリック・コメント) 手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年6月	【目的】 事業者より、火薬類取締法の適用を受けない火工品としての指定の要望があったものについて、災害の発生防止及び公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、火薬類取締法の適用除外火工品として指定し、科学的合理性に基づいた適正な規制体系とする。 【内容】 以下2件について、火薬類取締法の適用除外火工品として指定する。 (1)自動車用ステアリング衝撃緩衝装置に用いるガス発生器の薬種拡大 (2)自動車用頭部後傾抑止装置に用いるガス発生器	事業者負担の軽減	事故発生による社会コスト	本改正案は、当該火薬類の性質、使用目的等に鑑み、災害の発生防止及び公共の安全の確保に支障を来すおそれのないことを確認したものである。火薬類取締法の規制対象外とする措置を講じるものであり、科学的合理性に基づき規制を緩和することにより、事業者への過剰な負担を軽減することを目的としている。なお、今回指定される火工品は従来指定品と同等の安全性が担保されることから、当該火工品を利用した製品の事故発生リスクは従来指定品と同程度と想定される。また、火薬類の規制を撤廃した場合、社会的に求められる必要最低限の保安レベルが担保できず、事故が頻発することが想定される。したがって、本改正案を選択することが妥当である。	全国火薬類保安協会 火工品安全性評価申請書 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年7月24日、告示制定	平成23年度中
110	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部石油流通課	バイオディーゼル燃料(BDF)混合軽油に係る燃料品質規制の導入 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和52年通商産業省令第24号)	平成18年6月 (パブリック・コメント) 手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年6月	【目的】 現在市場に流通しているディーゼル車にBDF混合軽油を使用する場合における、安全面及び環境面の観点から問題が生じない燃料性状の条件について、軽油規格に反映し、適正な品質の燃料の安定的供給の確保を図る。 【内容】 BDF混合軽油について、BDFの混合上限を規定するとともに、燃料の品質安定性等を確保するために必要な分析項目を追加する。また、BDFを混合しない軽油については、事業者の負担を鑑み、BDF及びその原料となる油脂(トリグリセリド)が混合されていないことを確認するための必要最低限の分析項目を追加する。	自動車部材に対する安全性の確保、環境保全	規制遵守による事業者の負担増	平成17年2月に京都議定書が発効されたことにより、地球温暖化対策としてCO2排出削減効果に有効とされているバイオマス由来燃料が注目され、一部の自治体等で利用されている。一方、BDFは、軽油に比べて、ゴム・樹脂を膨脹・劣化させる、また、熱の影響によりスラッジ(固まり)を発生し品質が劣化しやすい、という化学的特徴を有しているにも関わらず、現行の軽油規格では、BDFの混合による燃料性状の変化に係る項目が規定されていない。そのため、現状維持の場合には、BDF混合軽油の品質の確保が図れないことから、一般のディーゼル車において使用する場合の安全性及び排ガス性状が確保されないことが懸念される。 改正案では、BDFを混合しない軽油については従来どおりの規制水準を維持しつつBDFが含まれないことを確認するための規制項目を追加し、また、BDF混合軽油については、BDFの混合上限(欧州の事例を参考に5%と規定)とともにBDFの品質安定性等を確保するために必要な項目を規定することとしている。これにより、取り扱い軽油にBDFが含まれるか否かに関わらず、軽油の生産業者や販売業者の燃料品質分析コストの増加が想定されるが、BDF混合軽油の規格が導入されることにより自動車用軽油の燃料品質の確保が図られ、一般のディーゼル車におい	総合資源エネルギー調査会 石油分科会 石油部会 燃料政策小委員会 【RIA結果の活用状況】 当該規制案に対するパブリック・コメントの実施に際して、参考資料として添付 平成18年度末までに省令制定予定	平成23年度中

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー 時期
							て従来の軽油と同様に使用する場合の安全性及び排ガス性状を確保することができることから、社会的便益は増大すると考えられる。		

表 RIA-11 国土交通省におけるRIAの実施状況(16件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
111	国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道企画課	下水道に接続する事業者に対する事故時の措置の義務付け等(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・下水道法	平成17年6月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 特定事業場において事故が発生した場合、下水道を経由して公共用水域へ有害物質又は油が流出することを防止し、下水道におけるリスク管理の徹底を図る。 【内容】 特定事業場において有害物質又は油が下水道に流入する事故が発生したときは、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、応急の措置を講ずるとともに、公共下水道管理者に事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければならないこととするため、下水道法に所要の改正を行う。	事業者により応急措置が講じられるとともに、事故の届出がなされることによって、下水道管理者は有害物質又は油の種類や量を終末処理場等に流入する前に把握でき、有害物質又は油の流入状況に応じた適切な終末処理場等の運転、処理を行うことが可能となる。 その結果、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質又は油の終末処理場から公共用水域への流出を、最小限度に留めることができる。	本施策は、通常時(事故時以外の場合)における下水の排除制限を規定した現行の下水道法第12条の2を前提として、その実効性を担保するためのものであり、事故が発生しない限り、事業者及び公共下水道管理者に費用の追加負担が生じることはない。 また、本施策が実施されず、公共下水道管理者が事故発生を把握できないと、流入物質を特定するための調査及び水質検査費用、下水道から流出した物質等の除去費用など多大な費用が必要となることをかんがみれば、本施策は人の健康に係る被害を未然に防止するために必要最小限のものと言える。	現行制度では、下水道に接続する事業場から事故により異常な水質の下水が下水道に排除された場合でも、当該事業者は下水道管理者への届出義務が無いため、下水道管理者は事故の発生を把握できず、適切な対応を講ずることができない場合がある。(「施策等の必要性」の項目に記載)	平成15年4月の社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会下水道・流域管理小委員会の答申「今後の下水道の整備と管理及び流域管理のあり方はいかにあるべきか」において、講ずべき施策として「工場等の事業者が水質事故発生時に応急措置を講じ、下水道管理者への報告を義務付ける制度を整備」と記載 【RIA結果の活用状況】 平成17年6月14日、第162回国会において改正法成立	5年を目途として必要に応じて見直す。
112	国土交通省 海上保安庁交通部 安全課	夜間入港規制の廃止(規制の廃止) 【RIAの対象とした法令】 ・港則法	平成17年2月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 規制の必要性が低下している夜間入港規制を廃止し、港湾手続きの簡素化を図り、もって我が国港湾の国際競争力の強化に寄与する。 【内容】 夜間においては、目視による周囲の状況の的確な把握が困難であり、運航者の操船能力が昼間より劣ること等の理由から、夜間における港内での事故を防ぎ、港内の安全を図るため、特に船舶交通が輻輳する港への夜間の入港を港長の許可制度としている。 近年、海難防止指導等を行ったことによる夜間の港内における全国的な要救助海難の減少や、航海計器や船舶性能の	夜間入港規制の廃止により、夜間入港の際の許可申請手続きが不要となり、港湾手続きの簡素化の推進につながる。また、申請に係る事務負担が軽減される。	想定される負担なし。	入出港に係る規制を最小限とし、かつ、国際的整合性を確保する観点から、夜間入港規制の廃止が求められている。(「施策等の必要性」の項目に記載)	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月1日、第162国会に改正法律案提出 平成17年5月20日、公布	当該改正による手続きの簡素化の効果は明確(規制対象船舶7,286件→0件/年)であり評価の必要がないこと、今回規

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				向上等による夜間の航行環境が改善されたことにより規制の必要性が低下しているため、夜間入港規制を廃止するため、港則法に所要の改正を行う。					制を廃止しても今後、届出も含め規制の復活など見直しはありえないなど、レビュー対象としてはその趣旨・目的等に照らして適当でないため、本改正に伴うレビューを行う予定はない。
113	国土交通省 港湾局港湾経済課	一般港湾運送事業等及び検数事業等の規制緩和対象港湾の拡充(規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 ・港湾運送事業法	平成17年2月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 先行して規制緩和を実施している特定港湾(以下「主要9港」という。)に加え、港湾運送事業法が適用となる全国の港湾における規制緩和によって、競争の促進を通じた港湾運送事業の効率化や多様なサービスの提供を図ることにより、港湾の活性化を促進することを目的とする。 【内容】 主要9港以外の港湾(以下「地方港」という。)における一般港湾運送事業等及び検数事業等の規制緩和について、先行して規制緩和を実施している主要9港同様の規制緩和(需給調整規制を廃止し事業参入を免許制から許可制に、運賃・料金を認可制から事前届出制に改めること)を実施するため、港湾運送事業法に所要の改正を行う。	地方港におけるコスト高、サービスの画一化は、強固な規制による新規参入抑制により生じている面があり、規制の緩和が直接的に競争促進によるサービスの効率化、多様化の実現につながると考えられる。 先行して規制緩和を行った主要9港では、新規参入や利用者のニーズに対応した運賃・料金の設定が着実に行われてきており、作業の共同化のほか、港湾運送事業者のターミナルオペレーター業への展開が進むなどの事業の拡大が進んでいるところである。また、規制緩和を契機として、港運労使の合意により364日24時間フルオープン化が実現するなど、港湾の活性化による国際競争力の強化が図られつつあり、地域産業競争力の強化にも寄与している。	—	需給調整規制に基づく免許制により新規参入が厳しく制限され、また、運賃・料金について認可制とすることにより、価格が高止まりしている。(「施策等の必要性」の項目に記載)	行政改革委員会最終意見(平成9年12月)、運輸政策審議会海上交通部会答申(平成11年6月)において、港湾運送事業についても規制緩和を実施すべきであるとされた。 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月1日、港湾活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案を国会提出 平成17年5月20日、同法公布	—

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
114	国土交通省 航空局管制保安部 保安企画課、技術部運航課、航空機安全課、乗員課	空域の安全かつ効率的な利用のための規制の見直し並びに航空機の設計検査の合理化、操縦士の英語能力証明制度の導入 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・航空法	平成17年3月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 増加が続く航空需要とこれに伴う航空交通量の増大に対応し、空域の安全かつ効率的な利用並びに航空機及びその航行の安全の一層の向上を図る。 【内容】 航空法の一部を改正し、以下の施策を実施する。 (1) 一定高度以上の空域における航空機の垂直管制間隔を短縮(以下「RVSM」)するため、当該空域における有視界飛行方式による飛行の禁止、及び特別な方式による航行を実施するための航空機に係る許可制度を創設する。 (2) 航空交通情報圏及び民間訓練試験空域の安全対策を強化するため、これらの空域において航行を行う場合、航空機に対し、他の航空機の航行に関する情報を入手することを義務づける。 (3) 今後の航空機の検査の量的拡大及び質的高度化に対応可能な体制を構築するため、民間能力の活用による航空機検査制度の合理化を図る。 (4) 操縦士と管制機関のコミュニケーション能力不足による事故を防止するため、国際航行を行う操縦士に対する英語能力証明制度を導入する。 (5) その他、航空交通の管理の実施、事後監督規定の強化 等	(1) RVSMを導入することにより、燃料効率の良い高度を飛行できる航空機が増加する。また、航空機が選択できる高度が増加することから、航空交通容量を拡大することが可能となる。 (2) 航空交通情報圏及び民間訓練試験空域において航行する航空機は、当該空域を航行する他の航空機の情報を入手することが可能となり、航空機の接近を防止することが可能となる。また、訓練試験等計画の承認を義務づけることにより、民間訓練試験空域の利用の重複を排除することができ、当該空域における衝突事故の防止が可能となる。 (3) 一定の能力を有する事業者の能力を活用することにより、官民あわせた国全体の検査の体制の強化及び国の検査の新技術への重点化など、航空機検査制度の合理化が図られる。 (4) 国際航行を行う操縦士の英語能力が確保されることにより、英語でのコミュニケーション能力が一因となる航空機の事故が減少し、航空機の航行の安全性が向上する。また、国際標準に従って証明を行うことにより他のシカゴ条約締約国においても有効な証明と認められるため、乗り入れる外国におけるこれに相当する証明が不要となり、我が国操縦士の負担軽減に資する。	(1) 有視界飛行方式の禁止及び特別な航行の許可制度の創設は、RVSMを導入するためにシカゴ条約に基づく国際標準に規定されている要件である。RVSMの導入により、燃料効率の良い高度を飛行できる航空機が増加し、燃料費削減等の効果がある。一方、29,000ft以上の高さの空域を有視界飛行方式で飛行する民間の航空機は実際にはほとんどなく、やむを得ず有視界飛行方式で飛行する必要がある場合は管制機関の許可を得れば飛行することが可能であることから、当該規制による社会的費用はほとんど発生しない。 (2) 他の航空機の航行に関する情報提供は既存の施設を用いて実施するため、新たな整備費用が発生するものではなく、また、航空機は飛行場の情報提供機関等に連絡して情報を入手するのみであることから、社会的費用は必要最小限のものである。また、民間訓練試験空域における訓練飛行等の承認についても、新たな施設整備を要するものではなく、訓練飛行等を行おうとする者が国土交通省令に規定する事項を通報するのみであり、社会的費用は必要最小限のものである。 (3) 認定事業場が行った設計及び設計後の検査によって国の検査の一部又は全部の省略を受けることを可能にすることにより、より迅速な航空機の検査が可能となり、開発費用を削減する効果がある。一方、事業場の認定に際して必要となる手続きとしては、当該事業場が法律で定める要件に適合するものである旨の申請をするだけで足り、申請者に係る負担は必要最小限のものである。 (4) 航空英語能力証明制度では、国際標準で定められた最低基準に適合していれば証明を行うこととしており、申請者の負担は必要最小限のものである。	(1) 航空機が希望する高度で飛行することができないケースも多い。燃料効率の向上を図ることができず、また、航空交通容量を拡大することができない。 (2) 地方空港や離島の空港周辺の空域において航空機が接近する事例が増加している。 (3) 今後見込まれる新技術に係る設計の検査や、詳細かつ厳しい検査が必要となるジェット旅客機の開発の検査による航空機設計検査の量的拡大・質的高度化に対して人員が不十分であり、対応することが困難となっている。 (4) 我が国における英語能力判定の基準が新たに制定された国際標準に対応しておらず、また、定期的に評価する制度となっていない。「施策等の必要性」の項目に記載)	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月1日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年7月6日 公布 平成17年10月1日 施行(但し、一部は平成17年8月4日、平成17年9月30日及び平成18年4月1日施行)	-
115	国土交通省 住宅局市街地建築課	水素供給スタンドに係る建築制限の見直し (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】	平成17年3月 (パブリック・コメントにおける意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメ	【目的】 燃料電池自動車に充てんするための圧縮水素の製造を行う施設(以下「水素供給スタンド」という。)の普及を促進し、もって燃料電池自動車の円滑な導入を図ること。 【内容】	水素供給スタンドの増設により、燃料電池自動車の円滑な導入・普及が促進されるものと考えられる。	水素供給スタンドの建築は、原則として、工業地域及び工業専用地域に限定されていたが、当該施設の建築可能地域を拡充することにより、水素供給スタンドの普及が促進されるものと考えられる。	水素供給スタンドの建築は、原則として、工業地域及び工業専用地域に限定されている。「施策等の必要性」の項目に記載)	- 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月22日、政令改正 平成17年3月25	-

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		・建築基準法施行令	【分析実施時期】 平成 17 年3月	燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充てんするための圧縮水素の製造を、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いて行う場合には、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域における圧縮ガスの製造に係る用途規制を適用しないこととする。本措置の対象は、火災発生危険性等の観点から、一定の技術基準に適合する製造設備を用いて圧縮水素の製造を行う場合に限定することとし、また、住居専用地域においては原則として工場の建築が制限されていることを踏まえ、第一種住居地域から準工業地域までの用途地域に区域を限定することとする。				日、施行	
116	国土交通省 総合政策局環境・海洋課、住宅局住宅生産課、建築指導課	運輸部門及び民生部門におけるエネルギー使用の合理化 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・エネルギー使用の合理化に関する法律	平成 17 年3月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 運輸部門及び民生部門におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出の削減を目指すことにより、地球温暖化対策を推進し、京都議定書目標達成計画に掲げる我が国の温室効果ガス削減目標の達成に寄与する。 【内容】 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)を改正し、経済産業省と連携して、一定規模以上の貨物輸送事業者、旅客輸送事業者、荷主に対し省エネルギー計画の策定、エネルギー使用量の報告を義務付けるとともに、省エネルギーの取組が著しく不十分な場合に勧告、公表、命令を行う等運輸分野における対策を導入する。また、一定規模(2,000 m ²)以上の非住宅建築物を新築・増改築する場合の所管行政庁への届出に、大規模修繕等を行う場合を追加する等の措置を講ずるとともに、一定規模(2,000 m ²)以上の住宅においても非住宅建築物と同様の措置を講ずる。	運輸部門については、国は、各事業者に省エネ目標を示し、それに基づいて各一定規模以上の事業者が自らの事業の実態に即した省エネ計画を作成することから、効果的な省エネが各事業者によって進められることとなる。当該事業者が取り組みにおいて著しく不十分な場合には、勧告等を行うことによりその取り組みの改善を促すこととし、計画の実効性を確保することとする。 住宅・建築物部門については、省エネ措置の届出等を義務づける対象を拡大することにより、所管行政庁による指示等による機会を捉えた省エネ措置の促進が可能となる。これにより、比較的耐用年数が長い大規模な住宅・建築物に省エネ措置が実施されない場合の長期間にわたる余分なエネルギー消費を抑制する効果がある。 エネルギーの使用を効率化することにより、エネルギー起源CO ₂ の増加を抑制し、地球温暖化対策を推進することができる。	運輸部門については、全ての輸送事業者、荷主に対して、省エネのために必要な判断基準、省エネ目標を示すことで、効率的な輸送を進めるための自主的な取り組みを促進することが可能である。また、一定規模以上の事業者には計画作成等の義務を課すことになるが、事業者は判断基準を参考にして、自社の状況に応じた最適な計画を自らの判断で作成することができる。 住宅・建築物部門については、省エネ措置の届出等を義務付ける対象を拡大することにより、申請者の届出等及び所管行政庁の受理に係る費用負担は多少増すものの、届出の対象を大規模なものに限定しているため、比較的少数の届出により相当程度の床面積をカバーでき、結果として、効率的に住宅・建築物の省エネ措置が実施される。 このように、本施策は、国は、事業者等の自主的な取り組みを促し、地球温暖化対策を推進するための必要最小限のものである。	運輸部門については、各輸送事業者ごとの省エネ取り組みがまだ不十分であること、積載率が減少しており、特に、営業用貨物自動車に比べて自家用貨物自動車の積載効率が小さいこと、トラックから効率の良い鉄道・船舶へ輸送モードを転換するモーダルシフトが進んでおらず、モーダルシフト化率は近年横ばいである。民生部門については、新築に比べて省エネ性能が劣る、築年数が一定程度経過した既存の住宅・建築物が相当程度存在すること、届出が義務付けられている非住宅建築物に比べ、新築住宅の省エネ基準達成率は伸びが緩やかであること、という現状が改善されない。「(施策等の必要性)」の項目に記載)	【運輸部門】 交通政策審議会交通体系分科会環境部会の中間取りまとめ(平成 16 年5月)、総合資源エネルギー調査会需給部会(平成 16 年10 月中旬とりまとめ)において、荷主と物流事業者の連携について指摘。 【住宅・建築物部門】 社会資本整備審議会環境部会中間とりまとめ(平成 16 年6月)、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会中間とりまとめ「今後の省エネルギー対策のあり方について」(平成 16 年7月)において指摘。	【法附則第2項(検討)】 内外のエネルギー事情その他の経済的社会的環境の変化に応じ、検討を行う予定である。 【改正法附則第13条(検討)】 法施行後5年経過後、新法の状況を勘案し、必要があると認めるとき

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								【RIA結果の活用状況】 平成17年3月15日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年8月10日公布 平成18年4月1日施行	は、検討を行う予定である。
117	国土交通省 総合政策局観光地域振興課、観光資源課	通訳案内業に係る参入規制の緩和を通じた通訳ガイドの数の増加、民間組織が創意工夫を生かして行う魅力ある観光地の整備の促進等 (規制の緩和) (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律	平成17年2月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	①通訳案内業法 【目的】 多様化、細分化が進む外国人旅行者のニーズに対応した有資格通訳ガイドの効率的な育成・確保、及びサービス内容の多様化・適正化を図り、外客接遇の一層の向上を通じた国際観光の振興を図る。 【内容】 「通訳案内業」に係る事業免許制について、最も重要な参入要件である通訳案内士試験の実施基準を法定し、試験の内容・レベルの適正化、試験の一部免除等を図った上で、「通訳案内士」に係る登録制に改め、有資格通訳ガイドの効率的な育成・確保を図る。併せて、有資格通訳ガイドによる業務の適正な実施を確保するための措置を講じる。さらに都道府県の区域においてのみ通訳ガイドの資格が認められる「地域限定通訳案内士」制度を創設する。 ②外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律 【目的】 外国人観光旅客が我が国の観光地に支障なく到達できるための環境整備を進めることにより、その来訪の促進を図る。 【内容】 公共交通事業者等は、国土交通大臣が定める基準に従い、外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」という。)を講ずるよう努めなければならないこととする。また、外国語等による情報の提供の促進を図ることが	①通訳案内業法 左記の通り、今般の制度の抜本の見直しと、通訳ガイド市場の活性化に向けた諸施策を同時に講じることにより、量の面、質の面双方で大幅な改善が図られることから、有資格通訳ガイドの一層の活用の促進を通じて、有資格通訳ガイドの就業機会の増大を図りつつ、国・地域の双方において外客接遇が一層向上することが期待。 以上により、我が国や地域の魅力についての正確な理解と良好な印象の形成促進、外国人旅行者による訪日観光の質の向上、日本へのリピーターの増加による訪日外国人旅行者の増加、地域経済の活性化等がもたらされるものである。 ②外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律 外国語等による情報の提供に関する基準を示し、公共交通機関等に一定の義務を課すことにより、事業者間における案内表示のバラツキや交通結節部分における不十分な案内が解消されるなど、外国人旅行者の受入環境の整備を促進することができる。	①通訳案内業法 — ②外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律 本制度は、外国人旅行者が我が国を旅行する際の言語面の障壁を早急かつ計画的に取り除くといった大きな便益をもたらすことが期待される。一方で、情報提供促進措置の義務が課される公共交通事業者等については、外国語等による案内表示の設置などが必要となるが、これは、大規模な設備を一律に整備するといった性質のものではなく、個々の施設の個別事情に合わせ、シールの貼付やパンフレットの配備など、事業者が自ら工夫し、選択することによって、目標となるレベルを達成することが可能であることや、設備投資(更新)の際に併せて表示の統一を計画的に行うなど、追加的なコストを極力抑えて、目標となるレベルを達成することができると考えられることなどの理由から、本制度における社会的費用は必要最小限である。	—	通訳案内業の在り方検討分科会報告書(平成16年11月16日国土交通省総合政策局観光部門) 【RIA結果の活用状況】 平成17年2月8日、第162回国会に改正法律案提出 平成17年6月10日、公布	5年以上に必要な検討を行う旨を法律に規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				特に必要と認められるときは、国土交通大臣は情報提供促進措置を講ずべき区間を指定することができることとする。					
118	国土交通省 住宅局建築指導課	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正 (規制の追加・強化・拡充) 【RIAの対象とした法令】 建築物の耐震改修の促進に関する法律	平成18年3月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 建築物の耐震改修を促進するための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図る。 【内容】 建築物の耐震改修の一層の促進を図るため、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画の策定、所管行政庁による指導及び助言等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、所管行政庁の認定を受けた計画に係る特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る耐震改修支援センターによる債務保証の実施等の措置を講ずる。	基本方針及び都道府県耐震改修促進計画の策定、所管行政庁による指導及び助言等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、所管行政庁の認定を受けた計画に係る特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る耐震改修支援センターによる債務保証の実施等、耐震改修を促進するための多様な措置を講ずることにより、施策全体の実効性が高まる。	耐震化率の向上のためには、建築物の耐震改修が不可欠である。耐震改修の指示対象の範囲の拡大や特定優良賃貸住宅への入居促進、耐震改修支援センターによる債務保証等は、既存制度の有効活用や必要最小限の規制の実施・拡大により耐震改修の促進を図るものであり、効率的である。	-	- 【RIA結果の活用状況】 平成18年1月25日、政令、省令改正 平成18年1月25日、告示制定	5年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。
119	国土交通省 総合政策局政策課、交通消費者行政課 住宅局建築指導課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の新設 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保し、一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。 【内容】 高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。	①高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設についてより幅広くバリアフリー化が促進されることで、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用が確保される。 ②移動等円滑化の必要な一定の地区について、既存の施設をも含めた一体的かつ連続的なバリアフリー化を促進することで、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用がより一層確保される。 ③施設間の境界線部分の段差が無くなることや地下から地上までの垂直移動が確保されること等が期待でき、一体的かつ連続的なバリアフリー化された経路が安定的・永続的に確保される。	①公共交通事業者及び建築主等については、従来からハートビル法及び交通バリアフリー法により新設等に際し基準適合義務が課されていたところ。一方、民間事業者に対する負担としては、新たに路外駐車場管理者に対し基準適合義務が課されることとなるが、全ての路外駐車場に対してではなく、移動等円滑化が必要なものに限り課されるものであるから、負担は必要最小限のものである。 ②公共交通事業者については従来から交通バリアフリー法において同様の基本構想制度に基づく特定事業の実施が求められていたところ。また、市町村が基本構想を作成する際には、特定事業を行うこととなる者が参加する協議会における協議を経るか、又は、これらの者と個別に協議を行わなければならないこととされており、協議が調った事項についてのみ基本構想に定められることとなるので、施設設置管理者に一方的な負担を課すものではない。 ③協定の締結は義務ではなく当事者間の合意によるものであり、また、協定内容についても一定の要件を満たしていれば市町村長は認可しなければならないこととされていることから、負担は必要最小限のものである。	①現行の交通バリアフリー法及びハートビル法においても公共交通事業者及び建築主等に対する基準適合義務を規定している。 ②現行の交通バリアフリー法においても基本構想が定められた場合には、公共交通事業者等は特定事業を実施することとされている。 ③行政による認可制度により当事者間の協定に特別な効力を付与する類似の制度として、建築協定(建築基準法)、緑地協定(都市緑地法)、景観協定(景観法)がある	- 【RIA結果の活用状況】 平成18年2月28日、第164回国会に法律案提出。平成18年6月21日、公布	5年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。
120	国土交通省 都市・地域整備局街路課	駐車場法の一部改正 (規制の追加・強化・拡充)	平成18年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメ	【目的】 都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機	駐車場整備地区の都市計画決定及び市町村による駐車場整備計画の策定に当たり、自動二輪車の駐車需要を加味することができるようになること、駐車施設の附置義務(一定の建築物の新築等について	駐車場管理者に対して、駐車場の設置に係る必要事項、業務運営に係る管理規定等について、都道府県知事への届出義務等が生じるが、これらは、自動二輪車以外の自動車の駐車場には従前か	-	- 【RIA結果の活用状況】 平成18年5月、	

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 駐車場法	【パブリック・コメント実施時期】 —	能の維持及び増進に寄与する。 【内容】 駐車場法第2条第4号の「自動車」の定義に大型自動二輪車及び普通自動二輪車(以下両者をあわせ「自動二輪車」という。)を加える。	駐車施設を附置する義務。地方公共団体が条例で課することができる。)の対象車種に自動二輪車を加えることができるようになること等により、自動二輪車の駐車場の整備が促進され、都市機能の快適性、利便性の向上が図られる。	ら適用されていたものである。 地方公共団体が定める条例に基づき、自動二輪車を含めた駐車施設の附置義務が課されるが、駐車需要を生じさせる程度の大きい一定の建築物の新設等をする者に限定し、かつ、発生が予想される駐車需要の範囲内で必要最小限の規制が実施されるものであり、負担は最小限のものである。		都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律 公布	
121	国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課、公園緑地課 住宅局市街地建築課	都市機能の適正立地 (規制の追加・強化・拡充) 【RIAの対象とした法令】 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律	平成18年2月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 今後、人口減少・超高齢社会を迎えるなかで、都市の拡大成長から、既存ストックを有効活用し、都市機能を集約するコンパクトなまちづくりを目指す方向へ、都市政策の理念・制度を転換する。 このため、大規模集客施設について、商業地域等を除き、その立地を一旦制限し、立地しようとする場合には都市計画の変更手続を要することとし、当該手続を通じて地域の判断によって適正な立地を確保する。 【内容】 都市の秩序ある整備を図るため、準都市計画区域制度の見直し、都市計画区域等の区域内における大規模集客施設の立地に係る規制の見直し、開発許可制度の見直しその他都市計画に関する制度の整備を行う。 具体的には、広域にわたり都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設の立地に当たっては都市計画手続を経ることとし、地域の判断を反映した適切な立地を確保するため、以下の施策を実施する。 ・市街化区域、用途地域における大規模集客施設の立地規制 ・非線引き白地地域等における大規模集客施設の立地規制 ・用途を緩和する地区計画制度の創設 ・準都市計画区域制度の拡充 ・都市計画手続等の円滑化、広域調整手続の充実 ・開発許可制度の見直し ・準都市計画区域における緑地保全地域等の指定	過去の分析結果によれば、都市機能の適正立地等に積極的に取り組んできた鹿児島市、旧静岡市で、公共交通機関を活用したコンパクトなまちづくりと中心市街地の活性化が実現しており、目指すべき政策目標実現に向けて、上記の方策が有効であるといえる。 イギリス等諸外国でも同様の方策により、効果をあげている。	—	政策転換を行わず、現状の都市の拡大成長を前提としてきたまちづくりでは、都市が無秩序に拡散し、自動車依存が進行し、高齢者等の利便性の低下や環境負荷の増大、後追的なインフラの整備・維持管理コストの増大、各種公共サービスの効率性の低下等の様々な問題が生じるなど、都市経営コストが増大するおそれがある。 よって、これからのまちづくりにおいては、都市機能の無秩序な拡散を防止し、都市の既存ストックを有効活用したコンパクトなまちづくりを推進することが重要であり、そのためには、様々な都市機能の適正な立地を確保するための仕組みが必要である。	都市再生ビジョン」(H15.12.24社会資本整備審議会答申)において、環境と共生した持続可能(サステナブル)な都市の構築が今後の基本的な方向であるとされ、拡散型都市構造から、超高齢化に対応したコンパクトな集約・修復保存型都市構造への転換の必要があるとされている。 「中心市街地再生のためのまちづくりのあり方に関する研究アドバイザリー会議」の報告(平成17年8月10日公表)で、上記の方向性が提示されている。 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会(「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」)及び建築分	施行後5年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>科会(「人口減少等社会における市街地の再編に対応した建築物整備のあり方」) 答申(それぞれ、平成18年2月1日)において、上記の方向性が提示されている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成18年5月、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律 公布 ※平成19年11月末までに全面施行。</p>	
122	自動車交通局旅客課、自動車交通局技術安全部管理課、自動車交通局技術安全部審査課、自動車交通局技術安全部整備課	道路運送法等の一部改正(規制の新設)(規制の緩和)(規制の廃止) 【RIAの対象とした法令】 道路運送法、道路運送車両法	平成18年2月(当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	<p>【目的】 自家用自動車による有償旅客運送制度の創設等により、少子高齢化等を背景とした運送形態の多様化に柔軟に対応し、ニーズに応じた安全・安心な旅客輸送サービスの普及を促進するとともに、二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長、電子化に対応した自動車登録制度の見直し等により、安全対策の適切な推進、車両情報の適切な利活用等を図り、自動車交通の利便性及び安全性の向上を図る。</p> <p>【内容】 ①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設(道路運送法の一部改正) ②乗合旅客の運送に係る規制の適正化(道路運送法の一部改正) ③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長(道路運送車両法の一部改正) ④電子化に対応した自動車登録制度の見直し(道路運送車両法の一部改正)</p>	<p>①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設 自家用自動車による有償旅客運送制度の創設により、過疎地の住民や要介護者等の移動制約者の安全・安心な移動手段の確保が図られる。</p> <p>②乗合旅客の運送に係る規制の適正化 コミュニティバス、乗合タクシーなど、地域のニーズに応じた多様な形態の乗合旅客輸送サービスの導入・普及が促進され、生活交通の確保、旅客の利便の増進が図られる。</p> <p>③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長 初めて自動車検査証の交付を受けた時点から継続検査までの期間が従来よりも1年延長され、国民負担の軽減が図られる。</p> <p>④電子化に対応した自動車登録制度の見直し 書面により登録情報の提供を行っていたものを、電子的手段による提供を可能とすることで、登録情報の簡便な確認・利用を可能とし、自動車の登録情報の適切な</p>	<p>①自家用自動車による有償旅客運送制度の創設 自家用自動車による有償旅客運送は例外的な許可制とされているところ、今回の改正により、地域住民の移動手段の確保のため、市町村バスやNPO等によるボランティア有償運送については、安全の確保等最低限必要な客観的要件を満たせばこれを可能とする登録制としたところである。</p> <p>②乗合旅客の運送に係る規制の適正化 現行においては、定期路線以外の乗合旅客の運送については、貸切事業の許可を受けた上で、さらに乗合旅客の運送許可を必要としているところ、今回の改正により、乗合事業の許可を受ければ、こうした運送が行えることとなる。また、コミュニティバスや乗合タクシー等の導入にあたり、地域の関係者の合意がある場合には、乗合事業の運賃・料金を上限認可制から事前届出制に緩和することとしている。</p> <p>③二輪の小型自動車に係る自動車検査証の有効期間の延長</p>	<p>①～④の施策を導入することにより、現状を維持した場合と比べて、地域の実情や利用者のニーズに応じた安全・安心な旅客輸送サービスの普及、安全対策の適切な推進、車両情報の適切な利活用を図ることが可能となる。</p>	<p>—</p> <p>【RIA結果の活用状況】 ①、②について平成18年10月1日施行 ③について、平成19年4月1日施行 ④について、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行</p>	<p>施行後5年目で検討と必要な措置を講じることを規定している。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
					利活用が図られる。	自動車検査証の有効期間の延長により、自動車ユーザーの一層の負担の軽減が図られている。 ④電子化に対応した自動車登録制度の見直し 一般ユーザーに特段の負担を課すものではなく、また、登録情報提供機関の登録には、申請者が電子計算機及び情報提供業務に必要なプログラムを有するという必要最小限の条件を求めている。			
123	国土交通省 大臣官房 運輸安全 監理官	運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律案 (規制の新設) (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 (事業法関係) 鉄道事業法第18条の3、第25条第3項、19条の4、第55条第2項、第56条第2項、軌道法第26条 道路運送法第20条の2、第29条の3、貨物自動車運送事業法第16条、第24条の3、海上運送法第10条の3、第19条の2の3、内航海運業法第9条、第25条の3、航空法第19条第1項、第103条の2、第111条の4、第111条の6、第113条の2第3項等 (踏切道改良促進法関係)	平成18年1月 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 運輸事業者における輸送の安全性を確保するための取組みの強化、踏切道の安全性の向上及び運輸の安全性に関する国の機能強化により、運輸の安全性の向上を図る。 【内容】 各事業法を改正して運輸事業者に安全管理規程の作成・届出、安全統括管理者等の選任・届出等を義務付けることにより運輸事業者における輸送の安全性を確保するための取組みを強化するとともに、踏切道改良促進法改正による踏切道の安全性の向上や、航空・鉄道事故調査委員会設置法等の改正による運輸の安全性に関する国の機能強化を図る。 (事業法関係) ○運輸事業者に対し、安全管理規程の作成・届出義務付け、安全統括管理者等の選任・届出義務付けを行うとともに、安全管理規程の変更命令、安全統括管理者等の解任命令を設ける。 ○運輸事業者に対し、安全に関する自らの取組状況等についての公表を義務付ける。 ○鉄道事業者等及び本邦航空運送事業者から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消しを行えるようにする。 ○鉄道事業者等から業務の委託を受けた者に対し、報告徴収・立入検査を行えるようにする。 ○大型事業用航空機について、認定事業場における整備等を義務付ける。 ○本邦航空運送事業者等に対し、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態についての国土交通大臣への報告	(事業法関係) ○運輸事業者に対する安全管理規程の作成・届出義務付け、安全統括管理者等の選任・届出義務付け等により、安全管理体制が構築され、運輸事業者内部における安全意識の浸透、安全風土の構築が図られる。 ○運輸事業者に対する情報の公表義務付けにより、利用者からの監視が強化され、ひいては、運輸事業者の輸送の安全確保に対する意識を向上させる。 ○鉄道事業者等から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消し、鉄道事業者から業務の委託を受けた者に対する報告徴収・立入検査の規定を整備することにより、委託先も含めた安全管理体制が適切に機能するようになり、輸送の安全が確保される。 ○大型事業用航空機について、認定事業場における整備等を義務付けることにより、適確な品質管理の下での作業の実施が担保され、航空輸送の安全性の向上が図られる。 ○航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態についての国土交通大臣への報告を義務付けることで、これを受けた国が所要の安全対策を講じることが可能になり、航空輸送の安全性の向上が図られる。一方、本邦航空運送事業者等は、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態について、国土交通大臣に報告する必要が生ずる。 (踏切道改良促進法関係) 国土交通大臣が鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、踏切道の改良の実施状況等について報告を求めることにより、立体交差化計画等の協	(事業法関係) ○運輸事業者は、各事業法及びそれに基づく国土交通省令に規定する事項を記載した安全管理規程と安全統括管理者等の選任の届出を行う必要が生ずる。 ○運輸事業者は、公表のため必要な文書作成やホームページへの掲載作業等を行う必要が生ずる。 ○鉄道事業者等から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消し、鉄道事業者から業務の委託を受けた者に対する報告徴収・立入検査の規定を整備することにより、委託先も含めた安全管理体制が適切に機能するようになり、輸送の安全が確保される。一方、鉄道事業者等から業務の委託を受けた者は、国土交通大臣が行う報告の徴収、立入検査を受ける必要が生ずる。 ○大型事業用航空機を使用する事業者は、当該航空機の使用にあたっては、認定事業場による航空機の整備等を受ける必要が生ずる。 ○本邦航空運送事業者等は、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態について、国土交通大臣に報告する必要が生ずる。 (踏切道改良促進法関係) 鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者は、国土交通大臣が行う踏切道の改良の実施状況等についての報告の徴収を受ける必要が生ずる。 (海難審判法関係) 勧告裁決を受けた者は、理事官が行う報告徴収を受ける必要が生ずる。	(事業法関係) ○運輸事業者に対する安全管理規程の作成・届出義務付け、安全統括管理者等の選任・届出義務付け等により、義務付け等を行わない場合と比べ、安全管理体制が構築され、運輸事業者内部における安全意識の浸透、安全風土の構築が図られる。 ○運輸事業者に対する情報の公表義務付けにより、義務付けを行わない場合と比べ、利用者からの監視が強化され、ひいては、運輸事業者の輸送の安全確保に対する意識を向上させる。 ○鉄道事業者等から業務の管理の委託を受けた者に対する改善命令、受委託の許可取消し、鉄道事業者から業務の委託を受けた者に対する報告徴収・立入検査の規定を整備することにより、規定を設けない場合と比べ、委託先も含めた安全管理体制が適切に機能するようになる。 ○大型事業用航空機について、認定事業場における整備等を義務付けることにより、義務付けを行わない場合と比べ、適確な品質管理の下での整備の実施が担保され、航空輸送の安全性の向上が図られる。 ○航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態についての国土交通大臣への報告を義務付けることにより、義務付けを行わない場合と比べ、これを受けた国が所要の安全対策を講じることが可能になり、航空輸送の安全性の向上が図られる。 (踏切道改良促進法関係) 国土交通大臣が立体交差化計画等の協議・作成や実施に係る状況等を的確に把握し、実施の勧告等の必要な措置を講じ	外部有識者を含む「公共交通に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」の中間とりまとめにおいて、事業者における安全管理態勢の構築と国による「安全マネジメント評価」によるチェック体制の重要性が述べられている。 【RIA結果の活用状況】 平成18年1月31日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年3月31日、公布	施行後5年目で検討と必要な措置を講じることを規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		踏切道改良促進法第11条) (海難審判法関係) 海難審判法第63条第2項 (航空・鉄道事故調査委員会関係) 航空・鉄道事故調査委員会設置法第15条の2第2項		告を義務付ける。 (踏切道改良促進法関係) 国土交通大臣は、鉄道事業者又は国土交通大臣以外の道路管理者に対し、踏切道の改良の実施状況等について報告を求めることができることとする。 (海難審判法関係) 勧告を受けた者に対して、理事官が主体となって報告徴収制度を設ける。 (航空・鉄道事故調査委員会関係) 委託事務に関して知り得た秘密について守秘義務を課す。	議・作成や実施に係る状況等を的確に把握し、実施の勧告等の必要な措置を講じることにより、早急かつ確実な踏切道の改良が図られる。 (海難審判法関係) 理事官が必要と認める場合に、勧告を受けた者に対し、当該勧告を受けて執った措置について報告を求めることにより、当該勧告の実効性がより一層高まり、ひいては海難の防止に資することになる。一方、勧告裁決を受けた者は、理事官が行う報告徴収を受ける必要が生ずる。 (航空・鉄道事故調査委員会設置法関係) 調査情報の秘匿性に関する関係者の信頼が高まることにより、関係者の任意協力を基礎とする事故等調査業務の円滑化が図られ、その結果、事故等調査が充実し、ひいては航空・鉄道事故防止施策への反映を通じた航空・鉄道事故の防止に資することになる。		ることにより、当該措置を講じない場合と比べ、早急かつ確実な踏切道の改良が図られることとなる。 (海難審判法関係) 理事官が必要と認める場合に、勧告を受けた者に対し、当該勧告を受けて執った措置について報告を求めることができるようにすることにより、報告制度を設けない場合と比べ、当該勧告の実効性がより一層高まることとなる。 (航空・鉄道事故調査委員会設置法関係) 調査情報の秘匿性に関する関係者の信頼が高まることにより、守秘義務を課さない場合と比べ、関係者の任意協力を基礎とする事故等調査業務の円滑化が図られる。		
124	国土交通省 港湾局総務課、港湾経済課 海事局海技資格課	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案(規制の新設) (規制の追加、強化、拡充) (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 港湾法 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律 水先法	平成18年2月 【RIAの実施時期の別】 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 港湾機能の強化、特定外貿埠頭の管理運営の効率化、水先制度の充実・強化等により、港湾の国際競争力の強化並びに海運の効率化及び安全性の向上を図る。 【内容】 (港湾法) (1)陸域における船舶等の放置等の禁止：津波等災害時の被害拡大の防止、保安対策の強化、良好な景観の創出等の観点から、臨港地区等の陸域においても船舶等の放置等を禁止する。 (2)特定埠頭の運営者の認定：重要港湾において民間事業者による長期・安定的な埠頭運営を図るため、特定埠頭の運営の事業を行う者に対して当該埠頭を構成する行政財産の貸付けを行う制度の創設に際し、この支援措置を適用すべき特定埠頭の運営者を認定する。 (3)技術基準の性能規定化と適合性確認：コスト削減を図る観点から、技術基準を性能規定化するとともに、標準的でない設計方法の技術基準との適合性確認を、国又は登録確認機関が実施するための枠組みを整備する。 (外貿埠頭公団の解散及び業務の承継	(港湾法) (1)陸域における船舶等の放置等の禁止：本施策により、津波等災害時の被害拡大の防止、保安対策の強化、良好な景観の創出等が図られる。 (2)特定埠頭の運営者の認定 特定埠頭を構成する行政財産の貸付けにより、特定埠頭の運営の効率化が図られ、港湾機能の強化・国際競争力の強化に資する。 (3)技術基準の性能規定化と適合性確認 安全性を維持しつつ、施設の設計の自由度の向上による建設コスト等の低減が図られる。 (外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律) 岸壁等の貸付先や貸付料設定の自由化により、効率的なターミナル運営が期待できる。埠頭公社ターミナルの管理運営の効率化によって、既存のコンテナターミナルのコスト・サービス水準の向上を図ることが可能となるとともに、次世代高規格コンテナターミナルの形成等の施策の総合的な推進により、スーパー中枢港湾の国内ハブ機能の向上を誘導し、中継コンテナ貨物の誘致や幹線航路の寄港頻度の	(港湾法) (1)陸域における船舶等の放置等の禁止：本施策により、港湾法上、船舶等の放置等が禁止されることとなるが、自己の管理下でない場所への物件の放置等はそもそも何らかの権原に基づくものとして認められたものではなく、実質的には負担となるものではない。 (2)特定埠頭の運営者の認定 今般の認定制度は、特定埠頭の運営の事業を行う者が特定埠頭を構成する行政財産の貸付けを受けるためのものであると認め、認定に際して必要となる手続としては、当該事業が国土交通省令で定める要件に該当するものである旨の申請をすることで足り、負担は必要最小限のものである。 (3)技術基準の性能規定化と適合性確認 期待される建設コスト等の低減に照らせば、過度の負担となるものではない。また、登録確認機関の登録申請に際しては、必要となる手続は、申請者が登録機関として適正に業務を行うことができるかどうかの必要最低限の資料等の提出に限られ、他法においても採用されている登録制度と比べても同様のものである。	(港湾法) (1)港湾法では、港湾管理者が放置物件に対して監督処分を行う権限は港湾区域において港湾管理者が指定した放置等禁止区域内の放置物件に対するものに限られており、陸域においては港湾の管理運営のために港湾管理者が所要の措置をとることができないことが原因として考えられる。 (2)特定埠頭の運営者の認定 現状では、埠頭の使用者である民間事業者は、港湾管理者から使用許可を受け、施設の使用頻度に応じて条例で定められた料金を港湾管理者に支払うこととなっている。しかしながら、埠頭を一体的に利用することによって効率的な運営が期待できる場合には、埠頭の使用者である民間事業者にとって集荷のインセンティブが働きにくいという問題がある (3)技術基準の性能規定化と適合性確認 技術基準を性能規定化すると、設計の自由度が高まり、創意工夫を活かした様々な設計方法が生み出されるが、一方で、技術基準との適合性確認に高度な技術力を要する設計方法も同時に生み出される可能性がある。そのため、そのような高	・交通政策審議会答申「地震に強い港湾のあり方」(平成17年3月22日 港湾分科会) ・交通政策審議会答申「今後の港湾環境政策の基本的な方向」(平成17年3月29日 港湾分科会 環境部会) ・津波対策検討委員会 提言(平成17年3月 津波対策検討委員会) ・交通政策審議会答申「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」(平成17年12月26日 港湾分科	法律施行後7年以内に必要な検討を行う旨を法律に規定している。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				<p>に関する法律) 特定外貿埠頭の管理運営の効率化を図るため、特定外貿埠頭の管理運営主体である埠頭公社(財団法人)を株式会社化するとともに、管理運営主体に対する規制緩和(岸壁等の貸付けに係る規制の緩和や整備計画の認可制の廃止等)を実施する。 (水先法) (1)水先人の免許の要件を、船長経験を有しない者にも緩和し、一級から三級までの三段階の等級制とするとともに、国土交通大臣の登録を受けた養成施設の課程の修了を免許の要件とする。 (2)国土交通大臣の登録を受けた更新講習の課程の修了を免許更新の要件とするとともに、海難事故等により危険が生じた水域等において一定の船舶に対し水先人の乗船を義務付ける。 (3)水先料金について、省令で一律に定める料金制度を上限認可制に緩和するほか、水先人会を法人化するとともに、全国の水先人会からなる日本水先人会連合会に係る規定を設ける。</p>	<p>維持等、我が国港湾の国際競争力の底上げを図ることができる。 (水先法) 免許要件の緩和、等級別免許制度の導入及び水先人養成施設の登録に係る制度の導入により質の高い水先人の安定的かつ継続的な供給が図られるとともに、料金規制の緩和及び水先人会の法人化等により水先業務運営の効率化・適確化が図られ、併せて免許更新要件の追加及び臨時的な場合の強制水先の適用により船舶交通の安全が確保される。</p>	<p>(外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律) 岸壁等の貸付けに係る規制の緩和により、貸付業務に係る負担が軽減される。整備計画や事業計画に係る規制の緩和により、当該申請に係る負担が軽減されるとともに、他の申請手続についても負担は必要最小限のものとしている。 (水先法) 今回の改正による規制緩和により国民の負担が軽減するものもあり、また、新設される手続は、改正の趣旨に鑑みて必要最小限とすることとしており、改正により国民の負担が過度に増えることはない。</p>	<p>度な設計方法の安全性を確認する手段が講じられていない現状を踏まえると、技術基準を性能規定化することは困難である。 (外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律) 港湾の国際競争力強化については、これまでも船舶の大型化に対応した大水深コンテナターミナルの整備やターミナルの24時間フルオープン化、港湾諸手続のワンストップサービス化といった施策を展開してきたが、韓国等での国家戦略によるコンテナ港湾の整備や、世界的な港湾ネットワーク展開を進めつつある海外メガオペレーターの台頭等による海外主要港の成長により、コスト・サービスの面において我が国港湾は世界水準に達していない。 (水先法) (1)水先人の養成・確保 船舶交通の安全確保を図るために不可欠な水先業務を円滑に遂行するためには、質の高い水先人を養成・確保することが必要であるが、現在の水先人の主な供給源である外航日本人船長の減少に伴って、数年後には水先人の供給源が枯渇するおそれがある。 (2)船舶交通の安全確保 現行制度においては、水先人の免許を取得した後は特段の知識技能の確認は行われていない。また、強制水先の対象となる船舶及び区域は、総トン数を基準に政令で定められ、固定的なものとなっており、緊急時の対応ができない。 (3)水先業務運営の効率化・適確化 水先料金については、国が一律の基準により定めることに起因して、水先人の業務効率化へのインセンティブが働きにくい状況にある。また、より適正かつ円滑な水先業務の実施及び水先業務の透明性を確保する必要がある。</p>	<p>会 安全・維持管理 管理部会) 【外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律】 ・スーパー中樞港湾選定委員会 港湾の管理・運営のあり方に関する検討部会報告(平成17年4月 スーパー中樞港湾選定委員会) 【水先法】 ・交通政策審議会答申「水先制度の抜本改革のあり方について」(平成17年11月28日 海事分科会 水先制度部会) ・「水先制度のあり方に関する懇談会報告」(平成17年6月24日) 【RIA結果の活用状況】 平成18年2月10日、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律案を国会提出 平成18年5月17日、同法公布</p>	
125	総合政策局環境・海洋課 環境・技術課環境整	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(規制の新設(規制の内容欄1(1))	平成18年2月【RIAの実施時期の別】(当該法律案の国会提出時まで)【パブリック・コメ	<p>【目的】 OPRC-HNS 議定書の実施等に伴い、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制の確立等を図る。 【内容】</p>	<p>・未査定液体物質の輸送の禁止により、その排出による海洋汚染の危険性が低減される。(規制の内容欄1(1)関連) ・海洋施設において管理されている有害液体物質の排出による海洋汚染の危険性が低減される。(規制の内容欄1(2)関連)</p>	<p>・現行法においても、未査定液体物質を輸送しようとする者は、国土交通大臣に届け出る必要があり、実態として環境大臣による査定が行われた後に当該液体物質を輸送していることから、実質的な負担増となるものではない。(規制の内容欄1(1)関連)</p>	<p>船長、船舶所有者等に対する防除措置の義務付け等を行うことにより、義務付け等を行わない場合(現状維持)と比べ、有害液体物質及び危険物並びに特定油以外の油による海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得ることができる。</p>	<p>「HNS 汚染事故への準備及び対応に関する調査研究委員会(委員長 藤野正隆 東京大学名誉教授)」による平成</p>	<p>施行後5年を目途として、状況を勘案して検討を行う</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	備計画室、海上保安庁警備救難部環境防災課	関連)) (規制の追加・強化・拡充(規制の内容欄1(2)~(5)及び2関連)) 【RIAの対象とした法令】 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	【分析実施時期】 平成17年12月~平成18年1月	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)の一部を改正する。(以下、概要) 1 海洋汚染の防止 (1) 未査定液体物質の輸送の禁止 (2) 海洋施設からの有害液体物質の排出の規制 (3) 海洋施設等から有害液体物質の排出があった場合等の通報の義務付け (4) 大量の油(特定油を除く)又は有害液体物質の排出があった場合の防除措置の義務付け等 (5) 有害液体物質汚染防止緊急措置手引書の備置きの義務付け 2 海上災害の防止 (1) 海上保安庁長官による排出された危険物の火災の発生防止等の措置命令 (2) 海上保安庁長官による消火、延焼の防止等の措置命令 (3) 危険物の排出が生ずるおそれがある場合の通報の義務付け及び海上保安庁長官による当該危険物の抜取り等の措置命令	・OPRC-HNS 議定書の担保並びに特定油以外の油及び有害液体物質による海洋汚染に迅速かつ効果的に対処する体制の確立が図られる。(規制の内容欄1(3)~(5)関連) ・OPRC-HNS 議定書の担保及び危険物による海上災害に迅速かつ効果的に対処する体制の確立が図られる。(規制の内容欄2(1)~(3)関連)	・有害液体物質記録簿を新たに備え付ける必要があるが、負担は必要最小限である。(規制の内容欄1(2)関連) ・海上保安庁の事務所への通報義務であり、実質的な負担となるものではない。(規制の内容欄1(3)及び2(3)関連) ・海洋汚染発生時の応急措置、防除措置を義務付けるものであるが、今までは状況に応じた海上保安庁長官による命令により防除措置を実施していたものであり、その措置があらかじめ義務付けられたとしても過度の負担となるものではない。(規制の内容欄1(4)関連) ・油又は有害液体物質の排出のおそれがある場合に必要な措置の実施を命ずるものであるが、油及び有害液体物質への対応としては、その有害性等の観点から、一度排出されると危険が増加し、その除去等海洋汚染及び海上災害の防止のための措置の実施には多大な時間と労力を要することとなり、より安全かつ適確に当該措置を実施するためには、いまだ流出していない段階における措置が最も効果的であることから過度の負担となるものではない。(規制の内容欄1(4)関連) ・船舶の沈没又は乗揚げに起因して海洋が著しく汚染され、又は汚染されるおそれがある場合に当該船舶の撤去等を命ずるものであるが、海難により有害液体物質を積載したまま沈没等した船舶についてはその状況により貨物の通常の抜取り作業が困難な場合があり、安全かつ適確に防除措置を実施するには船体と一緒に引き揚げるのが適当であるとともに、現在日本に入港する100トンの以上の外航船舶には船体撤去に係る費用を担保したPI保険等に加入することが義務付けられていることから過度の負担となるものではない。(規制の内容欄1(4)関連) ・海洋汚染発生に備え、防除資材の備付け等を求めるものであり、負担は増加するが、海洋汚染を防止するために必要なものであり、今後学識経験者に加え規制を受ける当事者等を交えた委員会を開催し、その整備のあり方を検討することとしており、その結果を踏まえ決定することとしていることから適正な負担となるものと		17年10月の提言を踏まえた施策 【RIA結果の活用状況】 平成18年2月28日、第164回国会に改正法律案提出 平成18年6月14日、公布	予定(規制の内容欄1(2)関連)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
						<p>考えている。(規制の内容欄1(4)関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害液体汚染防止緊急措置手引書を新たに備え置く必要があるが、同手引書は現在消防法等で規定される「予防規程」等と矛盾抵触するものではなく、既存の規程の記載内容を修正して同手引書の記載事項を盛り込むことにより、本法に基づく同手引書としても扱うことができるため、負担は必要最小限である。 <p>(規制の内容欄1(5)関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の排出のおそれがある場合等に必要な措置の実施を求めるものであるが、危険物への対応としては、その引火性の観点から流出した場合には、その除去等海上災害の防止のための措置の実施には多大な時間と労力を要することから、より安全かつ適確に当該措置を実施するためには、いまだ流出していない段階における措置が最も効果的であること等から過度の負担となるものではない。 <p>(規制の内容欄2(1)～(3)関連)</p>			
126	国土交通省 住宅局建築指導課 総合政策局建設業課、不動産産業課	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(規制の新設) (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 建築基準法第6条第5項、第6条の2第3項、第18条の2、第77条の35の2～第77条の35の15、第7条の3第1項第1号、第18条の3、第77条の19、20、第77条の29の2、第77条の31、建築士法第7条、第23条の4、第20条第2項、第21条	平成18年3月【RIAの実施時期の別】 (当該法律案の国会提出時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成18年2月(社会資本整備審議会中間報告(案)についてパブリック・コメントの手続を行っている。)	<p>【目的】 今般の構造計算書偽装問題の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性の確保を図る。</p> <p>【内容】 建築基準法等の一部を改正し、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、建築物の構造耐力に関する建築基準法の規定に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算における証明書の交付等の措置を講ずる。</p> <p>以下、個別の措置(①措置の概要)(建築基準法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算適合性判定制度及び指定構造計算適合性判定機関制度の創設 ① 建築主事や指定確認検査機関が、一定規模以上の建築物について建築確認の審査を行う場合には、都道府県知事又は都道府県知事の指定する者(指定構造計算適合性判定機関)が行う構造計算適合性判定を求めることを義務づける(改正建築基準法第6条第5項、第6条の2第3項、第18条の2、第77条の35の2～第 	<p>今回の構造計算偽装事件を踏まえ、本法律案においては、一定規模以上の建築物についての第三者機関による構造計算適合性判定の義務づけ、特定行政庁による立入検査の導入など指定確認検査機関に対する指導監督の強化、危険な建築物を設計した建築士等に対する罰則の大幅な強化等の措置を講ずることとしており、これらの施策を通じ、事件の再発防止と法令遵守の徹底を図ることにより、効果的に建築物の安全性の確保を図ることができる。</p>	<p>個別の措置(②措置の効率性)(建築基準法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算適合性判定制度及び指定構造計算適合性判定機関制度の創設 ② 構造計算書の偽装を確実に見抜き、構造計算の法規適合性を完全なものとするためには、建築主事や指定確認検査機関が行う審査とは別途、一定の技術力を有する第三者が構造計算の過程等の審査や再計算を実施することにより、その適法性のチェックを複層的に行う体制を整備することが効率的である。 ○ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務づけ ② 今回の事件を通じ、建築物の安全性に対する懸念が増大しているところであり、倒壊等の事態が生じた際の人的被害や社会的影響が大きい建築物については、安全性の確保が特に求められるところである。このため、今回の偽装事件において問題が発生した共同住宅については、全国一律に中間検査を実施し、完了検査以前の段階で違反建築物の出現を未然に防ぐ措置を強化することが効率的である。 ○ 確認・検査等に係る指針の策定 	<p>個別の措置(③代替手段(措置をしなかった場合))(建築基準法関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計算適合性判定制度及び指定構造計算適合性判定機関制度の創設 ③ 仮にこの措置を行わない場合、構造計算書の偽装の有無を水漏れなくチェックするためには、現在の審査に加え、構造計算の過程等の詳細な審査や再計算を、建築主事や指定確認検査機関が単独で行うことになる。しかし、これは、人員・技術力も限られ、かつ、可能な限り迅速な審査が求められている中で、実質的に不可能であるため、第三者機関による構造計算のチェックを行うことが適切である。 ○ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務づけ ③ 仮に措置を行わない場合、現行の中間検査制度に従うことになるが、倒壊等の事態が生じた際の人的被害や社会的影響が大きい建築物について、地域によって中間検査に係る取扱いが異なることは適切でない。このため、共同住宅については中間検査を義務づけることが適切である。 	<p>社会資本整備審議会建築分科会の中間報告「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」平成18年2月24日社会資本整備審議会建築分科会の中間報告</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成18年6月21日改正法公布、公布から1年以内に施行。</p>	<p>施行から5年後に、施行状況を踏まえ、必要な見直しを行うこととしている。</p>

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		<p>の2、第21条の3、第24条の2、第23条の6、第23条の9、建設業法第19条第1項第12号、宅地建物取引業法第35条第1項第13号、第37条第1項第11号</p>		<p>77条の35の15)。 ○ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務づけ ① 3階建て以上の共同住宅の一定の工程について、全国一律に中間検査を義務づける(改正建築基準法第7条の3第1項第1号)。 ○ 確認・検査等に係る指針の策定 ① 建築主事、指定確認検査機関等に対して、国土交通大臣が定めた指針に従って、建築確認、中間検査等を実施することを義務づける(改正建築基準法第18条の3)。 ○ 指定確認検査機関の欠格事由の拡充及び指定要件の強化 ① 指定確認検査機関の指定を取り消された者等が指定を受けることができない期間を2年から5年へ延長するなど欠格事由を拡充するとともに、経理的基礎、親会社等の兼業制限等の指定要件を強化する(改正建築基準法第77条の19、第77条の20)。 ○ 指定確認検査機関の業務実績等に係る書類の閲覧制度の創設 ① 指定確認検査機関は、その事務所に、業務の実績や損害賠償保険に入っている場合の保険内容等を記載した書類を備え置き、確認を受けようとする者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならないこととする(改正建築基準法第77条の29の2) ○ 特定行政庁の指定確認検査機関に対する立入検査等の監督権限の強化 ① 特定行政庁は、管内の建築物に係る確認検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定確認検査機関の事務所に立入検査させること等ができることとする(改正建築基準法第77条の31)。 (建築士法関係) ○ 建築士免許の欠格事由及び建築士事務所登録の登録拒否事由の拡充 ① 建築士の免許や建築士事務所の登録を取り消された者が免許や登録を受けることができない期間を2年から5年へ延長すること等とする(改正建築士法第7条、第23条の4)。</p>		<p>② 今回の事件においては、建築主事及び指定確認検査機関における審査の過程で偽装が見過ごされたことから、今回の偽装事件の再発や更なる不正事案の発生を未然に防止するためには、建築確認や中間検査等を行うに当たって掘るべき方法を予め一律かつ厳密に定めておき、これに従わせることが必要であるとともに、建築主事又は指定確認検査機関に対し、この指針に基づいて事務を行わせることが効率的である。 ○ 指定確認検査機関の欠格事由の拡充及び指定要件の強化 ② 今般の事件においては、指定確認検査機関が偽装を見抜けず、指定確認検査機関制度の信頼が失墜したところである。事件の再発防止と指定確認検査機関の業務適正化を図るためには、確認検査の業務の公共的な性質にも鑑み、指定の取消しを受けた者等の不適格者を長期にわたり排除すること等とともに、業務の運転や損害賠償に必要な資金額の確保、建築関連業務を行う親会社等による不当な支配の排除等の措置を講ずることが効率的である。 ○ 指定確認検査機関の業務実績等に係る書類の閲覧制度の創設 ② 今般の事件においては、一部の指定確認検査機関の不十分な審査により、本来法令に適合しない建築物に対し確認済証が交付され、建築主等に被害が生じたところである。違反建築物について故意のない建築主等をこのような被害から守るためには、建築主が、公正で技術的能力が高く、かつ、万が一不適確な確認審査が原因となって建築主等に被害が生じた場合であっても相当の賠償を行える指定確認検査機関を選択できるようにするためには、指定確認検査機関に関する十分な情報を得られる制度を構築することが効率的である。 ○ 特定行政庁の指定確認検査機関に対する立入検査等の監督権限の強化 ② 今般の事件においては、一部の指定確認検査機関の不十分な審査により、本来法令に適合しない建築物に対し確認済証が交付され、建築主等に被害が生じ</p>	<p>○ 確認・検査等に係る指針の策定 ③ 仮にこの措置を行わない場合、現行の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第23条に規定する確認検査の方法に依拠することになるが、これは指定確認検査機関の確認検査員のみを対象としたものとなっている。このため、今回これを見直した上で、新たに国が一律に確認・検査等に係る指針を策定することが適切である。 ○ 指定確認検査機関の欠格事由の拡充及び指定要件の強化 ③ 仮にこれらの措置を行わない場合、現行法では、指定を取り消された者について当該事実があった日から2年を経過するのみで再び指定を受けられることになるほか、指定確認検査機関において違反が見過ごされた場合の確認検査を受けた者に対する財政的な保護が十分に図られないおそれがあるなどの課題がある。このため、今回の偽装事件の再発防止を徹底する上で、指定確認検査機関の欠格事由及び指定要件の強化を措置することが適切である。 ○ 指定確認検査機関の業務実績等に係る書類の閲覧制度の創設 ③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法の情報公開制度では、指定確認検査機関の所在、取り扱う業務等の基本的な情報当該機関の業務・財務に関する情報は含まれていないため、建築主においては、確認検査の依頼をし得る機関の存在は把握できたとしても、どの指定確認検査機関に依頼をすることが適切かという判断の際に有用なものはなっていない。このため、指定確認検査機関に対して業務実績等に係る書類の閲覧を義務づけることが適切である。 ○ 特定行政庁の指定確認検査機関に対する立入検査等の監督権限の強化 ③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法では、特定行政庁は、指定確認検査機関の行った確認検査の適確性を監督する立場にありながら、報告徴収や指示権のみしか有しておらず、指定確認検査機関に対する指定権者の行政処分にも何ら関与できないことから、その監督権限は</p>		

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー 時期
				<p>○ 建築士・建築士事務所に対する禁止行為等の追加</p> <p>◇ 建築士に対する構造安全性の証明の義務づけ</p> <p>① 建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合には、設計の委託者に対して、その旨の証明書の交付を義務づける(改正建築士法第20条第2項)</p> <p>◇ 名義貸しの禁止</p> <p>① 建築士は、非建築士等に自己の名義を利用させてはならないこととするほか、建築士事務所の開設者は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならないこととする(改正建築士法第21条の2、第24条の2)</p> <p>◇ 違反行為の指示等の禁止</p> <p>① 建築士は、建築基準法の定める基準に適合しない建築物の建築等の違反行為について指示・相談等の行為をしてはならないこととする(改正建築士法第21条の3)。</p> <p>◇ 建築士事務所に係る定期的な業務報告書の作成・提出及び閲覧の義務づけ</p> <p>① 建築士事務所の開設者に対し、事業年度ごとに、業務の実績の概要等を記載した業務報告書の作成・提出を義務づけるとともに、当該書類等を、都道府県知事が一般の閲覧に供しなければならない書類に追加する(改正建築士法第23条の6、第23条の9)。(建設業法関係)</p> <p>○ 建設業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>① 建設工事の請負契約の当事者が瑕疵担保責任等に関する定めをするときについて、その内容の請負契約への記載を義務づける(改正建設業法第19条第1項第12号)。(宅地建物取引業法関係)</p> <p>○ 宅地建物取引業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>① 宅地建物取引業者に対し、宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約等の措置の有無等の説明及び当該措置の内容を記載した</p>		<p>たところであり、指定確認検査機関が確認・検査を行った管内の建築物については是正命令権等を有している特定行政庁に対して、十分な監督権限を付与することが事件の再発防止を図る上で効率的である。</p> <p>(建築士法関係)</p> <p>○ 建築士免許の欠格事由及び建築士事務所登録の登録拒否事由の拡充</p> <p>② 今回の事件の再発防止を図り、建築士制度の信頼を回復するには、建築士の免許や建築士事務所の登録に当たって、建築士の免許の取消しを受けた者や建築士事務所の登録の取消しを受けた者などの不適格者を適確かつ長期にわたり排除する措置を講じることが効率的である。</p> <p>○ 建築士・建築士事務所に対する禁止行為等の追加</p> <p>◇ 建築士に対する構造安全性の証明の義務づけ</p> <p>② 今回の事件の再発を防止する上で、建築士から設計の委託者に対し、その安全性が適確に示される制度を設けることが効率的である。</p> <p>◇ 名義貸しの禁止</p> <p>② 無資格者等による違反行為の防止を図り、建築士制度の社会的な信頼の回復・維持を図るため、建築士は、非建築士等に自己の名義を利用させてはならないこととするのが効率的である。</p> <p>◇ 違反行為の指示等の禁止</p> <p>② 建築士は違反建築物の建築など違反行為についての指示・相談等を容易に行い得る立場にあることから、こうした行為を防止するために違反行為の指示等を法律上明確に禁止することが効率的である。</p> <p>◇ 建築士事務所に係る定期的な業務報告書の作成・提出及び閲覧の義務づけ</p> <p>② 事件の再発防止を図る上で、国民の情報開示に係るニーズに応えるとともに、建築士及び建築士事務所に対しても適正な業務を行うインセンティブを与えるためには、建築主や住宅の購入者等に対して、建築士の氏名や実務経験等に関する情報を幅広く公開することが効率的であ</p>	<p>実効性に欠けるところがある。このため、迅速かつ即地的な監督を行うために、特定行政庁の指定確認検査機関に対する監督権限を強化することが適切である。(建築士法関係)</p> <p>○ 建築士免許の欠格事由及び建築士事務所登録の登録拒否事由の拡充</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法では、免許権者の裁量次第で、建築士の免許や建築士事務所の登録を取り消された者が当該事実があった日からわずか2年を経過したのみで再び免許や事務所の登録を受けられる場合がある等の課題がある。このため、建築士免許の欠格事由及び建築士事務所登録の登録拒否事由を拡充することが適切である。</p> <p>○ 建築士・建築士事務所に対する禁止行為等の追加</p> <p>◇ 建築士に対する構造安全性の証明の義務づけ</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法では構造安全性の証明制度が位置づけられていないため、法律上明確に位置づけることが適切である。</p> <p>◇ 名義貸しの禁止</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法ではこうした行為を明確に禁止する規定がない。このため、無資格者による違反行為の防止等を図る上で、名義貸しの禁止を明確に規定することが適切である。</p> <p>◇ 違反行為の指示等の禁止</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行法ではこうした指示等を明確に禁止する規定がないため、違反行為の指示等を法律上明確に位置づけることが適切である。</p> <p>◇ 建築士事務所に係る定期的な業務報告書の作成・提出及び閲覧の義務づけ</p> <p>③ 仮にこの措置を行われない場合、現行法では、都道府県における閲覧については、建築士事務所の名称や管理建築士の実務経験等は閲覧することができても、管理建築士以外の所属建築士の実務経験等は知ることができない状況にある。このため、都道府県に対する定期報告及び都道府県における閲覧対象の拡</p>		

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー 時期
				書面の交付を義務付ける。(改正宅地建物取引業法第35条第1項第13号、第37条第1項第11号)		<p>る。</p> <p>(建設業法関係)</p> <p>○ 建設業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>② 今回の事件を契機として、同様の事件の再発を防止する観点から、請負人が瑕疵担保責任の内容を意識した施工を行うようにする等のため、保険加入に関する情報開示を義務づけることが効率的である。</p> <p>(宅地建物取引業法関係)</p> <p>○ 宅地建物取引業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>② 今般の事件で、消費者は分譲業者の瑕疵担保責任の履行に関して大きな関心と不安を抱くようになっている状況を踏まえ、消費者保護の観点から、消費者が事後に不測の損害を被ることを防ぐため、契約締結前に重要事項として保証保険契約の締結の有無等を説明すること等により、瑕疵担保責任の履行に関する情報を消費者に開示することが効率的である。</p>	<p>充により情報公開の充実を図ることが適切である。</p> <p>(建設業法関係)</p> <p>○ 建設業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>③ 仮にこの措置を行わない場合、現行の建設業法第19条において施工業者の瑕疵担保に関する責任関係は請負契約の必要的記載事項とされており、瑕疵担保責任を明確化できない場合が生じ、消費者の保護に欠けることとなってしまう。このため、保険加入に関する情報開示の義務づけを行うことが適切である。</p> <p>(宅地建物取引業法関係)</p> <p>○ 宅地建物取引業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけ</p> <p>③ 仮に義務づけを行わない場合、現行法では、契約締結前に瑕疵担保責任の履行に関する情報を消費者への開示することとされていないため、消費者の購入時の適切な意志決定を確保することや、事後の不測の損害を防止することは困難である。このため、宅地建物取引業者の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示の義務づけを行うことが適切である。</p>		

表 RIA-12 環境省におけるRIAの実施状況(45件)

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
127	環境省 自然環境 局野生生 物課	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国際希少野生動植物種の追加、削除等(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令	平成16年12月 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成16年12月	【目的】 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)に基づく野生動植物種の国際取引の規制の実効性を高めるため、必要に応じ国内での譲渡し等を規制し、我が国として条約で求められている事項の確実な実施を図る。 【内容】 ワシントン条約附属書改正にともない、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国際希少野生動植物種5種を追加し、国内での当該種の個体等又は器官及び加工品の譲渡し等を禁止する。また、国際希少野生動植物種3種を削除し、国内での当該種の譲渡し等の禁止を解除する。さらに、条約附属書改正にともない輸出入が可能となった種の一部地域の個体群等について、国内での譲渡し等が可能となるよう登録対象個体群に加える。	ワシントン条約附属書Iに掲載され、新たに国際取引が原則禁止されることとなった野生動植物に関し、輸出入の規制のみならず、国内での譲渡し等(売買等)を規制することにより、国際取引により過度に動植物の利用がなされることのないように保護するという条約の目的を我が国として確実に達成することができる。 また、今般、条約での厳しい規制が適用されなくなる種又は種の一部個体群について、国内での譲渡し等の規制の対象から除外すること、又は、国内での譲渡し等が可能となる登録制度の対象とすることにより、条約が行う規制に沿った国内規制を行うことができる。	新たにワシントン条約附属書Iに掲載され、国際希少野生動植物種として指定される動植物の譲渡し等を実施している者は、原則国内での当該種の譲渡し等ができないこととなる。 国際希少野生動植物種としての指定が解除される動植物の譲渡し等を実施しようとする者は、当該種の国内での譲渡し等ができるようになる。 ワシントン条約附属書IIの個体群とされた動植物の譲渡し等を実施しようとする者は、これまで譲渡し等が禁止されていたが、今後は個体等の登録を経ること等により譲渡し等を行うことができるようになる。 新たに指定された種について国内で譲渡し等がなされていないかどうか、行政において監視する必要がある。また、国内での譲渡し等の規制が解除されるものについては、監視の負担が軽減される。 一部の個体群がワシントン条約附属書IからIIに移行された種の国内での譲渡し等について、法第23条第1項に基づき環境大臣の登録を受けた機関において登録事務が発生する。	ワシントン条約の実効性を担保するためには、国内においても法制度による附属書I掲載種の譲渡規制が必要であり、他の代替手段は想定されない。	中央環境審議会において国際希少野生動植物種として指定又は指定を解除することについて諮問し、答申を受ける予定 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年1月6日、政令改正	平成21年12月末
128	環境省 環境保健 部化学物 質審査室	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく第一種特定化学物質の指定(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令	平成17年1月 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成17年1月	【目的】 難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質による環境汚染の防止。 【内容】 2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名:ジコホル又はケルセン)及びヘキサクロブター-1, 3-ジエンの2物質を第一種特定化学物質に指定し、その製造、輸入、使用を規制(事実上禁止)する。	難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有する2物質の製造、輸入、使用が規制(事実上禁止)されることとなり、これらの物質による環境汚染及び人の健康被害が未然に防止される。	これら2物質の製造、輸入、使用を行っている者は、事実上これらの物質の製造、輸入、使用ができないこととなる。しかし、経済産業省が行った「平成14年度化学物質の製造・輸入に関する実態調査」の結果によれば、これら2物質の製造・輸入が行われているとの報告は無く、製造、輸入、使用を行っている者における経済的負担が生じる可能性は低い。 新たに指定された第一種特定化学物質について、その製造、輸入、使用が行われていないかどうか、行政において監視する必要がある。	代替手段として、製造・輸入を認めつつ、使用、廃棄段階で環境中への排出を一定量以下に規制する方法も考えられる。しかし、本件化学物質は難分解性、高濃縮性かつ人への長期毒性を有し、一旦環境中に放出された場合には長期にわたって環境を汚染し人の健康を損なうおそれがある一方、現時点では製造、輸入が行われていないと考えられることから、製造、輸入を規制(事実上禁止)することが効果的かつ効率的と考えられる。	中央環境審議会においてこれら2物質を第一種特定化学物質に指定することについて諮問し、答申を得る予定。 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年4月1日、政令改正	平成22年3月末
129	環境省 大臣官房 廃棄物・リ サイクル	産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する産業廃棄物管	平成17年3月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで)	【目的】 産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、不適正処理がなされたときの排出事業者責任の追及を進め、もって生活環境	既に法律で義務付けられている排出事業者に対する保存義務と併せて、産業廃棄物処理の一連の流れを把握することが可能となり、不適正処理事案における排出	これまでも施行規則で産業廃棄物管理票の保存が義務付けられていたところであり、追加的な事務負担は見込まれないが、今後は違反した業者に罰則が科され	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し産業廃棄物管理票の保存を奨励することが考えられるが、処理業者が保存することにより不利	中央環境審議会 廃棄物・リサイ クル部会「廃棄物 の適正処理に係	平成22年3月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	対策部企画課産業廃棄物課	<p>理票保存の義務付け (規制の新設)</p> <p>【RIAの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>【パブリック・コメント実施時期】 —</p>	<p>の保全を図る。</p> <p>【内容】 運搬受託者は、処分受託者がいないときは、管理票交付者に当該管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。運搬受託者は、処分受託者があるときは、処分受託者から当該管理票の写しの送付を受けた日から、当該管理票の写しを環境省令で定める期間保存しなければならない。 処分受託者は、管理票の写しを送付した日から、当該管理票を環境省令で定める期間保存しなければならない。</p>	<p>事業者責任等の効果的かつ適切な追及により、不適正処理の未然防止及び不適正処理がされた場合の速やかな原状回復等の措置が図られる。</p>	<p>ることとなる。他方、排出事業者の責任が追及され、産業廃棄物処理の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。</p>	<p>益を生ずると判断した場合は、意図的に産業廃棄物管理票を処分するおそれがあり、その場合は排出事業者責任の追及が困難になる。 従って、処理業者の事務負担の増加も見込まれないため、当該規制は代替手段に比べ効果的かつ効果的なものであると考えられる。</p>	<p>る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「不適正処理事案における排出事業者責任をより効果的かつ適正に追及するため、運搬又は処分を受託した処理業者に対し、マニフェスト(又はその写し)を保存する義務を課すとともに、義務に違反した場合は措置命令の対象者として追加し、直罰を科すべきである。」とされている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出</p>	
130	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課産業廃棄物課	<p>産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・措置命令の導入 (規制の新設)</p> <p>【RIAの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>平成17年3月(当該法律案の国会提出後、公布時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 —</p>	<p>【目的】 産業廃棄物管理票制度の実効性を確保し、産業廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。</p> <p>【内容】 排出事業者、運搬受託者及び処分受託者が産業廃棄物管理票制度違反に係る勧告に従わなかったときは、都道府県知事はその旨を公表することができ、公表されてもなお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、都道府県知事はその勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>	<p>環境法令違反について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、排出事業者や処理業者が産業廃棄物管理票制度を遵守することにより、産業廃棄物の適正な処理が確保される。また、環境に配慮の欠けた処理業者が措置命令の対象となることにより、そのような業者が社会的に淘汰されることとなる。</p>	<p>産業廃棄物管理票制度の違反事実について勧告され、さらには措置命令の対象となることで、当該者は不利益を被るが、他方で、産業廃棄物管理票の遵守及び優良業者の選別が進むことで、産業廃棄物処理の適正化が図られ、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。</p>	<p>代替手段として、既存の勧告制度及び罰則を積極的に適用することが考えられるが、勧告のみでは実効性に欠けること及び罰則の適用がなじまない軽微な違反行為が多いことから、代替手段では勧告制度の実効性を確保することが困難であり、公表・措置命令制度を導入することが望ましいと考えられる。</p>	<p>中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、「勧告の実効性を確保し、マニフェスト制度の遵守を徹底するため、違反行為に対する勧告に従わなかった者に対し、都道府県知事等が公表等の措置をとること</p>	平成22年3月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>ができることとし、あわせてマニフェスト違反に係る罰則を強化すべきである。」とされている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成 17 年3月8日、第 162 国会に改正法律案提出</p>	
131	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部廃棄物対策課、産業 廃棄物課	<p>欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け (規制の新設)</p> <p>【RIAの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p>	<p>平成 17 年3月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 -</p>	<p>【目的】 欠格要件に該当した許可業者・施設設置者を確実に許可取消処分とし、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。</p> <p>【内容】 許可業者又は施設設置者は、欠格要件(第7条第5項第4号ト(その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者)及び同号トに係るもの並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者については第14条第5項第2号ロ(暴力団員等)及び同号ロに係るもの並びにへ(暴力団員等がその事業活動を支配する者)を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、一般廃棄物処理業者にあつては市町村長、一般廃棄物処理施設設置者並びに産業廃棄物処理業者及び施設設置者にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>欠格要件に該当した者を行政が直ちに把握し、速やかに排除することにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、これらの業者による不適正な処理を未然に防止することができる。 全国で迅速で画一的な処分がなされることにより、処分の不均衡が是正される。</p>	<p>欠格要件に該当する場合には、業者に届出を行う負担が生ずる。他方で、欠格要件を把握するための調査が基本的に不要となるので、行政コストが減少する。さらに、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。</p>	<p>代替手段として、一定期間ごとに許可業者・施設設置者が欠格要件に該当しているかを行政が確認することが考えられるが、業者・施設設置者の役員や政令で定める使用人等について、網羅的に犯歴照会等を行う必要があり、行政の負担が大きく、非効率である。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。</p>	<p>中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会において、「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。(略)○許可業者等が欠格要件に該当するに至ったときは都道府県知事等へ届け出ることを義務付けるとともに、義務違反に対して直罰を科すこと。」とされている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成 17 年3月8日、第 162 国会に改正法律案提出</p>	平成 22 年3月 末
132	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部廃棄物対策課、産業 廃棄物課	<p>不正の手段により廃棄物処理業・施設の許可を受けた場合の許可の取消事由への追加 (規制の追加、強化、拡充)</p>	<p>平成 17 年3月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで)</p> <p>【パブリック・コメント実施時期】 -</p>	<p>【目的】 本来許可を受けるべきでない廃棄物処理業者・施設設置者を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。</p> <p>【内容】 許可申請の際に虚偽の記載をしたり、見せ金を用意して経理的基礎を偽る等不正の手段により廃棄物処理業又は施設</p>	<p>廃棄物を不適正に処理する蓋然性が高い、不正の手段により許可を受けた者について、当該許可を直ちに取り消すことにより、許可制度への信頼性を確保するとともに、不適正処理の未然防止が図られる。</p>	<p>不正の手段により許可を受けた業者は、許可を取り消されることにより5年間廃棄物処理業から排除される。他方で、廃棄物の適正処理が促進されることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。</p>	<p>代替手段として、現行制度を維持することが考えられるが、その場合不正の手段により取得した許可については、本来許可に値しない申請について行政を欺罔して取得したものであり、瑕疵ある行政処分の結果として得た許可であるから講学上の「取消し」の対象となる。しかし、講学上の「取消し」の場合、廃棄物処理法に基づく取消しと異なり、許可を取り消されても新</p>	<p>中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会において、「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。○不正の手段により許可</p>	平成 22 年3月 末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律		設の許可を受けた者について、廃棄物処理法に基づく取消処分(講学上の撤回)の対象とする。			たに許可要件を具備することにより、許可を再度得ることが可能であることから、不正の手段により許可を受ける業者を排除できない。また、罰則がないため不正の手段に対する抑止力が働かない。従って、当該新設規制は代替手段に比べ、より実効的なものであると考えられる。	を受けた者については、廃棄物処理法に基づく許可取消処分の対象にするとともに、直罰の対象とすること。」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	
133	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部産業 廃棄物課	暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者について、産業廃棄物処理業・施設の許可に係る欠格要件への追加(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	平成17年3月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 産業廃棄物処理に係る営業・施設操業から暴力団を排除し、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 法人に対してのみ設けられている欠格要件である、「暴力団員等がその事業活動を支配する者」を個人事業者にも適用する。	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について排除することにより、産業廃棄物処理業から暴力団勢力を排除し、廃棄物処理業界の優良化、廃棄物の不適正処理の防止、反社会的勢力の社会からの追放が図られる。	暴力団員等がその事業活動を支配している疑いのある個人事業者について許可が取り消されることとなる。他方で、廃棄物処理業界の適正化が図られることで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として現行制度を維持することが考えられるが、その場合暴力団員等がその事業活動を支配する個人事業者については、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当する者として取消しを行うしかなく、その要件認定において行政に多大な負担が生ずること、迅速な対応が困難であることをかんがみると、本規制を導入することが有効であると考えられる。	中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会において、「許可制度に係る課題については、次の措置を講ずるべきである。(略)○現在、法人に対してのみ設けられている暴力団員等の事業活動支配に係る欠格要件を、個人事業者に対しても適用すること。」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	平成22年3月末
134	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部産業 廃棄物課	維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場の当該制度の対象への追加	平成17年3月(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 すべての許可処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について適正な維持管理を確保することによって、廃棄物処理の適正化を推進し、もって生活環境の保全を図る。 【内容】 維持管理積立金制度の対象外となつて	これまで維持管理積立金制度の対象外であった処分場についてもその維持管理が適切に行われることで、廃棄物の最終処分場の適正な管理が図られるとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性が高まることが期待される。	許可処分場の設置者はすべて維持管理のための積立金が義務付けられる。他方で、最終処分場の管理の適正化が図られ、さらに、最終処分場に対する信頼が回復し、必要な施設設置が進むことで、結果として不適正処理に起因する監視・原状回復等に要する行政コスト及び社会的コストが減少する。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、処理業者に対し積立金を奨励することが考えられるが、廃棄物の最終処分業は、収益が発生する時期(埋め立てている時期)と専ら費用が発生する時期(埋め立て終了後の管理期間)にギャップがあることから、行政指導又は普及啓発等では、専ら費用が発生する時期に十分	中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会「廃棄物の適正処理に係る課題への制度的対応について」(平成17年1月)において、	平成22年3月末

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律		いる平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場(国又は地方公共団体が設置したものを除く。)について、当該制度の対象に追加し、維持管理積立金の積立てを義務付ける。			な積立てがなされないおそれが高い。従って、当該規制は代替手段に比べ実効的かつ効率的なものであると考えられる。	「現在、維持管理積立金制度の対象となっていない旧処分場についても維持管理積立金制度の対象とし、埋立処分を継続している旧処分場については積立てを義務付けるべきである。」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に改正法律案提出	
135	環境省 水・大気 環境局自動車環境 対策課	特定特殊自動車 排出ガスの規制 等に関する法律 に基づく特定原 動機の型式指定 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・特定特殊自動車 排出ガスの規制 等に関する法律	平成17年3月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 -	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、特定原動機の型式指定を行い、基準に適合している特定原動機であることの確認を合理化する。 【内容】 特定原動機の製作又は輸入を行う事業者の申請により、同一型式の特定原動機のすべてが環境保全の観点から必要な排出ガス性能基準(特定原動機技術基準)に適合することについて、主務大臣の指定を受けることができるもの。	特定原動機の性能を判定することにより、同一型式の原動機を搭載する特定特殊自動車の排出ガス性能が確定され、基準に適合する車両を明確化できる。これにより、使用者の義務履行が容易になり、効果的に規制が実施される。	特定原動機の製作又は輸入を行う事業者は、型式指定の申請を行うことができる。申請は義務ではないが、申請を行った場合、その特定原動機が特定原動機技術基準に適合し、かつ、均一性を有していることが必要となる。これによらない型式指定特定原動機の表示は禁止される。	代替手段として、型式を指定せず個別の確認を求めるとも考えられるが、特定原動機技術基準を満たしているかどうかを特定特殊自動車製作等事業者及び使用者が判断することが困難になることが考えられ、型式を指定する方が効果的かつ効率的と考えられる。 また、型式指定を義務付けることも考えられるが、技術基準を満たしていないものの使用を禁止していることから、製作者及び輸入者に対する過剰規制となると考えられる。	中央環境審議会 「今後の自動車 排出ガス低減対 策のあり方につ いて(第6次答 申)」で、公道を 走行しない特殊 自動車に対する 排出ガス規制の 導入を検討する 必要があるとされ ている。 【RIA結果の活 用状況】 平成17年3月8 日、第162国会 に法律案提出	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。
136	環境省 水・大気 環境局自動車環境 対策課	特定特殊自動車 排出ガスの規制 等に関する法律 に基づく特定特 殊自動車の型式 届出 (規制の新設) 【RIAの対象とし	平成17年3月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 -	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、特定特殊自動車の型式届出を行い、型式指定された特定原動機が搭載され、同一の型式に属する特定特殊自動車のいずれもが排出ガスによる大気の汚染の防止を図るため必要な技術上の基準(特定特殊自動車技術基準)に適合することの確認を合理化する。	型式の届出がされた特定特殊自動車であれば、その排出ガス性能は確保されていることから、使用者が特定特殊自動車技術基準に適合した特殊自動車を選定することが容易になる。	特定特殊自動車の製作又は輸入を行う事業者は、型式の届出を行うことができる。届出は義務ではないが、届出した場合は、届出に係る特定特殊自動車の製作又は輸入をする場合には、特定特殊自動車技術基準に適合するようにしなければならず、検査を行い、その記録を作成・保存しなければならない。これによらない基準適合表示等は禁止される。	代替手段として、型式の指定を行うことも考えられるが、事業者が自ら基準に適合していることを検査し、確認する型式届出よりも事業者の負担が重くなる。 型式の届出もせず個別の確認を求めるとも考えられるが、特定特殊自動車技術基準を満たしているかどうかを使用者が判断することが困難になることが考えられる。	中央環境審議会 「今後の自動車 排出ガス低減対 策のあり方につ いて(第6次答 申)」で、公道を 走行しない特殊 自動車に対する 排出ガス規制の	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		た法令】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律		【内容】 特定特殊自動車の製作又は輸入を行う事業者が、型式指定特定原動機を搭載し、かつ、同一型式の特定特殊自動車のすべてが特定特殊自動車技術基準に適合することについて、主務大臣に届け出て自己確認できるもの。				導入を検討する必要があるとされている。 【RIA結果の活用状況】 平成 17 年3月8日、第 162 国会に法律案提出	案し、必要があると認めるときは検討を行う。
137	環境省 水・大気 環境局自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定特殊自動車の使用の制限 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成 17 年3月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、基準に適合しないものの使用の規制の措置等を講ずることにより、大気汚染の防止を図る。 【内容】 基準適合の表示が付されていない特定特殊自動車の使用の制限	大気汚染の防止を図るために必要な技術上の基準に適合する特定特殊自動車を使用されることとなり、大気汚染の防止が図られる。	基準適合表示又は少数特例表示が付されている特定特殊自動車でなければ使用することができなくなる。基準適合表示又は少数特例表示が付されていない特定特殊自動車は、使用開始前に主務大臣の検査を受けて基準に適合することの確認を受けなければ使用できない。技術基準に適合しなくなった特定特殊自動車について、主務大臣が、使用者に技術基準に適合させるため必要な整備を命じることがある。	代替手段として、基準に適合しない特定特殊自動車の販売を禁止する販売規制とすることも考えられる。 しかし、販売規制とした場合、経済活動を直接に規制することになる上、販売された後の不正改造、故障等に対応できない。また、公道を走行する(オンロード)の特殊自動車は使用規制となっていることから、同一の特殊自動車であっても公道の走行の有無によって規制手法が異なることとなり、法的安定性を害する。このため本法律のような使用規制の方が合理的である。	中央環境審議会 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。 【RIA結果の活用状況】 平成 17 年3月8日、第 162 国会に法律案提出	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。
138	環境省 水・大気 環境局自動車環境対策課	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく特定原動機検査機関の登録 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成 17 年3月 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊自動車)について、効率的に型式指定を行う。 【内容】 特定原動機検査機関の登録、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務づけ	特定原動機の型式指定に関する検査を登録機関が行うことができることにすることにより、公正・中立な検査が実施されるとともに、行政コストが削減される。	特定原動機検査事務を行おうとする場合に登録の申請を行う必要がある。また、登録の更新申請、変更届出等の手続きが必要であるほか、財務諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等の義務が課せられる。	代替手段として、何らの制限なく特定原動機検査を行うことができることや、特定の法人を指定して行わせることが考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定原動機技術基準を満たしているかどうかの検査を行う能力を有する者が、公正・中立な立場で検査を行っているかどうかを担保できない。また、後者の場合、「直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とした「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の趣旨に反する。	中央環境審議会 「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第6次答申)」で、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制の導入を検討する必要があるとされている。 【RIA結果の活用状況】 平成 17 年3月8日、第 162 国会に法律案提出	この法律の施行後5年を経過した場合において、施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
139	環境省 水・大気 環境局自 動車環境 対策課	特定特殊自動車 排出ガスの規制 等に関する法律 に基づく特定特 殊自動車検査機 関の登録 (規制の新設) 【RIAの対象とし た法令】 ・特定特殊自動 車排出ガスの規 制等に関する法 律	平成17年3月 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 －	【目的】 公道を走行しない特殊自動車(特定特殊 自動車)について、技術基準に適合して いることの確認を効率的に行う。 【内容】 特定特殊自動車検査機関の登録、財務 諸表等の備置、帳簿の保存、秘密保持等 の義務づけ	特定特殊自動車の技術基準に適合して いることを確認するための検査を登録機 関が行うことができることにすることにより、 公正・中立な検査が実施されるとともに、 行政コストが削減される。	特定特殊自動車検査事務を行おうとする 場合に登録の申請を行う必要がある。ま た、登録の更新申請、変更届出等の手続 が必要であるほか、財務諸表等の備 置、帳簿の保存、秘密保持等の義務が課 せられる。	代替手段として、何らの制限なく特定特 殊自動車検査を行うことができることに する。また、特定の法人を指定して行わせること が考えられる。 しかし、前者の場合、真に特定特殊自動 車技術基準を満たしているかどうかの検 査を行う能力を有する者が、公正・中立な 立場で検査を行っているかどうかを担保 できない。また、後者の場合、「直ちに事 業者の自己確認・自主保安のみに委ねる ことが国際ルールや消費者保護等の観 点から必ずしも適当でないときは、法令等 に明示された一定の要件を備え、かつ、 行政の裁量の余地のない形で国により登 録された公正・中立な第三者機関による 検査・検定等の実施とする。」とした「公益 法人に対する行政の関与の在り方の改革 実施計画」の趣旨に反する。	中央環境審議会 「今後の自動車 排出ガス低減対 策のあり方につ いて(第6次答 申)」で、公道を 走行しない特殊 自動車に対する 排出ガス規制の 導入を検討する 必要があるとされ ている。 【RIA結果の活 用状況】 平成17年3月8 日、第162国会 に法律案提出	この法 律の施 行後5 年を経 過した 場合に おいて、 施行状 況を勘 案し、必 要があ ると認め るときは 検討を 行う。
140	環境省 水・大気 環境局水 環境課	湖辺環境保護地 区の指定制度の 新設 (規制の新設) 【RIAの対象とし た法令】 湖沼水質保全特 別措置法	平成17年3月 (当該法律案の 国会提出時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 －	【目的】 水質改善に資する湖辺の自然環境を保 護することにより、湖沼水質の改善を図 る。 【内容】 都道府県知事は、指定湖沼の水質の保 全のために特に必要があると認めるとき は、指定地域の区域内に湖辺環境保護 地区を指定することができることとし、湖辺 環境保護地区内において植物の伐採・採 取等の行為を行おうとする者に対して、都 道府県知事への届出を義務づける。	湖沼の水質の保全に資する湖辺の自然 環境を適正に保護することにより、湖沼の 水質の改善につながる。	湖辺環境保護地区内において、規制対 象行為を行おうとする者は、届出義務及 び届出をした日から30日間の着手制限 がかかる。また、都道府県知事が湖辺環 境を保全するために必要があると認めると きは、当該行為を禁止・制限し、又は必要 な措置を執るべき旨の命令が発出され る。 行政は、届出がなされた行為の内容が湖 辺環境を保護する上で問題ないものであ るか等について監視する必要がある。	代替手段としては、「関係者による自主管 理という手段」も想定されるが、私的な目 的のために部外者が無断で植物の採取 等を行う事態も想定されることから、水質 改善に資する湖沼周辺の環境の保護を 実効性をもって進めるには、法律に基づ く行為規制の実施が効率的・効果的であ る。	中央環境審議会 答申「湖沼環境 保全制度の在り 方について」(平 成17年1月)に おいて、「湖沼の 水環境の保全の 観点からは(略) 湖辺の植生を保 全する必要がある 地区を指定し、 (中略)自然浄化 機能を損なうお それのある行為 を制限する措置 を講ずることが適 切である。」という 指摘がなされて いる。 【RIA結果の活 用状況】 平成17年3月8 日、第162国会 に法律案提出	平成22 年3月 末まで
141	環境省 水・大気 環境局水 環境課	負荷量規制の適 用事業場の拡大 (規制の追加、強 化、拡充)	平成17年3月 (当該法律案の 国会提出時まで)	【目的】 湖沼に流入する汚濁負荷を削減すること により、湖沼水質の改善を図る。 【内容】	これまで負荷量規制が適用されていなか った既設事業場に負荷量規制を適用す ることで、湖沼に流入する汚濁負荷を削 減し、湖沼水質の改善を図ることができ	既設事業場を設置している事業者は、負 荷量規制の基準値を遵守することが新た に求められる。ただし、都道府県知事が 定める負荷量規制の基準値は、既設事	代替手段としては、「新增設の事業場に 適用される現行の負荷量規制をさらに強 化すること」が考えられるが、この場合は 強化後の基準値が排水処理施設の適切	中央環境審議会 答申「湖沼環境 保全制度の在り 方について」(平	平成22 年3月 末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 湖沼水質保全特別措置法	【パブリック・コメント実施時期】 —	湖沼水質保全特別措置法では、これまで指定地域内の新增設の工場・事業場のみ負荷量規制を実施し、既設事業場を適用除外としてきたが、今後は既設事業場についても負荷量規制を適用する。	湖沼によって差があるが、既設事業場に負荷量規制を適用することにより、湖沼に流入する汚濁負荷量全体の1%から2%を削減することができると見込んでいる。	事業場を設置している事業者の実態等を踏まえ、排水処理施設の適切な維持管理を行うことで達成可能な水準に設定することを想定しており、規制が適用される事業者にとって過度の経済的負担にはならないものと考えられる。なお、これらの既設事業場は既に水質汚濁防止法の特定施設として届出をしていることから、負荷量規制の適用による追加的な届出等は発生しない。 行政は、事業場が負荷量規制を遵守しているか等について監視する必要がある。	な維持管理により対応できる水準より厳しくなる可能性があり、全体として基準値を満たすために過大なコストを要する可能性があることから、これまで未規制であった既設事業場に新たに負荷量規制を適用することがより効率的・効果的であると考えられる。	成17年1月)において、「現在でも湖沼法に基づく負荷量規制を受けていない既設の特定事業場が多数存在している。そのような事業場に対しても(中略)、負荷量の規制を行っていくことが適切である。」という指摘がなされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月8日、第162国会に法律案提出	
142	環境省 地球環境局地球温暖化対策課	温室効果ガス排出量算定・報告・公表の制度の導入(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 地球温暖化対策の推進に関する法律	平成17年3月15日(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 我が国の温室効果ガスの排出量の実態を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を一層推進していくための基盤を整備する 【内容】 温室効果ガスを相当程度多く排出する者に、毎年度、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付けるとともに、国において排出量の情報を集計し公表する。	温室効果ガスを相当程度多く排出する者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤が整備される。また、排出量情報の公表により、国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることができる。	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者は、毎年、温室効果ガスの排出量を算定し、事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、温室効果ガス排出量の太宗を占める二酸化炭素については、事業者が把握している燃料種別の消費量に係数を乗じて温室効果ガス排出量を算出することができ、また「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第11条の規定による報告があったときには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21の2の規定による報告とみなすことにより、事業者の負担を軽減するよう配慮している。	代替手段として排出者が自主的に算定・公表する場合に比べ、本制度では、①一定の算定方法により算定が維持なわれること、②国が集計して公表することにより、一覽性・正確性を担保することができる。これにより、事業者の自主的取組を促進するとともに、消費者や事業者等の地球温暖化対策への理解を一層増進することができる。	中央環境審議会「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」、「我が国の現状を踏まえて、排出量の算定・報告・公表制度を導入することが適切」とされている。 【RIA結果の活用状況】 平成17年3月15日、第162国会に法律案提出	平成20年までに、この法律の施行状況についての検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
143	環境省 水・大気環境局水環境課	ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設(水質基準対象施設)の追加(規制の追加、強	平成17年5月(パブリック・コメント手続きにおける意見の募集開始時まで)	【目的】 工場・事業場からの排水規制を行うことにより、ダイオキシン類による水環境の汚染の防止を図る。 【内容】 ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排	①担体付き触媒の製造の用に供する施設 ②使用済みの担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 ③フロン類の破壊の用に供する施設からのダイオキシン類の排出が削減され、	追加する特定施設を設置しようとする者は特定施設を設置する際の届出義務があり、届出をした日から60日間の着手制限を受ける。さらに、特定施設を設置する事業場は排水を排水基準に適合させ、毎年1回以上排水の測定を行わなければ	事業者が自主的に防止手段を図ることも考えられるが、ダイオキシン類は非意図的に生成されるものであるため、ダイオキシン類による環境汚染を防止するためには、法に基づく監視及び規制を行うことが最も効率的・効果的な手段である。	平成16年度ダイオキシン類未規制発生源調査検討会(平成17年2月)において、左記①から③の	平成22年3月末まで

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令	【パブリック・コメント実施時期】 平成17年6月	出する ①担体付き触媒の製造の用に供する施設 ②使用済みの担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 ③フロン類の破壊の用に供する施設を特定施設(水質基準対象施設)に追加し、特定施設を設置する際に届出を義務化する。 また工場・事業場からの排出水の測定を行うことを義務付け、ダイオキシン類の排出の制限を行う。	環境汚染の防止につながる。	ばならない。 行政においては、特定事業場が排水基準を遵守しているか等について監視する必要がある。		施設において、ダイオキシン類が非意図的に生成されることが指摘されている。 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメントの資料として活用 平成17年8月15日、政令改正	
144	環境省 自然環境局 国立公園課、自然環境計画課	国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域における動植物の放出等の規制(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 自然公園法 自然環境保全法	平成17年10月6日 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年10月	【目的】 国立・国定公園特別保護地区及び原生自然環境保全地域における優れた景観及び原生の自然保護の維持を図るため、必要に応じ当該地域における景観や自然環境の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を制限し、もって国民の健康で文化的な生活の確保等に寄与する。 【内容】 国立・国定公園特別保護地区内において木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと並びに動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)を要許可行為として追加する。また、原生自然環境保全地域内において動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)を要許可行為として追加する。	許可を要する行為に動物の放出等を加えることにより、人為的に放出された動植物による景観や自然環境への被害を未然に防止することができる。	新たに国立・国定公園特別保護地区内において木竹以外の植物を植栽し、または植物の種子をまくこと並びに動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)が原則としてできないこととなる。(家畜の放牧及び木竹の植栽については、自然公園法第14条において既に規制されている。) 国民が生活の維持のために国立・国定公園特別保護地区内において木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと並びに動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)、原生自然環境保全地域内において動物を放つこと(家畜の放牧を除く。)を行うことは通常想定されないが、学術研究等の目的で実施する場合は、許可のためのコストが生じる。 外来生物対策は、①侵入の予防、②早期発見早期対応、③まん延した種の防除の3段階の対策があるが、①が最もコストがかからないと言われている。国立・国定公園の特別保護地区等における規制は現に国や都道府県によって実施されており、本気性が追加されることによる行政コストの増加はほとんどないものと考えられる。	代替手段としては、人為的に放たれた動植物による被害が生じてないが常時モニタリングを実施し、被害が生じた場合には防除を実施する手段があるが、これらに要するコストは非常に膨大なものとなる。また優れた景観や自然環境への外来生物による被害を未然に防止するためには、侵入を予防することが最も効果的であり、許可を要する行為に動物の放出等を加える本規則の追加が最も効果的である。	・自然公園の一部を改正する法律案に対する付帯決議(平成14年4月 衆議院環境委員会) ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に対する付帯決議(平成16年6月 衆議院環境委員会) ・外来生物問題に関する総合的な取組について(平成16年9月 中央環境審議会 外来生物対策小委員会 委員長講話) 【RIA結果の活用状況】 平成17年11月16日、政令改正	平成22年12月末までに行う
145	環境省 地球環境局 地球温暖化対策課	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】	平成17年11月22日 (パブリック・コメント手続における意見の募集開始時まで)	【目的】 我が国の温室効果ガスの排出量の実態を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を一層促進していくための基盤として地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、温室効果ガス	温室効果ガスを相当程度多く排出する者自らが排出量を算定することにより、自主的取組のための基盤が整備される。また、排出量情報の公表により、国民・事業者全般の自主的取組の促進へのインセンティブ・気運を高めることができる。	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスを排出する者は、毎年、温室効果ガスの排出量を算定し、事業所管大臣に報告しなければならない。ただし、温室効果ガス排出量の大宗を占める二酸化炭素については、事業者が把握している燃料種別の消費量に係数を乗じて温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法第93号)における委任事項を定めるものであり、代替手段は想定されない。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月24日、政令改正	平成20年までに、この法律の施行の状況について

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令	【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 11 月	排出量の算定・報告・公表制度が導入されたところ、本制度の対象となる排出活動及び算定方法を定めるもの 【内容】 温室効果ガス算定排出量の報告を行う「相当程度多い温室効果ガスの排出をする者」について、エネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者は、エネルギーのしよの合理化に関する法律の第一種エネルギー管理指定工場。第二種エネルギー管理指定工場を設置している者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者らし、エネルギー起源二酸化炭素以外の二酸化炭素以外の温室効果ガスに係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者は、「温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出に伴う活動(排出活動)が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量が当該温室効果ガスの種類ごとに二酸化炭素で3,000トン以上である事業所を設置していること」「常時仕様する従業員の数が21人以上であること」の条件を満たすものとする。 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定の対象となる排出活動及び算定方法は、温室効果ガスの種類ごとに、気象変動に関する国際連合枠組条約に基づき、締約国が毎年度条約事務局に対して行っている温室効果ガス排出量の報告の際に用いられている排出活動及び算定方法をベースとして定める。また、温室効果ガス算定排出量の報告については、デフォルトとして別途に定める算定方法と異なる算定方法を用いることができることとする。		排出量を算出することができ、また「エネルギーの使用の合理化に関する法律」第11条の規定による報告があったときには、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21の2の規定による報告とみなすことにより、事業者の負担を軽減するよう配慮している。			検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとされているところ。
146	環境省 総合環境政策局環境保健部企画課	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事業者からの一般拠出及び特別拠出金の徴収(規制の新設)	平成 18 年 3 月 27 日 (当該法律公布後) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 18 年 10 月	【目的】 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、事業者、国及び地方公共団体が全てで費用負担を行い、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講じ、石綿による健康被害者の間に隙間を生じさせないよう迅速かつ安定した	事業者、国及び地方公共団体が全てで費用負担を行うことにより、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講じ、石綿による健康被害者の間に隙間が生じないよう迅速かつ安定した救済制度が実現される。	事業主は、平成19年以降の給付費用を拠出することとし、その詳細については、有識者等による検討を経た後、平成19年度からの徴収に支障が生じないよう平成18年度の前半のできるだけ早い時期に決定する。	石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数の健康被害が発生してきている一方で、石綿に起因する健康被害については長期にわたる潜伏期間があって因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性がある。このため、法制度による救済が必要であ	— 【RIA結果の活用状況】 パブリック・コメント(平成 18 年 10 月予定)の資料と	平成 23 年 3 月 26 日までにを行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 石綿による健康被害の救済に関する法律	(政令、予定)	救済制度を実現する。 【内容】 労災保険の保険関係が成立している事業の事業主(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては当該請負人。以下「労災保険適用事業主」という。)は、毎年度、救済給付の支給に要する費用に充てるため、一般拠出金を拠出する。 独立行政法人環境再生保全機構は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、石綿の使用量、指定疾病の発生の状況その他の事業を勘案して、政令で定める要件に該当する事業主から、毎年度、特別拠出金を徴収する。			り、合理的な手法としては他の代替手段は考えられない。	して活用	
147	環境省 水・大気 環境局大 気環境課	特定建築材料を使用している建築物の解体等における規模要件等の撤廃 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 大気汚染防止法施行令	平成18年3月31日 (当該規制措置決定後) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年11月	【目的】 石綿が使用されている建築物の解体等作業における特定粉じんの飛散を防止する措置の強化 【内容】 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する耐火建築物又は準耐火建築物のうち、一定規模(延べ面積500㎡かつ特定建築材料の使用面積の合計50㎡)以上の解体等作業を規制対象としていたものから、建築物の種類や規模要件の制限を撤廃し、特定建築材用が使用されている建築物を解体、改造又は補修する作業を規制対象とする。	規制対象の規模要件等を撤廃することにより大気環境への石綿の飛散防止の強化が図られることが期待できる。また、大気汚染防止の規制対象と、既に労働者のばく露防止の観点から規制を実施している労働安全衛生法及び石綿障害予防規則の規制対象との間ではほぼ整合が図られることになる。	特定建築材用を使用している建築物の解体、改造又は補修する際、事業者は、規模要件等に関わらず大気汚染防止法の届出義務及び作業基準の遵守義務を負うことになる。ただし、労働者ばく露防止の観点から労働安全衛生法及び石綿障害予防規制により、届出及び作業基準の遵守が規模要件等に関わらず、既に義務づけられていることから、事業者の負担はそれほど大きなものにならないと考えられる。 また、行政においては、届出の審査業務が増えるほか、事業者が作業遵守しているか等について指導する必要がある。	代替案として、規制ではなく、大気環境への飛散防止についてガイドラインを示して事業者や業界の自主的な対応を促す施策も考えられるが、この場合は、規制に比べて実効性に欠ける。また、規制要件未済等の建築物において、石綿障害予防規則では、規制対象となり、大気汚染防止法では規制対象とならないという不整合な状態が継続することになる。 いったん飛散した石綿による環境汚染対応や近隣住民の健康被害対応への社会的コストは膨大なものになるため、大気環境への飛散を未然防止する観点並びに労働安全衛生法及び石綿障害予防規則と整合させる観点から、事前届出、作業基準の遵守といった規制の対象に追加することが効果的であると考えられる。	建築物の解体等における石綿飛散防止検討会の報告書(平成17年11月) 【RIA結果の活用状況】 平成17年12月21日に公布され、平成18年3月1日より施行	平成23年2月末までに行う。
148	環境省 水・大気 環境局大 気環境課	大気汚染防止法の特定建築材料の追加 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 耐汚染防止法施	平成18年3月31日 (当該規制措置決定後) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年11月	【目的】 石綿が使用されている建築物の解体等作業における特定粉じんの飛散を防止する措置の拡充 【内容】 大気汚染防止法において、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料として、既に指定されていた吹付け石綿に加え、石綿を含有する断熱材、保	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に当たって機械による破碎等が行われた場合には、吹付け石綿と同じような飛散が生じるとされている。これらの石綿を含有する建築材料を規制対象とすることにより、大気汚染への石綿の飛散防止拡充が図られることが期待できる。また、大気汚染防止の規制対象と、既に労働者のばく露防止の観点から規制を実施	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を使用している建築物を解体、改造又は補修する際、事業者は、大気汚染防止法の届出義務及び作業基準の遵守義務を負うことになる。ただし、労働者ばく露防止の観点から労働安全衛生法及び石綿障害予防規制により、届出義務及び作業基準の遵守義務が既に義務づけられていることから、事業者の負担はそ	代替案として、規制ではなく、大気環境への飛散防止についてガイドラインを示して事業者や業界の自主的な対応を促す施策も考えられるが、この場合は、規制に比べて実効性に欠ける。また、同様な建築材料において、石綿障害予防規則では、規制対象となり、大気汚染防止法では規制対象とならないという不整合な状態が継続することになる。	建築物の解体等における石綿飛散防止検討会の報告書(平成17年11月) 【RIA結果の活用状況】 平成17年12月	平成23年2月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		行令		温材及び耐火被覆材を追加指定する。	している労働安全衛生法及び石綿障害予防規則の規制対象との間でほぼ整合が図られることになる。	れほど大きなものとならないと考えられる。また、行政においては、届出の審査業務が増えるほか、事業者が作業遵守しているか等について指導する必要がある。	いったん飛散した石綿による環境汚染対応や近隣住民の健康被害対応への社会的コストは膨大なものになるため、大気環境への飛散を未然防止する観点並びに労働安全衛生法及び石綿障害予防規則と整合させる観点から、事前届出、作業基準の遵守といった規制の対象に追加することが効果的であると考えられる。	21日に公布され、平成18年3月1日より施行	
149	環境省 地球環境局地球温暖化対策課	京都メカニズムのための割当量口座簿制度の法定(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	平成18年4月14日(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 —	【目的】 算定割当量の取得、保有及び移転(以下「算定割当量の管理」という。)を記録する口座簿(以下「割当量口座簿」という。)を法制化することにより、京都メカニズムの基盤を整備する。 【内容】 ・算定割当量の管理を行おうとする法人に、管理口座の開設を受けることを義務付ける。 ・口座名義人に、管理口座に係る記録事項の変更の届出を義務付ける。 ・算定割当量の取得及び移転(以下「振替」という。)を行おうとする口座名義人に、振替の申請を義務付ける。	割当量口座簿を法制化することにより、算定割当量の取引の安全が確保され、民間事業者等による算定割当量の取引が活発化することが期待される。これにより、国による算定割当量の調達が可能となり、我が国の京都議定書の約束が達成されることとなる。	算定割当量の管理を行おうとする法人は、管理口座の開設の申請、管理口座に係る記録事項の変更の届出及び算定割当量の振替の申請を行わなければならない。	代替手段として、現在のように、法律による規定を設けず単に割当量口座簿を設けるのみで、算定割当量の管理を民間事業者等の自由に委ねることが考えられる。しかし、その場合でも、 ①国が割当量口座簿を運用する以上、民間事業者等は、算定割当量の管理を行うためには、割当量口座簿を法定化した際に負担としてあげられている手続と同様の手続を行う必要がある。 ②算定割当量の管理に係る法的効力を有するルールが存在しない場合には、民間事業者等が算定割当量の取引等を行う際のリスクが非常に大きくなり、算定割当量の取引が活発に行われなくなるおそれがある。その場合、国による算定割当量の調達が困難となり、我が国の京都議定書の約束の達成も困難となるおそれがある。	中央環境審議会答申「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」において、「1.6%分のクレジットを確保するためには、(中略)我が国においても、「政府によるクレジット調達制度」を可能な限りの早期、すなわち2006年度から導入することが不可欠であり、(中略)政府一体となって、必要な量のクレジットを取得するための制度を確実に整備し、計画的にクレジットを取得していくべきである。」と指摘している。 京都議定書目標達成計画においても、「クレジットの円滑な取得のための具体的な仕組みを第2ステップの可能な限り早期に検討・	平成20年までに行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								構築することが必要であり、2006年度からの実施を目指して、関係府省で連携して検討し、必要な措置を速やかに講ずるものとする。」と指摘している。 【RIA結果の活用状況】 平成18年5月31日成立、6月7日公布	
150	環境省 自然環境 局野生生物課、野生生物課 鳥獣保護 業務室	猟具の設置者の氏名等の表示の義務付け (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成18年4月21日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年12月	【目的】 網及びわなの違法な設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。 【内容】 違法に仕掛けられたわな等の撤去等を進めるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第9条第1項の許可を受けて捕獲等をする場合、環境省令で定めるわな等の猟具に、その架設者の住所、氏名等の表示を義務付ける。	適法に設置された網・わなと違法なものとの判別が容易になるとともに、架設者への連絡が一層円滑になるため、行政による違法な網・わなの迅速な撤去が可能となる。	法第9条第1項の許可を受けて捕獲等をする者に、猟具に氏名等を表示する負担が生じる。	行政指導又は普及啓発により、猟具への氏名等の表示を奨励することが考えられるが、わな等の違法な設置を確実に防止する観点からは、奨励のみでは十分な効果を得ることは困難であると思われる。一方、本措置は、狩猟者登録を受けて狩猟をする者に対しては既に同内容の義務づけがなされていること(法第62条第3項)、及び、違法なわなの設置を防止し、猟具の使用に係る危険を予防する必要性にかんがみれば、過重な負担とはいえない。	— 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164国会に改正法律案提出	平成24年3月末までに行う
151	環境省 自然環境 局野生生物課、野生生物課 鳥獣保護 業務室	捕獲等の許可の適用除外となる行為の追加 (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成18年4月21日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年12月	【目的】 鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化することによって申請者の負担を軽減し、適正な鳥獣の保護を図るもの。 【内容】 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)第47条第2項に定める認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲については、法第9条第1項の捕獲許可を不要とする。	認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲について、鳥獣法に基づく捕獲許可を別途受ける必要がなくなり、事業実施者の負担軽減に資する。(本来許可の際に勘案すべき項目については、認定保護増殖事業等の認定等の際に既に審査しており、鳥獣の保護の観点からも特段の問題は生じない。)	認定保護増殖事業等の実施に係る捕獲等について、法に基づく捕獲等の許可を別途受ける必要がなくなり、事業実施者の負担軽減に資する。	鳥獣の捕獲等に係る許可をすべて不要とすることは、鳥獣の適切な保護に支障をもたらし、不適當である。本措置は、鳥獣の保護の観点から問題の生じない捕獲等に限って許可を不要とするものであり、合理的な手法である。	— 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164国会に改正法律案提出	平成24年3月末までに行う
152	環境省 自然環境 局野生生物課、野生生物課 鳥獣保護	捕獲数制限のための入猟者承認制度の創設 (規制の新設) 【RIAの対象とし	平成18年4月21日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで)	【目的】 狩猟を活用した農林業被害対策を進めるとともに、鳥獣の適正な生息数を維持を図ることにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。 【内容】	当該地域の鳥獣の生息状況を踏まえ、特定の鳥獣の捕獲に関しわば総量規制を行うことにより、きめ細かな狩猟規制を行うことが可能となる。(本制度を活用することにより、現在狩猟を禁止している区域について、入猟者数の制限区域に緩和	環境大臣又は都道府県知事が定めた区域において狩猟を行おうとする者に、環境大臣又は都道府県知事の承認を受ける負担が生じる。	代替措置として、狩猟鳥獣の捕獲等の禁止を解除しつつ、狩猟者が当該区域に集中しないよう行政指導等によって誘導することが考えられるが、行政指導のみでは違法の捕獲を十分に取締ることができず、過度に捕獲等がなされる危険があり、	— 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164国会	平成24年3月末までに行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	業務室	た法令】 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 12 月	第 12 条第 1 項第 2 号の規定により、区域等を定めて、狩猟鳥獣の捕獲等を禁止することができることとされているが、このような区域においても特定鳥獣による農林業被害が生じており、当該禁止の解除を求められる場合がある。しかし、単に禁止を解除するのみでは、狩猟者が当該区域に集中し、過剰に捕獲されてしまうおそれがある。 このように、入猟者数を制限するため特に必要があると認められるときには、環境大臣又は都道府県知事は、承認を受けることができる者の数の上限等を定めた上で、狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ環境大臣又は都道府県知事の承認を受けるべき旨を定めることができることとする。	し、狩猟による鳥獣の捕獲等を推進することで、農林水産業被害の低減を図ることが可能となる。）		対象とする鳥獣の保護が十分に図られないものと思われる。本措置は、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から特に必要があると認めるときに、特定区域・期間の入猟につき環境大臣又は都道府県知事の承認を要することとできることとするものであり、その目的・趣旨に照らして、過重な負担とまではいえない。	に改正法律案提出	
153	環境省 自然環境 局野生生物課、野生生物課 鳥獣保護 業務室	休猟区における特定鳥獣の捕獲等の特例制度の創設 (規制の緩和) 【RIA の対象とした法令】 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 12 月	【目的】 農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数の管理を推進することにより、鳥獣の保護等を図るもの。 【内容】 特定鳥獣による農林業被害等が深刻化する中で、すべての狩猟鳥獣について狩猟が一時的に禁止されている休猟区がこれらの特定鳥獣の避難場所となっており、休猟区を含む地域全体の特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体数調整が円滑に進まないという問題が生じている。このため、都道府県知事は、第 7 条の特定鳥獣保護管理計画の達成のため特に必要があると認めるときは、休猟区の区域の全部又は一部を当該計画に係る特定鳥獣に限り捕獲等を行うことができる区域として指定することができることとする。	休猟区内においても狩猟によって農林水産業被害等を及ぼしている特定鳥獣の捕獲等を進めることができるようになり、特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣の個体数調整が容易となる。	休猟区のうち都道府県知事が指定した地域については、法第 9 条第 1 項の捕獲の許可を受けずに特定鳥獣の捕獲が可能となり、特定鳥獣保護管理計画の達成に資する鳥獣の捕獲等を行おうとする者の負担軽減となる。	狩猟により減少した狩猟鳥獣の数を増加させ、鳥獣の適切な保護を図るためには、休猟区の制度は引き続き必要であり、当該制度を維持しつつ、特定鳥獣に限って捕獲を可能とすることが、鳥獣の保護と農林業被害の防止を両立させる観点から、最も合理的である。	— 【RIA 結果の活用状況】 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国会に改正法律案提出	平成 24 年 3 月末までに行う
154	環境省 自然環境 局野生生物課、野生生物課 鳥獣保護 業務室	使用禁止猟具の所持規制の適用除外の追加 (規制の緩和) 【RIA の対象とした法令】 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成 18 年 4 月 21 日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成 17 年 12 月	【目的】 鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化することによって申請者の負担を軽減し、適正な鳥獣の保護を図るもの。 【内容】 種の保存法第 10 条第 1 項の捕獲許可等を受けている場合には、法第 16 条第 1 項に規定する使用禁止猟具(かすみ網)の所持等を認めることとする。	種の保存法第 10 条第 1 項の捕獲許可を受けた者で、使用禁止猟具を所持等しようとする者について、別途法第 9 条第 1 項の許可が不要となり、事業実施者の負担軽減に資する。(本来鳥獣保護法の許可の際に勘案すべき項目については、種の保存法に基づく許可の際に既に勘案しており、種の保存の観点からも特段の問題は生じない。)	種の保存法第 10 条第 1 項の許可を受けた者で、使用禁止猟具を所持等しようとする者について、別途法第 9 条第 1 項の許可が不要となり、事業実施者の負担軽減に資する。	鳥獣の適切な保護を図る観点から、使用禁止猟具の所持禁止を一律に撤廃することは不相当であり、本措置は鳥獣の保護に支障を及ぼさないと認められる場合に例外的に除外するものであり、妥当である。	— 【RIA 結果の活用状況】 平成 18 年 3 月 7 日、第 164 国会に改正法律案提出	平成 24 年 3 月末までに行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
155	環境省 自然環境 局野生生物課、野生生物課 鳥獣保護 業務室	特定輸入鳥獣に関する標識の装着の義務付け (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成18年4月21日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年12月	【目的】 適法に輸入された鳥獣と違法に捕獲・輸入された鳥獣との識別を容易にし、鳥獣の違法な輸入及び国内における違法な捕獲を防止することにより、鳥獣の保護を図るもの。 【内容】 違法に捕獲され、又は輸入された鳥獣について、適法な鳥獣であると偽って飼養等される事犯が増加しており、その取締りの徹底が求められている。このため、環境省令で定める鳥獣を輸入した者は、環境大臣によって交付される当該鳥獣が第26条の規定に違反して輸入されたものではないことを表示する標識を着けなければならないこととするともに、当該鳥獣に着けられた標識の取り外しを禁止する。	本制度の導入に伴い、適法に輸入された鳥獣と違法に捕獲・輸入された鳥獣とを容易に識別することが可能となるため、違法な輸入及び国内における違法な捕獲に対する取締りをより実効的に行うことができる。(脚環のない鳥獣は、輸入・国内捕獲を問わず、違法な流通と判断されることとなるため。)	特定の鳥獣を輸入する際に、標識の交付申請を行い、標識の装着を受ける必要が生じる。(なお、法第19条に基づく飼養登録の場合と同様、実費を勘案して定める手数料を徴収することとする。)	外見上での識別が困難な鳥獣について、その個体の識別を容易にするためには、何らかの実効性ある識別措置を実施することが必要であり、合理的な手法として他の代替手段は考えられない。本措置による負担は、国内におけるメジロ等の違法捕獲を防止し、鳥獣の保護を図る目的から、過重な負担とはいえない。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164国会に改正法律案提出	平成24年3月末までに行う
156	環境省 自然環境 局野生生物課、野生生物課 鳥獣保護 業務室	わなの使用を禁止又は制限する区域の指定制度の創設 (規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成18年4月21日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年12月	【目的】 わな猟に伴う人の生命及び身体への危険を防止し、狩猟の適正化を図るもの。 【内容】 近年、イノシシ等が住宅地に比較的近い田畑等においても出没し、これらの地域でわなを仕掛けることが増えており、子供がわなに閉じこめられる等の事案が生じている。このため、都道府県知事は、銃器に加え、危険性の高いわなについても、危険の予防等の観点からその使用を禁止し、又は制限する区域を指定することができることとする。	住宅地等、特定の区域において、わなの設置に伴う事故の防止を図ることができる。	禁止区域においては、危険性の高いわなを用いることができないこととなる。また、制限区域においては、これを用いるために都道府県知事の承認を受ける負担が生じる。	代替措置として住宅地に近い場所等、人への危険が発生する可能性の高い地域には危険なわなを設置しないよう行政指導や啓発を行うことが考えられるが、人の生命及び身体への危険を確実に防止する観点からは、指導若しくは奨励のみでは十分な効果を得ることは困難であると思われる。本措置は、人への危険予防等の観点から、都道府県知事が、とらばさみやほこわな等の特定のわなについても銃と同様の使用規制を行うことができることとするものであり、上述の必要性を踏まえれば、過大な制限とまではいえない。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164国会に改正法律案提出	平成24年3月末までに行う
157	環境省 自然環境 局野生生物課、野生生物課 鳥獣保護 業務室	狩猟免許区分の見直し (規制の緩和) 【RIAの対象とした法令】 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成18年4月21日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年12月	【目的】 鳥獣による農林業被害の対応として、農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を適切に進め、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るもの。 【内容】 近年、農家がイノシシ等による農業被害を自ら防ぐため、狩猟免許を取得してわな猟を行う事例が増加している。しかし、現在の狩猟免許区分は「網・わな猟免許」となっており、網とわなの両方に係る知識等が必要であることから、専らわな猟を行おうとする者にとって、免許の取得に過剰な負担を課す結果になっている。このため、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」とに区分し、「わな猟免許」のみの取得も可能とする。	近年のわな猟に係る狩猟免許取得の需要に応じ、これまでの網・わな免許を区分し、わなのみの免許取得を可能とすることで、免許を受けようとする者の負担軽減及び狩猟人口の確保が図られる。(なお、平成17年に措置された特区要望の効果として、島根県等の5県におけるわな猟免許の受験者数は前年比約2倍となっている。)	近年の狩猟免許取得のニーズに応じ、必要な範囲での免許取得を可能とするものであり、狩猟者の負担軽減が図られる。	代替措置として「網・わな猟免許」の合格基準の見直し等も考えられるが、安全の確保の観点から、猟具の適正な使用方法等に係る知識・技術の習得は必須であり、免許を区分することにより、試験等における専門性の向上も見込めることから、免許区分の見直しが最も合理的であると考える。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年3月7日、第164国会に改正法律案提出	平成24年3月末までに行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
158	環境省 地球環境 局環境保 全対策課 フロン等 対策推進 室	フロン類の回収 が必要な場合の 拡大 (規制の追加、強 化、拡充) 【RIA の対象とし た法令】 特定製品に係る フロン類の回収 及び破壊の実施 の確保等に関する法律	平成 18 年 4 月 28 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 平成 17 年 12 月	【目的】 フロン類の回収が必要な特定製品の対象 を拡大することでフロン類の回収及び破 壊を促進することにより、フロン類の大気 中への放出を抑制し、オゾン層の保護及 び地球温暖化の防止を図る。 【内容】 業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に 加え、機器中の部品等のリサイクルを目的 としてリサイクル業者等に譲渡する場合 についても、機器の廃棄又はリサイクルを 目的とした譲渡を行おうとする者は、フロン 類回収業者へフロン類を引渡さなければ ならない。	機器中の部品等のリサイクルを目的として リサイクル業者等に譲渡する場合につい ても、譲渡を行おうとする者は、フロン類 回収業者へフロン類の引渡しを義務化す ることにより、フロン類の適正な回収及び 破壊が行われる。また、悪意を持った業 者が形だけの譲渡を装うことにより、容易 に脱法行為を行うことを防ぐ効果がある。	機器中の部品等のリサイクルを目的として リサイクル業者等に譲渡する場合につい て、譲渡を行おうとする者はフロン類回収 業者へフロン類の引渡しを行う負担が生 ずる。また、その際に書面を交付する負 担が生ずる。	代替手段として、行政指導又は普及啓発 等により、リサイクル業者等に対し、フロン 類回収業者へのフロン類の引渡しを奨励 することが考えられる。しかし、フロン類回 収業者へのフロン類の引渡しには費用が 発生することから、そのような奨励措置だ けで、十分な効果を得ることは困難。	中央環境審議会 答申「今後のフロン類等の排出抑 制対策の在り方 について」にお いて、「有価か否 かにかかわらず 使用を終えた機 器をスクラップ業 者等に譲渡する すべての者に対 し、フロン類の回 収を義務づける べきである。これ は、中古販売業 者等がリユース 目的で引き取っ た機器をスクラ ップ業者等に譲 渡する場合につ いても含むものとする。」と指摘され ている。 【RIA 結果の活 用状況】 平成 18 年 6 月 8 日、改正法公布	平成 24 年 9 月 末まで に行う。
159	環境省 地球環境 局環境保 全対策課 フロン等 対策推進 室	業務用冷凍空調 機器を整備する 際の対策の強化 (規制の追加、強 化、拡充) 【RIA の対象とし た法令】 特定製品に係る フロン類の回収 及び破壊の実施 の確保等に関する法律	平成 18 年 4 月 28 日 (当該法律案の 国会提出後、公 布時まで) 【パブリック・コメ ント実施時期】 平成 17 年 12 月	【目的】 業務用冷凍空調機器の整備時における フロン類の回収及び破壊を促進すること により、フロン類の大気中への放出を抑 制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の 防止を図る。 【内容】 ・業務用冷凍空調機器の整備を行う者 は、フロン類の回収作業をフロン類回収 業者に委託しなければならない。 ・機器整備時のフロン類回収を行おうと する者は、都道府県知事の登録を受けると ともに回収量に関し記録を作成し、事業 所に保存し、都道府県知事に報告しな ければならない。	業務用冷凍空調機器の整備時について も、都道府県知事の登録を受けたフロン 類回収業者へのフロン類の回収を委託す ることにより、フロン類の適正な回収及び 破壊が行われる。また、悪意の者が「廃 棄」を「整備」と偽って、回収業者への委 託を行わないといった脱法行為を防ぐ効 果がある。	業務用冷凍空調機器の整備を行う者は、 フロン類の回収作業をフロン類回収業 者に委託する負担が生ずる。また、機器の 整備時にフロン類の回収作業を行おうと する者は都道府県知事の登録を受けると ともに回収量に関し記録を作成し、事業 所に保存し、都道府県知事に報告する負 担が生ずる。ただし、実態上は、機器整 備を業として行っている者のほとんどは、 既に回収業者の登録を受けている。	代替手段として、行政指導又は普及啓発 等により、整備業者等に対し、回収業者 へのフロン類の引渡しを奨励することが考 えられる。しかし、回収業者へのフロン類 の引渡しには費用が発生することから、そ のような奨励措置だけで、十分な効果を得 ることは困難。	中央環境審議会 答申「今後のフロン類等の排出抑 制対策の在り方 について」にお いて、「機器の修 理・整備時にお ける作業の特性 に配慮しつつ、 機器の修理・整 備時についても 廃棄時の措置の うち、以下のよ うな仕組みを導入 することがまず必 要と考えられる。 これにより、機器	平成 24 年 9 月 末まで に行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								<p>の修理・整備時についてもフロン類の回収が義務化され、回収量等の実態が把握されることとなる。</p> <p>①修理・整備時におけるフロン類の回収義務(中略)</p> <p>②都道府県知事の登録を受けた回収業者による回収の実施(中略)</p> <p>③修理・整備時における回収量の報告等(略)」と指摘されている。</p> <p>【RIA結果の活用状況】 平成18年6月8日、改正法公布</p>	
160	環境省 地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室	解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	平成18年4月28日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年12月	【目的】 建物解体工事時における業務用冷凍空調機器中のフロン類の回収を促進することにより、フロン類の大气中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。 【内容】 建物解体工事の元請業者は、その建物に、冷媒としてフロン類が充てんされていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明しなければならないものとし、工事発注者はその確認作業に協力しなければならないものとする。	建物解体工事の元請業者が、その建物内に、冷媒としてフロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明することを義務化することにより、建物解体工事の発注者は、フロン回収破壊法に課されている自らの義務を確実に認識することとなり、その結果、フロン類の適正な回収及び破壊が促進される。	建物解体工事の元請業者は、その建物に、冷媒としてフロン類が充てんされていないかどうかを確認し、その結果について書面により工事発注者に説明する義務が生ずる。また、工事発注者には、その確認作業に協力する義務が生ずる。ただし、現行法においても、「フロン類のみだり放出禁止」の規定(第38条)は、すべての者に対してかかっており、これを遵守するためには、解体工事を行う者は、工事の対象となる建物中の第一種特定製品の設置状況を確認せざるを得ないので、実質的は負担増にはならない。	代替手段として、現行制度を維持することが考えられる。しかし、建物解体に伴って空調機器等を廃棄する場合の廃棄者(即ち、建物解体工事の発注者)は、通常、建物解体に関する手続に不慣れな上に、建築物の構造等への知見が乏しいため、フロン類回収の発注を怠るおそれが高く、その場合、フロン類が大气中に放出されることとなる。このような状況を改善するためには、本規制を導入する必要がある。	中央環境審議会 答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「廃棄者が確実に責任を果たすことができるよう、解体工事を請け負う者が、解体対象建築物に残存している機器に関する情報を施主に対して提供する仕組みを設けることが必要である。」と指摘されている。	平成24年9月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
								【RIA結果の活用状況】 平成18年6月8日、改正法公布	
161	環境省 地球環境 局環境保 全対策課 フロン等 対策推進 室	フロン類の引渡しの委託等を書面で管理する制度(フロン類引渡行程管理制度)の創設(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	平成18年4月28日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 平成17年12月	【目的】 業務用冷凍空調機器の廃棄時においてフロン類引渡行程管理制度を導入することで業務用冷凍空調機器の廃棄等を行うおとする者(廃棄等実施者)からフロン類の回収業者までの引渡しを確実にを行うことにより、フロン類の大气中への放出を抑制し、オゾン層の保護及び地球温暖化の防止を図る。 【内容】 ・廃棄等実施者は、フロン類を自らフロン類回収業者に引き渡す場合には、当該フロン類回収業者に必要事項を記載した書面を交付し、フロン類のフロン類回収業者への引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を受託する者(受託者)に、委託確認書を交付しなければならない。これらの場合においては、廃棄等実施者はそれらの書面の写しを一定期間保存することとし、受託者は、委託確認書をフロン類回収業者に回付するとともに写しを一定期間保存しなければならない。 ・フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者及び受託者に対し、引取証明書(又は写し)を交付するとともに、写しを一定期間保存しなければならない。廃棄等実施者及び受託者は受け取った引取証明書(又は写し)を保存しなければならない。	・廃棄等実施者が第三者にフロン類回収業者へのフロン類引渡しを委託する場合、書面を交付することにより、委託関係が当事者間で明確となり、フロン類回収に関し、しばしば生じていると言われる「委託されたか否かが曖昧」「関係者の間で認識の齟齬がある」といった状態を防ぐことができる。 ・廃棄等実施者及び受託者に委託確認書等の保存義務を課すことにより、廃棄等実施者がフロン類の引渡しを第三者に委託したものの、適切に回収が行われなかった場合、どこで回収が滞ったのかを保存されている書面から確認することが可能となり、都道府県知事による行政指導が行いやすくなるとともに、関係者への抑止効果が働く。	廃棄等実施者は書面を交付するとともに写しを保管する義務、フロン類の引渡しを受託した者は書面を回付するとともに写しを保存する義務、フロン類回収業者はフロン類を引き取ったときには引取証明書(又は写し)を交付するとともに写しを一定期間保存する義務等が生ずる。また、廃棄等実施者は一定期間経過後も引取証明書が交付されなかった場合等には、都道府県知事に報告する義務が生ずる。	代替手段として、機器の廃棄時に事前に都道府県知事に届け出るということが考えられる。しかしながら、機器の年間廃棄台数は百数十万台であり、一度に複数の機器を廃棄する場合を考慮しても、毎年、数十万件程度の届出がなされることが想定される。これら全てについて都道府県知事が確認するとすると、都道府県に、過重な負担が生ずることをかんがみると、廃棄前届出制を導入することは困難であり、改正案の制度が、より合理的である。	中央環境審議会 答申「今後のフロン類等の排出抑制対策の在り方について」において、「フロン類の回収が適正に完了し、廃棄者が責任をきちんと果たしたことを確認できるよう、また、回収が適切に行われなかった場合において事後に廃棄者又は行政がその原因を究明し、必要な措置を講ずることができるよう、廃棄から回収に至る経路について管理する制度(例えば、フロン類回収管理票(マニフェスト)制度)を導入することが必要である。」と指摘されている。 【RIA結果の活用状況】 平成18年6月8日、改正法公布	平成24年9月末までに行う。
162	大臣官房 廃棄物・リ サイクル 対策部産 業廃棄物 課	特別管理型産業廃棄物である「廃石綿等」の対象範囲の拡大(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とし	平成18年6月2日 (パブリック・コメント 手続における 意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメ	【目的】 特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」の対象範囲を明確化することにより、適正な処理が確実にされることを担保し、もって人の健康に深刻な悪影響を及ぼす事態を防ぐ。 【内容】 廃石綿等の発生源を「建築物」から「建築	建築物以外の工作物に使用されている飛散性の石綿を含む廃棄物についても、特別管理産業廃棄物の基準が適用されることとなり、適切な処理を確保することができる。	今回、「廃石綿等」に含まれるものとして規定する「その他の工作物」に係る「廃石綿等」については、従来から特別管理型産業廃棄物に含まれるものとして運用されてきたところ。したがって、運用上の扱いが変わることにはならないため、新たな負担の増加はないものと考えられる。	代替手段として、法令の規定は従来のままとし、運用において行政指導又は普及啓発により事業者の自主的な取組を推進することが考えられるが、建築物以外の工作物に使用されている飛散性の石綿を含む廃棄物の適正な処理が確実に担保されず、石綿の飛散による人の健康等への影響が懸念されることから、建築物以	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年7月26日政令改正	平成23年5月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【た法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	【分析実施時期】 平成18年6月	物その他の工作物」に拡大する。			外の工作物に使用されている飛散性の石綿を含む廃棄物に対しては、特別管理産業廃棄物の基準を適用させることが望ましいと考えられる。		
163	大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部産業廃棄物課	通常の状態であれば飛散性を有しない石綿を含む廃棄物(以下「石綿含有廃棄物」という。)の収集又は運搬の基準の新設 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	平成18年6月2日 (パブリック・コメント 手続における意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成18年6月	【目的】 石綿含有廃棄物を収集又は運搬する場合における基準を新設することにより、石綿含有廃棄物の飛散を防止し、もって人の健康等に深刻な悪影響を及ぼす事態を防ぐ。また、積替え又は保管を行う場合においても、同様の目的を達成するため、基準を新設する。 【内容】 石綿含有廃棄物を収集又は運搬する場合においては、破損することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集又は運搬することとする。また、積替え又は保管を行う場合においても、積替え又は保管の場所には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとする。	石綿含有廃棄物の収集又は運搬においては、当該石綿含有廃棄物を破損しないよう取り扱うことにより、収集又は運搬時の石綿の飛散防止を確保することができる。また石綿含有廃棄物以外の物と混合しないように収集又は運搬することにより、石綿含有廃棄物を確実に管理し、その適正な処理を確保することができる。また、積替え又は保管の場合も同様である。	石綿含有廃棄物を破損することのないような方法で収集又は運搬を行わなければならないことから、種々の廃棄物をまとめて扱うパッカー車を用いるような収集又は運搬が行えなくなるという事態が考えられる。しかしながら、パッカー車での収集又は運搬は実際には例を見ないことから、このことが負担になるとは考えられない。また、石綿含有廃棄物以外の物と混合しないように収集又は運搬する必要が生じることから、仕切り等を設けるといった軽微な負担が生じるが、これにより石綿含有廃棄物の適正な処理が確保されることから、石綿含有廃棄物の不適正処理に伴う健康被害が生じた場合に比べて社会的なコストは極めて小さいものと考えられる。	代替手段として、行政指導又は普及啓発により事業者の自主的な取組を推進することが考えられるが、石綿含有廃棄物の適正な処理が確保には担保されず、石綿の飛散による人の健康等への影響が懸念されることから、石綿含有廃棄物を収集又は運搬、積替え又は保管する場合における基準を新設することが望ましいと考えられる。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年7月26日政令改正	平成23年5月末までに行う。
164	大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部産業廃棄物課	石綿含有廃棄物の処分又は再生の基準の新設 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	平成18年6月2日 (パブリック・コメント 手続における意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成18年6月	【目的】 石綿含有廃棄物を処分(「中間処理」を含む。以下同じ。)又は再生する場合における基準を新設することにより、石綿含有廃棄物の飛散を防止し、もって人の健康に深刻な悪影響を及ぼす事態を防ぐ。 【内容】 石綿含有廃棄物の処分又は再生の方法を、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのない方法(熔融処理等)により行うこととする。	石綿含有廃棄物の処分又は再生の方法を、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのない方法(熔融処理等)に限ることで、石綿含有廃棄物の適正処理を確保することができる。	石綿含有廃棄物を処分又は再生する場合においては、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのない方法(熔融処理等)により行わなければならないことから、熔融処理等を行うための費用負担(熔融処理業者に支払う処理料金等)が生じる。しかし、石綿含有廃棄物の適正な処理が確保されることから、石綿含有廃棄物の不適正処理に伴う健康被害が生じた場合に比べて社会的なコストは極めて小さいものと考えられる。	代替手段として、行政指導又は普及啓発により事業者の自主的な取組を推進することが考えられるが、適正な処理が確保には担保されず、石綿の飛散による人の健康等への影響が懸念されることから、そのような影響が生じないよう石綿含有廃棄物の処分又は再生の基準を新設することが望ましいと考えられる。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年7月26日政令改正	平成23年5月末までに行う。
165	大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部産業廃棄物課	石綿含有廃棄物の埋立ての基準の新設 (規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	平成18年6月2日 (パブリック・コメント 手続における意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成18年6月	【目的】 石綿含有廃棄物埋立処分を行う場合における基準を新設することにより、石綿含有廃棄物の飛散及び流出を防止し、もって人の健康に深刻な悪影響を及ぼす事態を防ぐ。 【内容】 石綿含有廃棄物の埋立処分については、一定の場所において、かつ、石綿含有廃棄物が分散しないよう行うこととし、埋立地の外へ飛散及び流出しないよう表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずることとする。	石綿含有廃棄物の飛散を防止し、もって人の健康等に深刻な悪影響を及ぼす事態を防止することができる。	石綿含有廃棄物の飛散を防止するために、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずる等の軽微な負担が生じる。また、石綿含有廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれなくする方法(熔融処理等)により処理したものの埋立てについては環境大臣が定める一定の基準に適合させるための負担が生じる。しかし、石綿含有廃棄物の適正な処理が確保されることから、石綿含有廃棄物の不適正処理に伴う健康被害が生じた場合に比べて社会的なコストは極めて小	代替手段として、行政指導又は普及啓発により事業者の自主的な取組を推進することが考えられるが、適正な処理が確保には担保されず、石綿の飛散による健康被害が懸念されることから、石綿含有廃棄物の埋立ての基準を新設することが望ましいと考えられる。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年7月26日政令改正	平成23年5月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
				する。また、石綿含有廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれをなくする方法(熔融処理等)により処理したものの埋立処分については、環境大臣が定める一定の基準に適合させることとする。		さいものと考えられる。			
166	大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部産業廃棄物課	無害化処理認定に係る休業等届出(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	平成18年6月2日 (パブリック・コメント 手続における意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成18年6月	【目的】 石綿を含む廃棄物の無害化処理認定を受けた者が、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る無害化処理の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開した場合等を環境大臣が確実に把握することで、適切な施設管理を担保する。 【内容】 石綿を含む廃棄物の無害化処理認定を受けた者は、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る無害化処理の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したときは、環境大臣に届け出なければならないこととする。	石綿を含む廃棄物の無害化処理認定を受けた者が、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る無害化処理の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開した場合等において、環境大臣が事業者からの届出により把握することで、適切な施設管理ができる。	石綿を含む廃棄物の無害化処理認定を受けた者が、当該認定に係る収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は当該認定に係る無害化処理の用に供する施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開した場合等において、環境大臣に対して届出を行う負担が生じる。	代替手段として、行政指導又は普及啓発により事業者の自主的な取組を推進することが考えられるが、代替手段によっては、石綿を含む廃棄物の無害化処理認定を受けた者の当該行為を環境大臣が把握し適切な施設管理をするという政策目的を達成できないことから、届出制を導入することが望ましいと考えられる。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年7月26日政令改正	平成23年5月末までに行う。
167	大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部産業廃棄物課	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の産業廃棄物処理施設への追加(規制の追加、強化、拡充) 【RIAの対象とした法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	平成18年6月2日 (パブリック・コメント 手続における意見の募集開始 時まで) 【パブリック・コメント 実施時期】 平成18年6月	【目的】 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設について、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を適正に処理できる構造を有していることや飛散防止が徹底されていることを担保し、もって人の健康に深刻な悪影響を及ぼす事態を防ぐ。 【内容】 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第15条第1項の設置の許可を要する「産業廃棄物処理施設」とする。	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設について、法第15条の許可の対象とすることにより、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を適正に処理できる構造を有していることや飛散防止が徹底されることを担保することができる。	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設が法第15条の施設となることで、法第15条に規定する一連の手続を行う負担及び基準に従った施設の維持管理の負担が生じるが、適正処理や飛散防止が徹底されることにより石綿含有廃棄物の不適正処理に伴う健康被害が生じた場合に比べて社会的なコストは結果として減少する。	代替手段として、行政指導又は普及啓発により事業者の自主的な取組を推進することが考えられるが、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の適切な管理運営を確実に担保することは困難となるため、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の設置については、許可制として適切な管理運営を担保することが必要と考えられる。	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年7月26日政令改正	平成23年5月末までに行う。
168	大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部産業廃棄物課	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設に係る生活環境アセス手続(規制の新設)	平成18年6月2日 (パブリック・コメント 手続における意見の募集開始 時まで)	【目的】 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の設置の際に、市町村長からの意見聴取等の生活環境アセス手続(法第15条第3項から第6項までに規定する手続をいう。)を義務づけることで、施設設置手続における利害関係者の参加を促進する	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の設置者に生活環境アセス手続を義務づけることで、施設設置手続における利害関係者の参加を促進し、円滑な施設整備及び生活環境保全上より適切な施設整備が行われることが可能となる。	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の設置者には生活環境アセス手続(書類の準備等の負担)を行う必要が生じるが、施設設置手続における利害関係者の参加が促進され、円滑な施設整備及びより生活環境保全上適切な施設整備が行われることで、石綿含有廃棄物の	代替手段として、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の設置の際に行行政指導又は普及啓発によって任意に生活環境アセス手続を行わせることが考えられるが、生活環境アセス手続は産業廃棄物処理施設の設置における重要な手続であり、代替手段によっては生活環境	－ 【RIA結果の活用状況】 平成18年7月26日政令改正	平成23年5月末までに行う。

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
		【RIAの対象とした法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	【パブリック・コメント実施時期】 平成18年6月	こと。 【内容】 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設を生活環境アセス手続(法第15条第3項から第6項までに規定する手続をいう。)を要する施設とする。		不適正処理に伴う健康被害が生じた場合に比べて社会的なコストは結果として減少する。	アセス手続の実施を担保することはできないことから、法令によって廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設の設置の際における生活環境アセス手続を導入することが望ましいと考えられる。		
169	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル 対策部企画課リサイクル推進室	判断の基準となるべき事項を定めること等による、容器包装を用いる事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進するための措置の導入(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成18年6月9日 (当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 【内容】 主務大臣は容器包装を用いる事業者の判断の基準となるべき事項を定めるとともに、事業者容器包装廃棄物の排出の抑制のための取組が著しく不十分な容器包装多量利用事業者に対しては、主務大臣が指導・助言、勧告・公表・命令の行うこととし、事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る自主的取組を促進する。	事業者による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組の実施を担保・促進し、容器包装廃棄物の排出を抑制することができる。	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための自主的な取組を実施することで、事業者は負担を担うことになるが、当該取組は自主的なものであるから、過剰な負担にはならないと考えている。また、当該取組の結果として、事業者が負担する再商品化義務負担も低減するほか、排出の抑制が進むことで、社会的コストは減少すると考えられる。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、事業者に容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組を促すことが考えられるが、事業者の取組の担保手段に欠けることから、十分に政策目的を達成することができないと考えられる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効果的なものである上、判断基準により一律に事業者の取組を促すことが可能であり効率的なものであると考えられる。	中央環境審議会 廃棄物リサイクル部会意見具申(平成18年2月)において「…事業者の自主的な取組の裾野を広げていくことが必要であり、さらに、事業者が漏れなく取組に参加することを担保するためには、法的な枠組みの下でこうした取組の促進を図ることが必要である。…容器包装の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、…発生抑制等が著しく不十分な特定事業者に対しての勧告・公表・命令等の措置を講ずることが必要である」となっている。 【RIA結果の活用状況】 平成18年6月15日に改正法公布	平成25年3月末までに行う
170	環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル	容器包装多量利用事業者に、事業活動に伴う容器包装廃棄物の	平成18年6月9日 (当該法律案の国会提出後、公	【目的】 容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握することで、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であ	容器包装多量利用事業者の容器包装の使用状況を的確に把握し、容器包装の使用の合理化が著しく不十分であるときは、勧告を行うことができる状況を確保してお	容器包装多量利用事業者は、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための取組の実施状況を把握し、主務大臣に報告する必要が生ずる。	代替手段として、行政が必要に応じ報告徴収、立入検査を行うことにより、実施状況を把握することが考えられるが、この場合一律に行政が実施状況を把握すること	中央環境審議会 廃棄物リサイクル部会意見具申(平成18年2月)	平成25年3月末までに行う

No.	部局名	規制の名称等	分析実施時期	規制の目的・内容	期待される効果の内容	想定される負担の内容	代替手段との比較	有識者の見解等	レビュー時期
	対策部企画課リサイクル推進室	排出抑制のために必要な措置の実施状況に係る報告を義務付け(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	るときは、勧告を行うことができる状況を確認しておくことにより、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 【内容】 容器包装多量利用事業者に、毎年度、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に関し、主務大臣への報告を義務付ける。	くことにより、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出抑制を促進する。	報告徴収に係る行政コストが生じる。	は困難であり、行政の指導等の措置に偏りが生ずる。また、各事業者が、自らの取組の進捗状況を把握する機会が失われる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効率的かつ効果的なものであると考えられる。	において「容器包装の利用量等の観点から対策を特に講ずることが必要だと考えられる特定事業者に対して、発生抑制等の取組の実施状況に関する報告を求めるとともに…」となっている。 【RIA結果の活用状況】 平成18年6月15日に改正法公布	
171	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	事業者等に対する、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金の市町村への拠出の義務付け(規制の新設) 【RIAの対象とした法令】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成18年6月9日(当該法律案の国会提出後、公布時まで) 【パブリック・コメント実施時期】 -	【目的】 市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図ることにより、容器包装リサイクルを一層促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 【内容】 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人又は認定特定事業者に対して、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の資金を、当該市町村に対して支払うことを義務付ける。	市町村による分別収集の質が高まり、再商品化の質的向上が促進されるとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化が図られる。	事業者が費用負担を求めることになるが、その負担額は、再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定することとしていることから、事業者が負担する再商品化費用の効率化と併せて考えれば、当該規制の導入前と比較して事業者の負担が増えることにはならない。 事業者からの金銭徴収、市町村への配分に係る行政コストが生じるが、現行制度における再商品化費用の管理と併せて行うことで、必要最低限に抑えることが可能。	代替手段として、行政指導又は普及啓発等により、市町村による分別収集の質を高め、再商品化の質的向上を促進するとともに、容器包装廃棄物のリサイクルに係る社会的コストの効率化を図ることが考えられるが、関係者の取組を誘導する担保手段に欠けることから、十分に政策目的を達成することができないと考えられる。また、一律に行政が状況を把握することは困難であり、行政の指導等の措置に偏りが生ずる。したがって、当該規制は代替手段に比べ効果的である上、「想定される負担」において示したように、事業者の負担を単純に増加させるものでもないことから、効率的なものであると考えられる。	中央環境審議会廃棄物リサイクル部会意見具申(平成18年2月)において「法律上、事業者と市町村の位置付けを踏まえ、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出するという仕組みを創設することを検討すべき」となっている。 【RIA結果の活用状況】 平成18年6月15日に改正法公布	平成25年3月末までに行う